

# 寒川町環境基本計画

---

## 改訂版

～ ひとりひとりが  
自然と文化を愛する  
水とみどりのまち ～



平成20年3月

---

## はじめに

近年、地球温暖化の影響とも言われる様々な異常気象の発生や、北極の氷の減少や各地の氷河の減少、また、海面水位の上昇により国土が水没の危機に瀕している国があるなど、地球規模の環境問題は深刻な状況になっており、その対応は喫緊の課題となっています。



今を生きる私たちには、地域の環境だけでなく地球全体の環境を考え、一人ひとりが身近な生活の中で、できることから行動することが求められています。

また、次の世代へ、より良い環境を引き継ぐことは、間違いなく私たちの責務であります。

そのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会や生活様式を、循環型の社会や生活に変えていく必要があります。

寒川町は、平成15年3月に「寒川町環境基本計画」を策定し、「ひとりひとりが自然と文化を愛する 水とみどりのまち」を目指し、町民、事業者とも協働しながら、計画に基づく取り組みを進めてきました。

また、町内でも事業者におけるISO14001認証取得事業所の増加や、町民の方が中心となり設立した「寒川環境町民会議(さむかわエコネット)」が環境に関する活動を進めていることなど、活発な環境に関する取り組みが見られます。

しかし、計画策定後4年が経過し、計画に基づく取り組みを進める中での課題や、社会情勢の変化、新たな法令等の整備による環境行政の動きなどの背景のもとで、環境施策をより効果的に推進するため、寒川町環境基本計画を改訂いたしました。

改訂計画では、特に重点的に取り組む施策として「ゴミを減らしリサイクルを進める」、「エネルギーを有効利用し、地球温暖化を防ぐ」、「環境教育・環境学習を進める」という内容を重点プロジェクトとし、より具体的な実施スケジュールを定めました。

重点プロジェクトのみならず、計画の推進については、今後も行政内部はもとより町民、事業者の皆様とのさらなる協働により努めてまいります。

最後に計画の改訂にあたり、ご審議いただいた寒川町環境審議会の委員の皆様を始め、ご意見をお寄せくださいました町民の方々に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

寒川町長 山上 貞夫

# 寒川町環境基本計画

## 目次

### 第1章 環境基本計画の基本的事項 ..... 1

1 計画改訂の背景	2
2 改訂の考え方	6
3 計画の位置付け	7
4 計画の対象範囲	8
5 計画の期間	8
6 計画の実施主体	9
7 計画の全体構成	10

### 第2章 寒川町が目指す望ましい環境像 ..... 11

1 望ましい環境像	12
2 6つの側面から見た望ましい環境像と環境目標	13

### 第3章 重点プロジェクトの展開 ..... 21

1 環境教育・環境学習を進める（環境目標2）	24
2 ゴミを減らしリサイクルを進める（環境目標18）	28
3 エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化を防ぐ（環境目標19、21）	32

### 第4章 環境施策の方向 ..... 37

1 （参加と協働） 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし	
環境目標1 環境に関する知識をたくわえ、情報を充実する	40
環境目標2 環境教育・環境学習を進める【重点プロジェクト1】	43
環境目標3 多彩で活発な環境活動を進める	46
2 （生活環境） 健康で安心して暮らせるまち	
環境目標4 河川の水質をきれいにする	50
環境目標5 空気をきれいにする	54
環境目標6 有害化学物質による汚染を防ぐ	58
環境目標7 近隣公害を防ぐ	62
環境目標8 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	66
3 （自然環境） 自然を守り、育てるまち	
環境目標9 野生動植物を守る	70
環境目標10 樹林地を守り、ふれあう	74
環境目標11 農地を守り、活用する	78

4	(都市環境) 緑や文化を大切にす	快適で安全なまち	
	環境目標 12	身近な緑を守り、育てる	82
	環境目標 13	水辺を守り、親しむ	86
	環境目標 14	歴史的文化的環境を守り、ふれあう	89
	環境目標 15	美しいまちをつくる	92
	環境目標 16	安心して歩ける快適な道を増やす	96
	環境目標 17	災害に強いまちをつくる	100
5	(資源・エネルギー環境) エネルギー・水・ものを大切に	した循環型社会のまち	
	環境目標 18	ゴミを減らしリサイクルを進める 【重点プロジェクト2】	104
	環境目標 19	省エネルギーを進めエネルギーを有効に利用する	
		【重点プロジェクト3】	107
	環境目標 20	節水や雨水利用を心がけ、水を大切に利用する	110
6	(地球環境) 地球環境への負荷を減らす暮らし		
	環境目標 21	地球温暖化を防ぐ 【重点プロジェクト3】	114
	環境目標 22	オゾン層の保護・酸性雨対策などを進める	117

## 第5章 環境基本計画の進行管理 ..... 121

1	計画の推進体制	122
2	進行管理の仕組みと手順	125
3	環境指標の点検手法	128

## 資料編 ..... 135

1	寒川町のすがた	136
2	寒川町環境基本条例	143
3	環境審議会委員等	147
4	寒川町環境基本計画改訂の検討経過	148
5	寒川町環境基本計画改訂版(素案)に対して寄せられた意見等	149
6	諮問・答申	156
7	環境基準等	157
8	用語解説集	165



# 第1章

## 環境基本計画の基本的事項

---

---



相模川

計画改訂の背景



改訂の考え方



計画の位置付け



計画の対象範囲



計画の期間



計画の実施主体



計画の全体構成

## 1 計画改訂の背景

寒川町では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「寒川町環境基本条例」に基づき、本町が目指す望ましい環境像の実現に向けた施策を体系別、方向別に掲げた「寒川町環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」を平成15年3月に策定しました。

計画策定後は、「寒川町環境報告書」を通じて、環境基本計画の環境施策の進捗状況や町民・事業者の活動状況等を点検・公表するなどの進行管理に努めたほか、日常生活や事業活動の中で心がければできる環境行動をわかりやすく示した「環境行動指針《町民編・事業者編》」の作成、各主体の連携・協力を目的とした「寒川環境町民会議（さむかわエコネット）」の設立や、事業所における環境マネジメントシステム（ISO14001）\*の普及啓発に努めてきました。

また、町では一事業者として「環境行動指針《行政編》（地球温暖化対策推進実行計画）」に基づき、町役場の事務・事業に伴い発生する温室効果ガス\*の削減と省資源・省エネルギーを推進する取り組みを進めてきました。

しかし、地域における環境活動の促進、事業系ゴミの増加が顕著に見られるゴミ問題、本町全体における温室効果ガスの排出量の増加等といった町民・事業者との連携や協力が必要とされる課題も挙げられます。

一方で、計画の策定から4年が経過し、京都議定書\*の発効による地球温暖化防止に向けた活動への関心の高まりなどの社会情勢の変化や、地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの合理化に関する法律、環境保全活動・環境教育推進法、環境配慮活動促進法等の法整備が進んでいます。

このような環境問題を取り巻く状況の変化を踏まえ、環境施策をより効果的に推進するため、環境基本計画の改訂を行いました。

### (1) 計画策定による成果と課題

環境基本計画は、次の6つの側面から見た望ましい環境像を掲げ取り組んできました。計画策定から4年が経過した現段階における取り組みの成果及び課題は次の通りです。

#### ① [参加と協働] 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

本町では、多くの人が環境に関心を持てるよう各種環境情報を収集し、広報紙、ホームページ等での提供の充実を図るとともに、環境報告書による環境施策の進捗状況等の点検・公表を行ってきました。また、環境学習機会の創出、学校及び地域における環境学習の実施、町民、事業者への支援による環境活動の活発な動きが出ており、取り組みの成果が見られます。

一方で、それぞれの学校で特色を持った環境教育の充実、こどもエコクラブ\*の設立や学校及び地域における環境活動を担う人材の育成や、自発的な環境活動を促進することが必要です。

## ② [生活環境] 健康で安心して暮らせるまち

本町では、大気汚染、水質汚濁、近隣公害等の状況を継続的な調査により把握してきました。また、環境パトロールの実施、エコドライブ\*の普及や排水時の配慮、騒音や悪臭等の近隣への配慮など、町民への啓発や工場・事業所への指導等を図り、公共下水道や道路等の基盤整備を進めたため、悪臭等の苦情件数減少や河川の水質改善に一定の成果が見られます。

まちの生活環境はおおむね良好な状態を保っていますが、大気汚染等の調査を実施し、状況の把握及び取り組みを継続するとともに、人の健康に影響を与える環境の変化等が起こった際の対処や情報提供や、小出川の水質汚濁をはじめとする環境への影響の範囲が広いものについては関係機関と連携・協力した対策を進めていくことが必要です。

## ③ [自然環境] 自然を守り、育てるまち

本町では、水辺に生育する希少な植物種、サギ類やシギ・チドリ類などの鳥類が生息・飛来していることが確認され、町民が自然に親しめる場所として自然観察に活用することのできる貴重な自然が残されています。

動植物の生育・生息環境となる樹林地や農地については、保全に関する支援や自然環境に関する啓発を進めていますが、開発による緑等の減少や耕作放棄地の増加を食い止める対策を検討し、取り組みを進めることが必要となっています。また、近年問題となっている外来生物\*については、本町でもアライグマやハクビシンなどの目撃、被害の情報が増加傾向にあるため、外来生物の把握や移入防止対策を検討することが必要です。

## ④ [都市環境] 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

本町では、町民が身近にふれあえる緑や水辺を守り創出するために、多くの人が利用する場所の緑化を各主体が協力・参加して維持管理を進めています。また、まちの美化を図るため、ポイ捨て・不法投棄対策として条例の制定や監視体制の整備を進めていますが、環境美化活動の実施により散乱ゴミが減少するなどの成果が見られます。

しかし、まちの環境をより良くしていくため、まちの緑や水辺を守る意識の高揚を図り、各主体が一体となって取り組みを進めていくことが必要です。依然としてポイ捨てや人の目につにくい場所での不法投棄が見られることから、パトロールの強化や環境美化活動を通じた公共の場所等にゴミを捨てない意識の啓発が必要です。

## ⑤ [資源・エネルギー環境] エネルギー・水・ものを大切にする循環型社会のまち

本町では、ゴミの減量化・再資源化を推進するために、収集体制の充実や生ゴミ処理機・容器\*の普及促進、ゴミの分別化に関する施策を進め、ゴミ資源化率\*は増加し、取り組みの成果が見られるようになりました。

しかし、平成18年度において生活系、事業系ゴミの排出量はともに増加に転じたため、町民等に対するゴミの減量化・資源化等の3Rの推進や、事業者に対する廃棄物の適正な処理、減量化の指導などの取り組みを進めていくことが課題です。

また、本町のエネルギー使用量を削減するために、町役場で率先した省エネルギー行動を推進するとともに、町民・事業者と一体となって取り組みを進めていくことが必要です。



⑥ [地球環境] 地球環境への負荷を減らす暮らし

本町では、日常生活・事業活動における環境に配慮した行動の啓発を進めるとともに、これらを実践し、地球環境への負荷を減らす取り組みを進めてきました。事業者の環境意識の高まりから、環境マネジメントシステム（ISO14001）の普及が進んでいます。

また、町役場では「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、省資源・省エネルギー行動に努め、温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めたことにより、削減の成果が見られます。

しかし、地球温暖化防止については、町における温室効果ガスの排出量が増加の傾向にあるため、緑の保全と創出、省資源・省エネルギーをはじめとする施策を複合的に進めることが必要となっています。特にエネルギーの使用を抑制するための各主体の省エネルギー行動の推進が重要であり、より良い取り組みを推進していくための情報提供、啓発活動を進めるとともに町民・事業者と連携・協力した取り組みを進めることが必要です。

(2) 社会情勢の変化

近年におけるさまざまな環境問題は、環境に関する法律の整備や、行政や事業者の活動だけで解決できるものではなく、かつあります。その背景にはライフスタイルや価値観の変化、人々のモラル・マナーといった問題が複雑に絡み合い、対応や解決が難しくなっているからです。そのため、問題の解決には町民・事業者・地域社会と連携しながら各主体の取り組みを推進していくことが今まで以上に求められています。

① 環境教育・環境学習<sup>\*</sup>について

人々の生活や事業活動によって発生する都市及び生活型の環境問題や、地球環境問題を解決するためには、町・町民・事業者が連携を図り、学校、家庭、職場、地域等のさまざまな場において環境教育・環境学習を行うことが重要となっています。

自らの行動様式、ライフスタイルを見直すことや環境問題を正しく理解して行動につなげていくための環境教育・環境学習に加えて、各主体が連携して、体験できる場や機会を広げ、これからの地球環境を担う人材を育成していく取り組みが必要となっています。

② 自然環境について

近年の市街化の進行による緑地や自然植生の減少は、地域の緑地や水辺に生育・生息する動植物の減少につながるため、種の多様性の保全が必要となっています。レッドリスト<sup>\*</sup>によると、日本に生育・生息する爬虫類31種、両生類21種、哺乳類42種、汽水・淡水魚類144種、維管束植物1,690種、鳥類92種が絶滅のおそれのある野生生物の種として選定されています。

また、人為的要因が強いとされる外来生物の移入による生態系<sup>\*</sup>の破壊が無視できない状況になりつつあり、生態系の保護だけでなくこれらに対する取り組みも必要となっています。

### ③ 廃棄物問題について

廃棄物の適正処理とともに、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進し、廃棄物そのものを減量していくことが循環型社会\*の構築をしていく上で重要となっています。

わが国の一般廃棄物\*の排出量は平成12年度以降継続的に減少しており、分別の徹底や選別による資源化が着実に浸透してきている状況といえますが、循環型社会を実現するためには、日常生活や事業活動を見直し、日頃からの取り組みを積み重ねていくことが必要となっています。

### ④ 地球環境問題について

平成17年2月に京都議定書が発効されたことで、地球温暖化防止が世界の取り組みとして本格化しました。また、平成18年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に対して、自らの温室効果ガスの排出量を年度ごとに算定し、国に報告することが義務化されるなど、わが国では議定書で定められた温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、官民を挙げた取り組みが進められています。

平成20年1月1日からは、議定書の第1約束期間がはじまり、日本の温室効果ガス排出量6%削減（1990年度比）のため、特に一人ひとりの意識改革、ライフスタイルの転換等の行動を促進することが必要となっています。

## (3) 国及び神奈川県環境行政の動向

国では、平成5年に制定した環境基本法に基づき、平成6年、12年に続く「第3次環境基本計画」を平成18年4月に閣議決定しています。計画は、施策の実効性をより確保するために「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」など6つの環境政策の展開の方向を掲げ、具体的に取り組むべき施策について、「地球温暖化問題に対する取組」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」など10分野を重点分野政策プログラムとして定めています。また、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築や地球環境の保全を進めていくためには、地方公共団体における総合的・計画的な環境保全への取り組みや、国民、企業、民間団体などそれぞれの主体で取り組みを進めることが期待されています。地球環境や日常生活、事業活動に密接に関わる問題など多岐にわたる環境を取り巻く変化に対して、各種リサイクル対策、循環型社会形成推進、地球温暖化対策、環境教育推進等に関する法律の整備が進められています。

一方、県においても「環境保全型社会かながわ」の実現を目指して環境の保全と創造に関する施策を実施し、地域の実情に沿った環境への負荷の低減や自然環境の保全に関する取り組みが進められています。

■ 国及び県における環境行政の動向

年代	県の動き	国の動き
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川県地域公害防止計画 策定</li> <li>○ 神奈川県地球温暖化防止実行計画 策定</li> <li>○ かながわ新エネルギービジョン 策定</li> <li>○ かながわeco ネットワーク 発足</li> <li>○ 新アジェンダ21 かながわ ～持続可能な社会への道しるべ～ 策定</li> <li>○ かながわ環境白書 発行</li> <li>○ 特定鳥獣保護管理計画 策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設整備計画 閣議決定</li> <li>● ヒートアイランド対策大綱 策定</li> <li>● 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）制定</li> <li>● 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）施行</li> <li>● 循環型社会形成推進基本計画 策定</li> <li>● 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 施行</li> <li>● ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 策定</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川県 ESCO 事業導入等基本方針 策定</li> <li>○ 神奈川県 ESCO 事業導入計画 策定</li> <li>○ かながわ環境白書 発行</li> <li>○ 環境報告書 発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針 閣議決定</li> <li>● 京都議定書 発効</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4期神奈川県分別収集促進計画 策定</li> <li>○ かながわ環境白書 発行</li> <li>○ 環境報告書 発行</li> <li>○ 神奈川県環境基本計画 改訂</li> <li>○ かながわ水源環境保全・再生施策大綱 策定</li> <li>○ かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）施行</li> <li>● 京都議定書目標達成計画 閣議決定</li> <li>● 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行</li> <li>● 環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）施行</li> <li>● わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画決定</li> <li>● 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律 施行</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川みどり計画 ～保全・再生・創出をめざして～ 策定</li> <li>○ 神奈川県地球温暖化対策地域推進計画（新アジェンダ21 かながわ数値目標） 策定</li> <li>○ 神奈川県水源環境保全・再生基金条例 制定</li> <li>○ かながわ環境白書 発行</li> <li>○ 神奈川県景観条例 施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三次環境基本計画 閣議決定</li> <li>● 石綿による健康被害の救済に関する法律 施行</li> <li>● エネルギーの使用の合理化に関する法律 改正</li> <li>● 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正</li> <li>● 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書 公表</li> <li>● 改正容器包装リサイクル法 一部施行</li> </ul>

## 2 改訂の考え方

本計画は、今日の環境問題の実態により対応したものにするため、計画の成果と課題、社会情勢の変化や環境行政の動き等を反映し、次に示す基本的な考え方により見直しを行いました。

■ 基本的な枠組の継承と環境施策の見直し

計画に掲げる「寒川町が目指す望ましい環境像」や「環境目標（22項目）－施策の体系」等の基本的枠組は、引き続き継承することとしました。

「環境施策の方向」は、これまでの施策の取り組み状況や課題、社会情勢の変化を踏まえ、目標達成のための具体施策及び環境指標の見直しを行いました。

■ 重点的に取り組む施策の設定

計画の到達年度のあるべき姿を考え、計画の期間中に優先的に取り組むべきテーマを重点プロジェクトとして設定し、各主体間の連携や施策の取り組み方針に関する具体的内容及びスケジュールを示しました。

■ 計画の実効性の確保

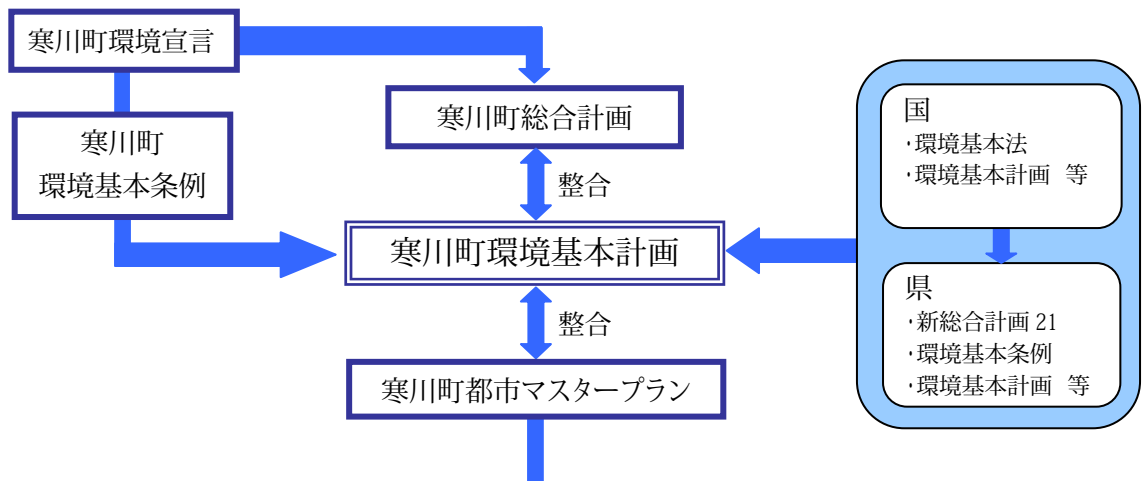
計画は PDCA サイクル\*に基づいた進行管理を行うとともに、環境施策の進捗状況や「環境報告書」に対しての環境審議会、町民等からの意見を活用し、計画の推進を図ります。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「寒川町環境基本条例」、「寒川町環境宣言」の基本理念に基づき、望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

また、「さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）」を上位計画とし、本町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けます。

#### ■ 計画の位置付け



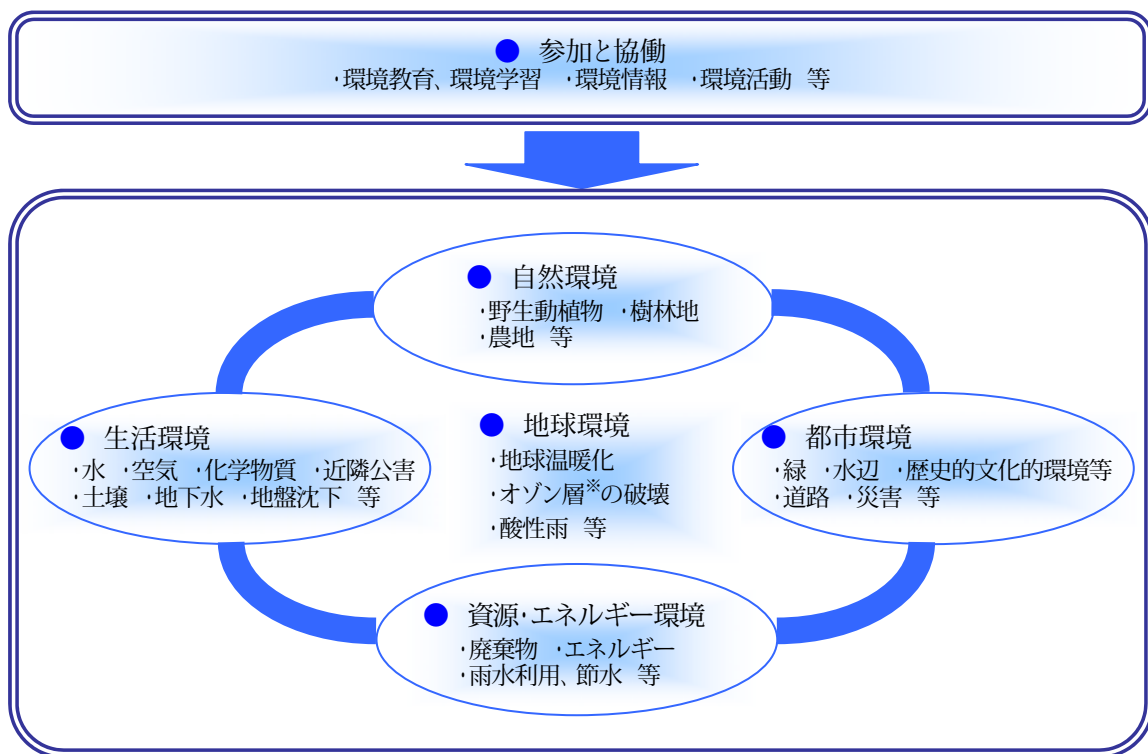
各分野の個別計画	
緑化・公園・緑道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の基本計画（都市計画課）</li> <li>● 新川と文化のまちづくり計画（企画政策部）</li> </ul>
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寒川町幹線町道将来計画（道路課）</li> <li>● 寒川町将来道路計画（道路課）</li> </ul>
産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寒川中心市街地活性化基本計画（産業振興課）</li> <li>● 寒川町農業プラン（産業振興課）</li> <li>● さむかわ商業ビジョン（産業振興課）</li> <li>● 相模国さむかわ産業リフレッシュ計画（産業振興課）</li> </ul>
環 境 ・ 美 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物処理基本計画（環境課）</li> </ul>
面 的 整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ツインシティ*倉見地区まちづくり基本計画（新幹線新駅対策課）</li> </ul>
下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道計画（下水道課）</li> </ul>
防 災 ・ 交 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寒川町防災計画（防災安全課）</li> <li>● 寒川町交通安全計画（防災安全課）</li> </ul>
教 育 ・ 文 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寒川 学びプラン（生涯学習課）</li> </ul>

## 4 計画の対象範囲

本計画は、町内全体を対象地域とします。ただし、環境の保全と創造のために、本町のみでは解決できない取り組みや行政区域を越えて広域的な連携が必要になるものについては、周辺自治体はもちろん、国・県・全国の自治体とも連携していきます。

計画の対象とする環境の範囲は、環境基本条例に基づき町の環境で確保されるべき事項として、参加と協働、生活環境、自然環境、都市環境、資源・エネルギー環境、地球環境までと幅広く設定します。

### ■ 計画の対象とする環境の範囲



## 5 計画の期間

平成15年に策定した「寒川町環境基本計画」は、「さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）」の前期基本計画期間と合わせ、平成15年度から平成23年度までの9年間を計画の期間としています。

本計画では中間期にあたる時期に見直しを行ったため、平成20年度から平成23年度までの4年間を計画期間とします。

## 6 計画の実施主体

計画の実施主体は、町・町民・事業者・滞在者（以下「各主体」という。）とします。

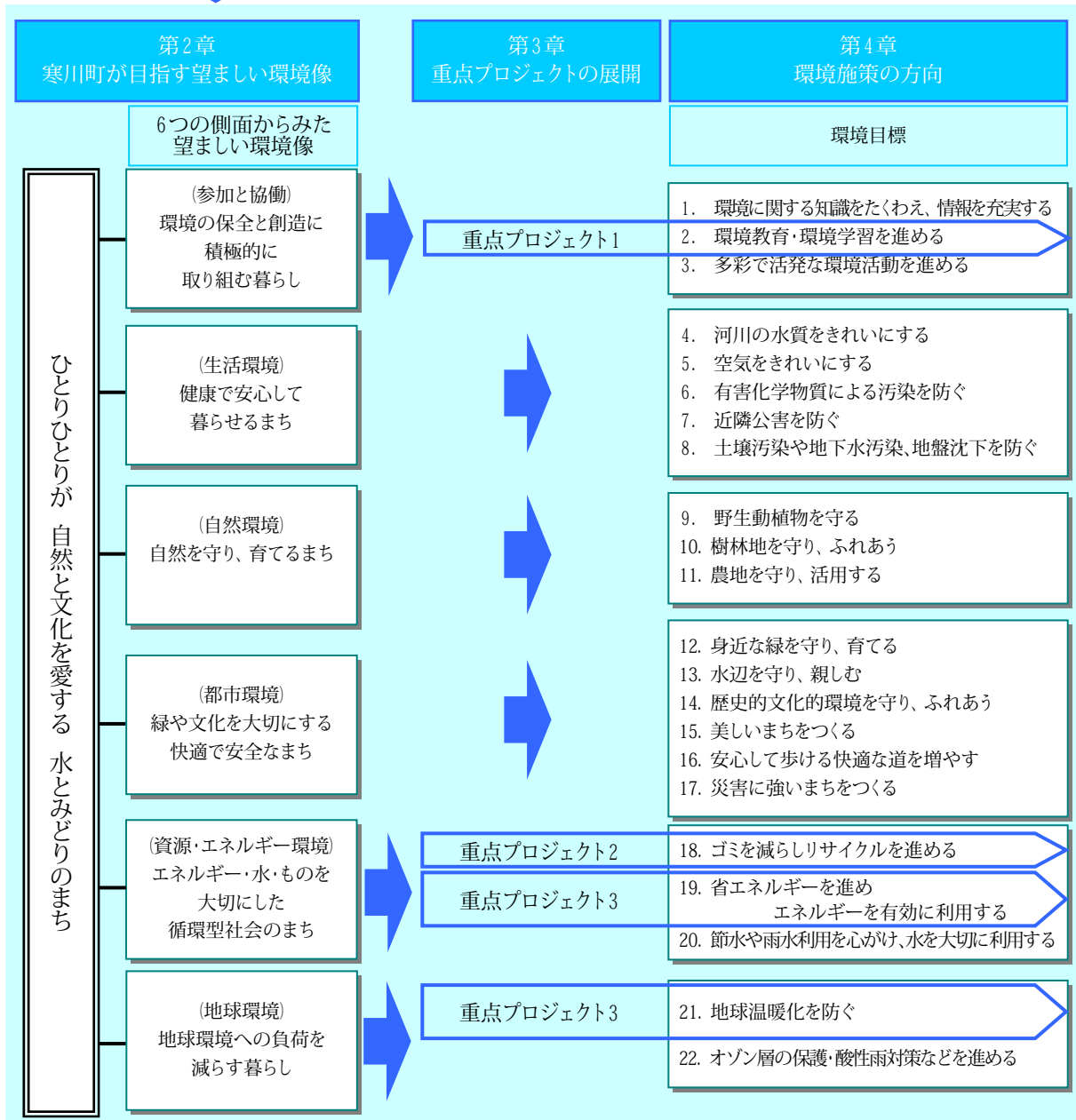
本町へは他の地域から多くの人々が寒川神社や相模川を訪れることから、計画の実施主体には滞在者を含みます。

### ■ 各主体の責務

町	町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先した取り組みを進めます。
町民	町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
事業者	事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組み、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
滞在者	滞在者や旅行者は、町の滞在に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

# 7 計画の全体構成

第1章 環境基本計画の基本的事項			
◆ 計画改訂の背景	◆ 改訂の考え方	◆ 計画の位置付け	◆ 計画の対象範囲
◆ 計画の期間	◆ 計画の実施主体	◆ 計画の全体構成	



第5章 環境基本計画の進行管理		
◆ 計画の推進体制	◆ 進行管理の仕組みと手順	◆ 環境指標の点検手法

## 第2章

# 寒川町が目指す望ましい環境像

---

---



寒川神社の杜

望ましい環境像



6つの側面から見た望ましい  
環境像と環境目標



## 1 望ましい環境像

本町が将来的に目指す望ましい環境像とは、どのようなものでしょうか。

まちづくりの基本となる「さむかわ2020プラン（寒川町総合計画）」（平成14年3月策定）では、基本理念の一つとして「自然を大切にしまちづくり（環境との共生をめざして）」を掲げています。また、その実現を目指し「優しさと輝きとうるおいのあるまち 湘南さむかわ」を町の将来像として定め、5つの基本目標に沿って各種施策を推進していくこととしています。

本計画では、さむかわ2020プランの基本目標の1つである「環境と共生したうるおいあるまちづくり」を踏まえて、自然や文化を大切にしながら、将来にわたって安心して住み続けたいと思える水とみどりのまちづくりを進めていくこととします。

こうしたことから、本計画では本町が目指すべき望ましい環境像として、

『ひとりひとりが 自然と文化を愛する  
水とみどりのまち』

を掲げます。

私たちは、環境と共生した生活を営んでいた先人の知恵に学びながら、残された自然を守り育て、ふるさとの未来に豊かな環境を創り上げていくために、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

そうした努力があってはじめて、私たち人間はもとより、生態系を形づくる生き物すべてが健康やかに暮らすことのできる環境がもたらされ、将来の世代に確かな明日を約束することにつながります。

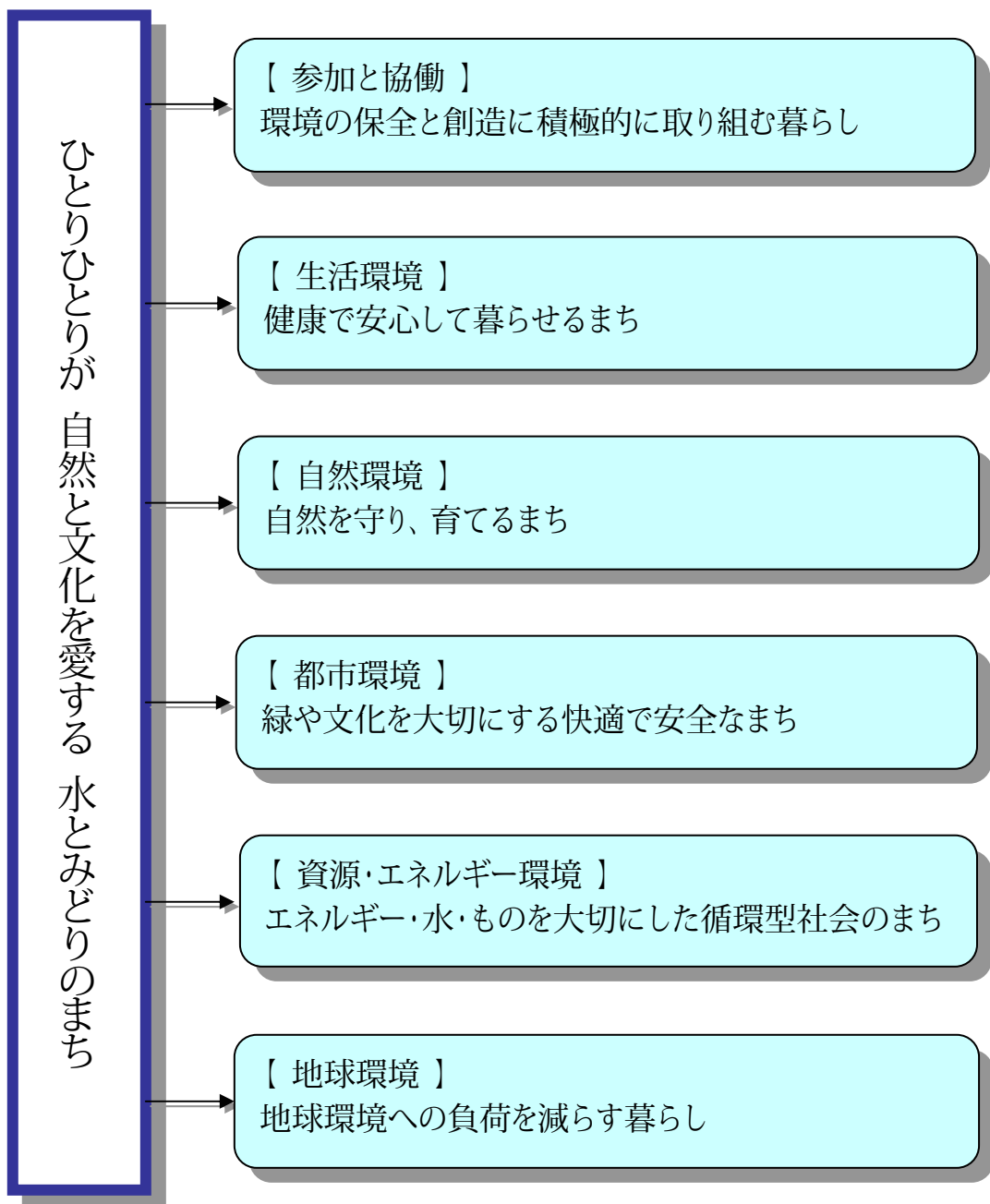
## 2 6つの側面から見た望ましい環境像と環境目標

本町の望ましい環境像を実現するため、また環境の保全と創造の方向性を明確にするため、それぞれ次のような6つの側面から見た「まちのすがた」、「町民の暮らし」を目指します。

また、6つの側面から見た望ましい環境像を実現していくため、22の環境目標を掲げ、それぞれの環境施策を展開していきます。

■ 望ましい環境像

■ 6つの側面から見た望ましい環境像



■ 参加と協働 ～ 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし ～

環境保全の大切さを知るためには、環境に関する状況を正確に把握することが重要です。町民の環境活動を活かしながら、環境に関する情報の提供・意見交換を行い、多くの人々が環境について学び、体験することのできるプログラムの充実を図ることが望まれています。

また、環境教育・環境学習の充実を図り、子どもの世代から環境を保全・創造することの大切さを学び、世代を超えて環境の議論が活発に行われるような仕組みづくりを行い、さらには環境活動の芽を育て、町全体に活動の輪を大きく広げることが重要です。そのためには、町民や事業者等が行う活動を支援する仕組みをつくり、各主体が参加と協働による活動を展開する環境にやさしい地域社会の形成を目指します。

環境目標 1	環境に関する知識をたくわえ、情報を充実する
環境目標 2	環境教育・環境学習を進める【重点プロジェクト1】
環境目標 3	多彩で活発な環境活動を進める

## ■ 生活環境 ～ 健康で安心して暮らせるまち ～

公害とは、事業や人の活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下によって、人の健康又は生活環境に係わる被害が生じることを指します。

本町では、だれもが健康で安心して暮らせる環境を確保するため、県と連携して工場・事業所などへの行政指導や環境改善対策に取り組むとともに、町民・事業者に対して環境への負荷の少ない行動を促してきましたが、事業所等から発生する悪臭や騒音といった解決の難しい感覚公害や、生活排水などに起因する水質汚濁などの問題がまだ見受けられます。また、さがみ縦貫道路の開通後は自動車交通量の増加が見込まれることから、大気汚染、騒音、振動に関する取り組みを進めていくことも重要です。

ダイオキシン類\*をはじめとする有害化学物質による問題やアスベスト\*による健康被害などは社会問題となり、人々の関心は高くなっています。

今後これらの問題を解決していくために、これまで進めてきた環境保全対策を進めるとともに、町民・事業者のそれぞれの立場で公害の未然防止を図り、健康で安心して暮らせるまちの形成を目指します。

環境目標 4	河川の水質をきれいにする
環境目標 5	空気をきれいにする
環境目標 6	有害化学物質による汚染を防ぐ
環境目標 7	近隣公害を防ぐ
環境目標 8	土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ

## ■ 自然環境 ～ 自然を守り、育てるまち ～

自然環境が豊かな場所は、さまざまな動植物が生きている環境ともいえます。特に河川をはじめとする水辺や樹林地には多くの動植物が見られます。

近年では、都市化の影響や外来種<sup>\*</sup>の移入により徐々に地域の生態系が脅かされている状況が見られ、本町でも少ないながらも斜面地や社寺周辺に残されている樹林地、相模川を代表とする河川や湧水、ため池の役割を担う水田地帯などのまちに残されている自然環境を保全し、野生動植物が生育・生息する環境を守り育てていくことが重要です。

樹林地や農地の保全は、町、町民、地権者等が協力し、保全していくことが必要であり、人間の活動によりこれらの環境を損なわないためにも、一人ひとりが自然の大切さを認識し、取り組みを進め、地域全体で自然を守り育てるまちを目指します。

環境目標 9	野生動植物を守る
環境目標 10	樹林地を守り、ふれあう
環境目標 11	農地を守り、活用する

## ■ 都市環境

### ～ 緑や文化を大切にする快適で安全なまち ～

公園や街路樹などの身近な緑は、人々の憩いの場としてだけでなく、小鳥など小動物の生息空間、空気の浄化作用、ヒートアイランド現象の緩和などさまざまな機能を持っています。また、相模川や目久尻川、小出川などの水辺は、親水空間として人々に潤いと安らぎを与える役割を持っています。

本町に多く残されている歴史文化財の周辺の自然環境やまちなみは、快適な生活を営む上で都市の環境として欠かすことのできないものとして保全が求められています。

一方、タバコや空き缶等のポイ捨てによる道路沿いの散乱ゴミや不法投棄、落書き等により、まちの景観が損なわれている箇所があり、町民・事業者に対してマナー・モラルの向上を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止対策を講じ、まちぐるみで環境美化の推進を図っていく必要があります。

また、快適な歩道などの整備や災害に対する環境対策など、町民の安全を守るための取り組みも重要であり、町民がより快適に生活できるように整備を進め、環境に配慮した都市環境を目指します。

環境目標 12	身近な緑を守り、育てる
環境目標 13	水辺を守り、親しむ
環境目標 14	歴史的文化的環境を守り、ふれあう
環境目標 15	美しいまちをつくる
環境目標 16	安心して歩ける快適な道を増やす
環境目標 17	災害に強いまちをつくる

■ 資源・エネルギー環境

～ エネルギー・水・ものを大切にした  
循環型社会のまち ～

私たちは日常の暮らしの中でたくさんの「資源」を「もの」として消費し、たくさんの「ゴミ」として捨てています。

ゴミ問題の解決のためには、ゴミの発生を抑制することが最も重要であり、その上で持続可能な循環型のまちを目指すためには、ものを無駄なく大切に使うことや、資源となるゴミを有効に利用するためのリサイクル活動を活発化させることが重要です。

便利で豊かな生活は大量にエネルギーを消費することで成り立っています。このような生活様式を続けることは石油などの化石燃料資源の枯渇を招くばかりでなく、エネルギー消費の過程で二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）\*などの温室効果ガスを大量に排出することにつながっており、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーを大切に使い、消費量を減らしていくことが必要です。また、太陽光、風力など、化石燃料資源の消費量を減らすことができる環境にやさしいエネルギーを活用していくことも重要になります。

エネルギーや水の消費、ゴミの排出は、日常生活や事業活動の中でも最も密接な関わりがあるため、限りある資源を有効利用し、大切にすることを意識を高め、町民・事業者一人ひとりが積極的に省資源・省エネルギー行動に取り組む循環型のまちを目指します。

環境目標 18	ゴミを減らし、リサイクルを進める 【重点プロジェクト2】
環境目標 19	省エネルギーを進めエネルギーを有効に利用する 【重点プロジェクト3】
環境目標 20	節水や雨水利用を心がけ、 水を大切に利用する

## ■ 地球環境 ～ 地球環境への負荷を減らす暮らし ～

地球環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄を背景とした私たち一人ひとりの日常生活や事業活動による環境への負荷が積み重なって生じています。特に地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は、エネルギーの使用によりその多くが排出されています。本町においても町全体の二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。地球上には、人類をはじめ多種多様な動物や植物が共存しています。現代を生きる私たちは、次の世代によりよい環境を残していくためにも、地球全体の環境を守る視野を持ち、身近なところから問題の解決に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

そのためには、日常生活において環境にやさしい行動を取り入れるとともに、暮らしの中で環境への負荷を減らすための仕組みを構築していくことが必要です。また、各主体があらゆる活動を通じて、地球環境の保全に貢献する取り組みを連携して行うことにより、地球環境への負荷を減らす暮らしを目指します。

環境目標 21

地球温暖化を防ぐ 【 重点プロジェクト3 】

環境目標 22

オゾン層の保護・酸性雨対策などを進める





# 第3章

## 重点プロジェクトの展開

---

---



寒川取水堰の魚道

環境教育・環境学習を進める



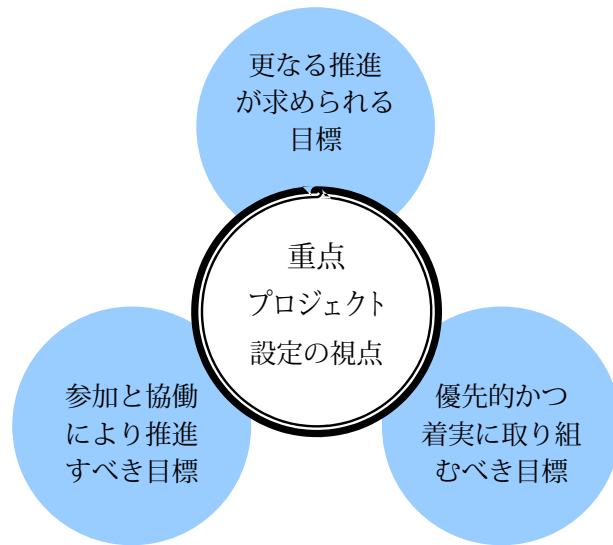
ゴミを減らしリサイクルを進める



エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化を防ぐ

**重点プロジェクトの設定**

本計画では、これまでに実施してきた環境施策の進捗状況や環境目標の達成状況、町の環境の現状を踏まえて、今後更なる推進が求められ、優先的かつ着実に取り組む必要のあるテーマを「重点プロジェクト」として設定し、取り組みの具体的内容を示します。



■ 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトは、第2章で掲げた「望ましい環境像」を実現していく上で、平成20年度から平成23年度までの計画期間中に、特に優先的かつ着実な展開を図っていく必要のあるテーマを22の環境目標の中から取り上げ、重点的に推進するものです。

加えて、町・町民・事業者・滞在者の各主体の参加と協働によって、課題解決に向けて取り組みの推進を図っていくこととします。

重点プロジェクト1	環境教育・環境学習を進める（環境目標2）
重点プロジェクト2	ゴミを減らしリサイクルを進める（環境目標18）
重点プロジェクト3	エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化を防ぐ（環境目標19、21）

■ 重点プロジェクトの記載例

(1) 基本方針 重点プロジェクトを推進するための方針（基本的な考え方）を示しています。

(2) 各主体の参加と協働による取り組みのイメージ 町・町民・事業者等の各主体が参加と協働による活動を展開し、重点プロジェクトを推進していくイメージを示しています。

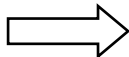
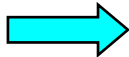

この中には、各主体間の連携関係やそれぞれの行動目標を示しています。

(3) 施策の取り組み方針の具体的な内容及び実施スケジュール 施策の取り組み方針に関する具体的内容を示すとともに、平成20～23年度の4年間に実施するスケジュールを示しています。

例)

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
■学校における環境教育プログラムの充実					
こどもエコクラブの設立や活動を支援するため、情報提供や指導者の育成を進めます 【環境教育・学習の推進事業】	環境課	効果的な支援体制・普及方法検討	支援・情報の充実	(継続実施)	
		指導者養成講座の開催検討		養成講座実施	(継続実施)
学校などに環境教育に関わる人材を講師として派遣します 【学習情報提供体制整備事業】	生涯学習課	人材登録制度の活用の促進・普及	(継続実施)		制度活用・促進に向けた見直し

《町の重点施策実施スケジュールの矢印の見方》

- : 目標に向けた施策の事前準備や検討・調査などを示します。
- : 目標に向けた施策の実施を示します。
- : 施策の継続的な実施や更なる展開を示します。

重点プロジェクト1 環境教育・環境学習を進める（環境目標2）

【重点プロジェクト進行管理課：環境課】

(1) 基本方針

環境の大切さを知るためには、環境教育・環境学習の場が充実していることが重要です。

子どもから高齢者までが、学校、家庭、職場、地域など、さまざまな場所において環境に関心を持ち、学ぶことができるように、町民参加型の環境活動や講座、観察会など、環境に関する学習機会の創出に努めます。

また、子ども世代からの環境教育を進めるために、学校教育に体験学習などの環境教育プログラムを普及・充実させるとともに、職員への情報提供や研修の実施を推進します。

■ 環境に関する生涯学習機会の創出

町、町民、事業者等が共通認識のもとに、環境の保全と創造を行っていくために、町民や事業者の自発的かつ積極的な参加が促進されるような環境講座や見学会を実施し、自発的に活動する団体への支援や活動を支援する人材制度の充実に努めます。さらに事業者に対しては、自発的な環境保全活動が促進されるよう、環境配慮セミナーの実施を進めます。

■ 学校における環境教育プログラムの充実

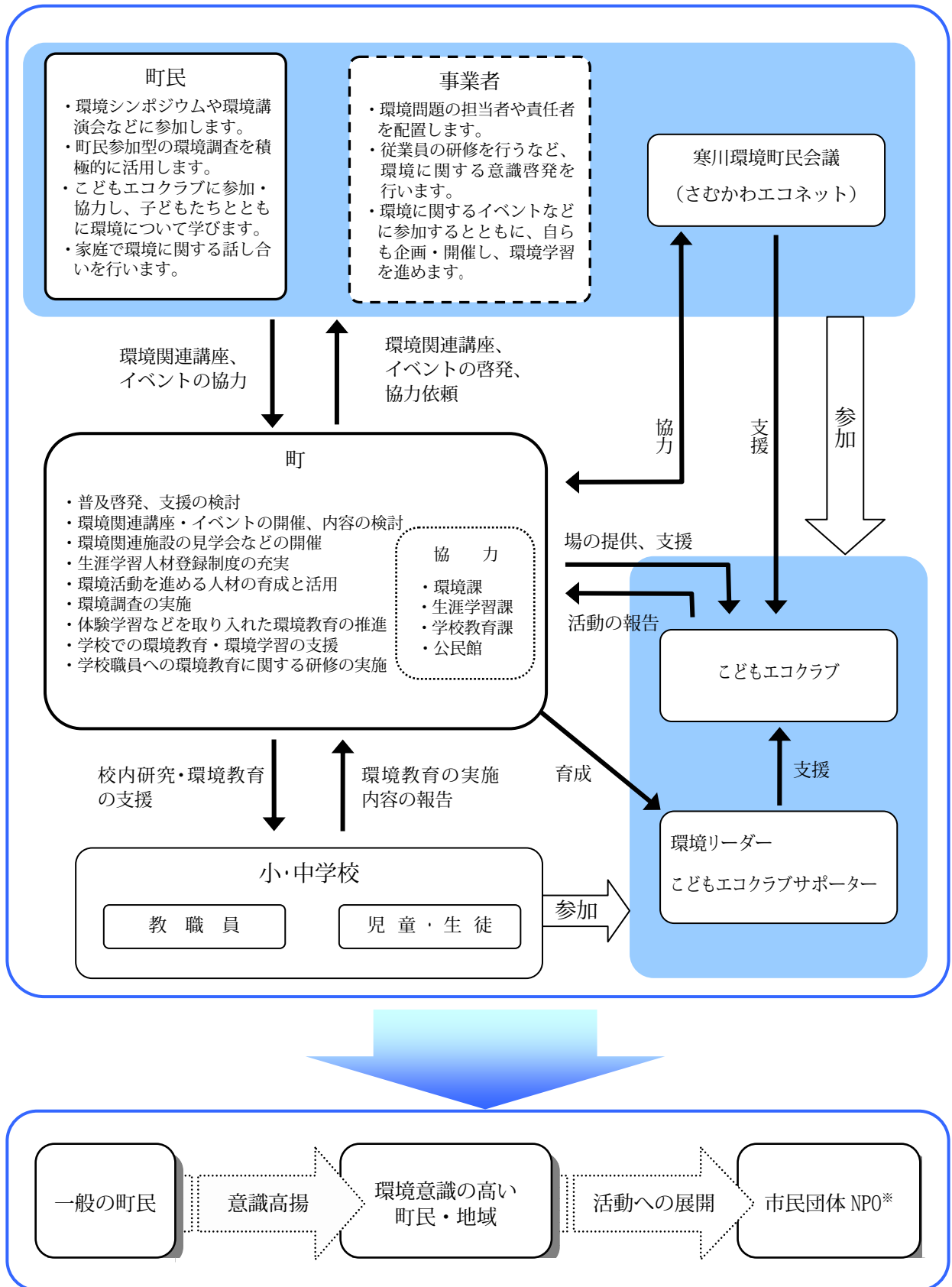
小・中学校等で環境教育を推進するため、環境教育教材の作成や提供、学校職員への環境教育の実施など継続的な支援を行います。さらに、各学校が独自に取り組んでいる環境教育を更に充実させるため、環境調査や体験学習に適した町内の場所の選定を行い、情報提供することで、環境教育に役立てます。

また、「こどもエコクラブ」の設立も視野に入れ、教職員に対する環境教育の理解や手法の取得など環境教育の指導者の育成を行うとともに、寒川環境町民会議（さむかわエコネット）とも協力しながら人材の派遣などを進めます。

■ 地域での環境教育・環境学習の普及

公民館、町民大学\*等における各種環境講座やイベントの充実、事業者に対する環境研修会など環境問題について学ぶ機会を増やしていきます。地域の中で町民、事業者等が自発的に環境活動を行うことができるように、地域での環境教育・環境学習の普及を図ります。

(2) 各主体の参加と協働による取り組みのイメージ



(3) 施策の取り組み方針の具体的内容及び実施スケジュール

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
<b>■環境に関する生涯学習機会の創出</b>					
環境活動への参加機会の提供と参加への呼びかけを進めます 【生涯学習振興事業、環境教育・学習の推進事業】	生涯学習課 (公民館)	環境講座等実施内容検討	実施	(更なる充実)	
		参加呼び掛け・PR 継続			
企業経営者向けの環境配慮型事業活動*に関するセミナーを開催します 【ISO 認証取得支援事業】	産業振興課	セミナー継続開催	(更なる充実)		
		新規内容検討		内容充実	
環境関連施設の見学会などを開催します 【生涯学習振興事業、学習情報提供体制整備事業】	生涯学習課 (環境課)	施設見学会継続実施	(更なる充実)		
生涯学習人材登録制度を充実し、環境活動を進める人材の育成と活用を図ります 【環境教育・学習の推進事業】	環境課 (生涯学習課)	人材登録制度の充実・PR			制度活用・促進に向けた見直し
		人材育成方法検討	人材の発掘・育成		制度活用・促進に向けた見直し
<b>■学校における環境教育プログラムの充実</b>					
環境調査の実施や体験学習などを取り入れた環境教育を進めます 【特色ある教育活動推進事業】	学校教育課 (公民館)	体験学習等の継続的推進	(更なる充実)		
		体験場所の選定	体験講座等実施	(更なる充実)	
学校での環境教育・環境学習を支援します 【「生きる力」の育成事業、教職員の資質向上事業】	学校教育課 (教育研究室) (環境課)	教材、事例集の充実、校内研究促進、研修会継続実施、教員への環境教育支援	(更なる充実)		
		先進的な取り組み事例の収集、研究等の実施			

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
<b>■学校における環境教育プログラムの充実</b>					
こどもエコクラブの設立や活動を支援するため、情報提供などを進めます 【環境教育・学習の推進事業】	環境課	効果的な支援体制・普及方法検討	支援・情報の充実	(継続実施)	
学校などに環境教育に関わる人材を講師として派遣します 【学習情報提供体制整備事業】	生涯学習課	人材登録制度の活用促進・普及	(継続実施)		制度活用・促進に向けた見直し
<b>■地域での環境教育・環境学習の普及</b>					
環境フェアや環境講演会などを開催します 【環境教育・学習の推進事業】	環境課 (生涯学習課) (公民館)	町民大学(各種環境講座)継続開催			
		環境フェア実行委員会の立ち上げ	講演会検討	(継続実施)	
町職員に対する環境教育・環境研修を推進します 【環境教育・学習の推進事業】	環境課	エコレター、環境情報による啓発			
			研修内容検討	研修実施	(更なる充実)
環境問題を考える機会を作ります 【環境教育・学習の推進事業】	環境課 (生涯学習課) (公民館)	広報紙等での啓発実施			
			講座、イベント開催検討		講座の開催
海外の人々との交流を図ります 【地域間交流促進事業】	町民課	交流機会の充実			
			環境問題を考える機会の検討	環境問題を考える機会の実施	
民間レベルでの国際協力を支援します 【地域間交流促進事業】	町民課 (生涯学習課)	環境に関する国際協力支援団体の把握	支援の実施		



重点プロジェクト2 ゴミを減らしリサイクルを進める（環境目標 18）

【重点プロジェクト進行管理課：環境課】

(1) 基本方針

資源の有効利用や最終処分場への負荷低減のためには、まずゴミの排出を極力抑え、次に排出されたゴミをできる限り資源として再利用していくことが必要です。

各主体の連携のもと、ゴミ発生量の抑制、再利用・リサイクルの推進、ゴミの適正管理・適正処理の推進に積極的に取り組みます。また、周辺自治体と連携したゴミの減量化やリサイクルの推進のための制度・仕組みづくりを進めていきます。

■ ゴミ発生量の抑制

日常生活や事業活動に伴うゴミの削減のために、マイバッグ持参や過剰包装を断るなどの商品購入時における取り組み、生ゴミ処理機・容器の利用、ゴミの減量やゴミになりにくい製品について普及啓発を行い、ゴミの発生量の抑制に向けた取り組みを促進します。

また、電動式生ゴミ処理機\*購入者への補助などゴミの発生抑制に対する継続的な支援に努めるとともに、生ゴミ処理機器で生成される生成物の回収・活用方法を検討します。

■ 再利用・リサイクルの推進

町民に対するゴミの減量や資源化の推進、ゴミの出し方についての普及啓発を進めるとともに、フリーマーケットの開催、ゴミ回収・再資源化体制の充実など資源物の再使用、再生材料として再生利用されるような仕組みづくりに向けた取り組みを進めていきます。

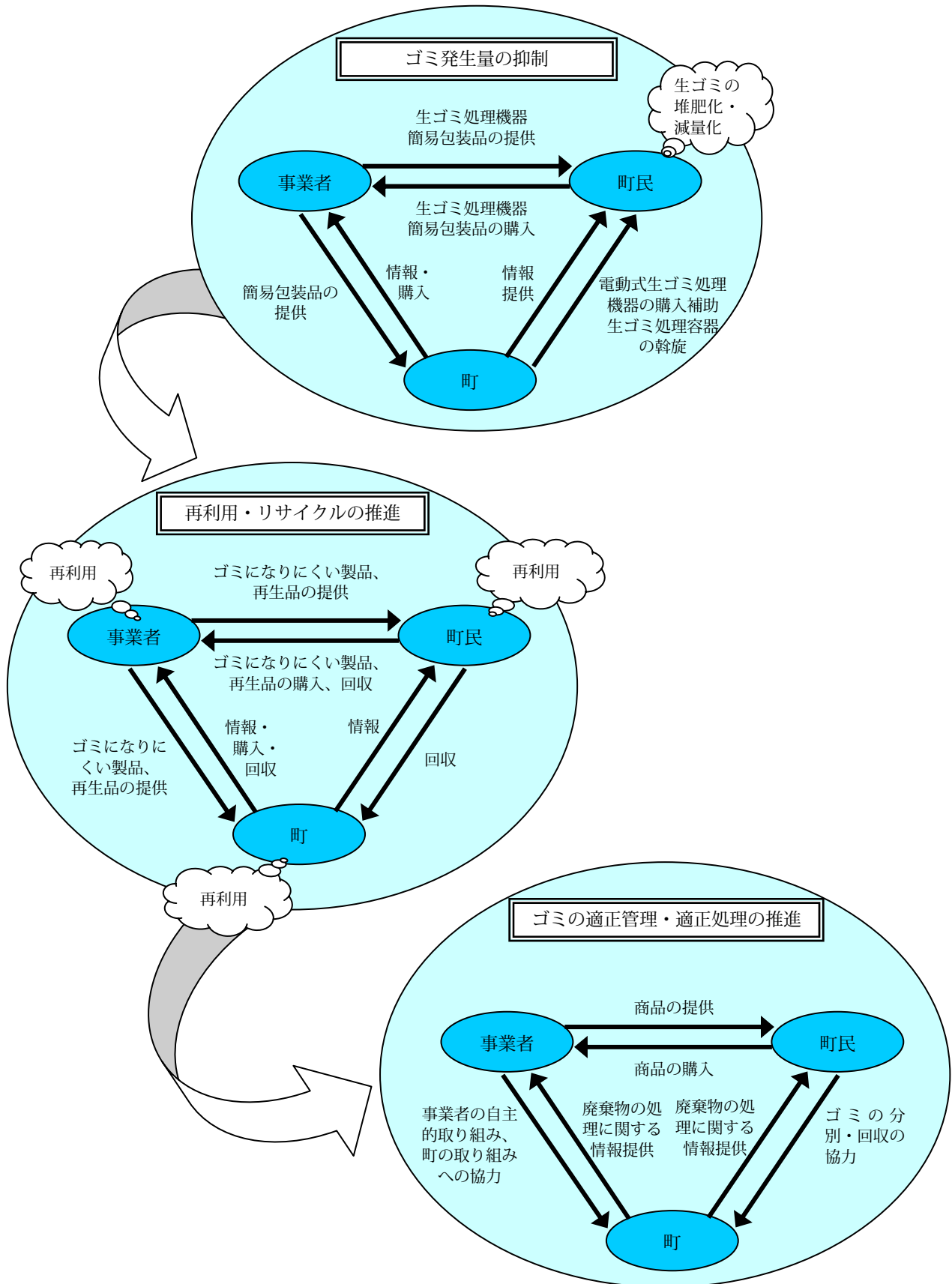
事業系一般廃棄物についても、多量排出事業者への指導の徹底、事業所内での減量化・資源化を促進するとともに、エコストア\*協力店の指定などの検討を進め、ゴミの減量化・リサイクルが自発的に行われるゴミ排出や環境への負荷が少ないまちを目指し、取り組みを進めていきます。

■ ゴミの適正管理・適正処理の推進

適正なゴミ処理のために、環境への影響を調査及び評価し、ゴミの減量・減容化と環境に配慮した処理施設の計画的な維持及び整備を推進します。

また、ゴミ焼却灰等の発生を抑制することにより、最終処分量の削減に努めます。

(2) 各主体の参加と協働による取り組みのイメージ



(3) 施策の取り組み方針の具体的内容及び実施スケジュール

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
<b>■ゴミ発生量の抑制</b>					
コンポスト及び電動式生ゴミ処理機器の設置費補助などにより、ゴミの減量化を推進します 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	生ゴミ処理機器設置補助継続			
			生成物の回収方法・活用検討	堆肥活用モニター(町民・学校)の検討	モニターの拡大
給食の生ゴミ少量化など学校でのゴミ減量化対策を実施します 【学校給食関係事業、ゴミ減量化推進事業】	学校教育課(環境課)	対策検討・実施			
ゴミの減量やゴミになりにくい製品の利用について、普及啓発を行います 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	啓発継続			
マイバッグ持参の普及啓発を行います 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	普及啓発の実施	マイバッグ運動の実施	(更なる推進)	
<b>■再利用・リサイクルの推進</b>					
フリーマーケットの開催による不要品の再使用を促進します 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	フリーマーケットの開催継続			
			町民、学校主体のフリーマーケット支援の検討	支援の実施	(継続実施)
「不用品登録制度」に関する情報提供を行います 【資源ゴミ分別推進事業】	町民課(環境課)	継続実施			
ゴミ収集体制を整備します 【資源ゴミ分別推進事業、じん芥収集運搬処理事業】	環境課	継続収集		(更なる充実)	
				収集品目・回数 の検討	
ゴミの出し方について普及啓発を行います 【資源ゴミ分別推進事業】	環境課	継続実施			
エコストア協力店の指定をします	環境課(産業振興課)	基本方針の検討	仕組みの検討	モデル店の展開	仕組みの拡大
				顕彰制度の検討	顕彰制度の実施

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
<b>■再利用率・リサイクルの推進</b>					
再生資源についての情報提供を行います 【資源ゴミ分別推進事業】	環境課	広報紙、収集カレンダーの情報充実			
			再利用可能品目リスト作成検討	リスト作成	リストの公表
廃棄物の再資源化を促進します 【資源ゴミ分別推進事業】	環境課	資源物対象品目の見直し	見直し内容の情報提供	(継続実施)	
堆肥化の促進など、農業廃棄物のリサイクルを進めます 【資源ゴミ分別推進事業】	産業振興課 (環境課)	農業廃棄物リサイクル補助金交付			
		生ゴミ処理機器普及継続			
			農家での堆肥の活用検討	堆肥活用モニターの検討	モニターの拡大
公共工事における再生材の使用や建設廃材のリサイクルを啓発します。 【資源ゴミ分別推進事業】	環境課	行動指針による啓発			
<b>■ゴミの適正管理・適正処理の推進</b>					
事業所から出される産業廃棄物の適正処理の啓発を行います 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	事業所への指導・実態の把握継続			
		関係機関等との情報の共有・連携			
農業用廃プラスチックなどの適正処理を支援します 【営農指導事業】	産業振興課	農業廃棄物回収補助の継続			
廃棄物処理施設の整備を進めます 【広域リサイクルセンター建設事業】	環境課	クリーンセンターの解体		(仮称)広域リサイクルセンターの建設	
焼却灰と不燃残さの発生を抑制し、最終処分量を減らします 【ゴミ減量化推進事業】	環境課	ゴミの減量化推進			
広域化計画に基づき廃棄物の適正処理を推進します 【じん芥焼却事業】	環境課 (企画政策部)	廃棄物適正処理の推進			廃棄物処理の取り組みの見直し

重点プロジェクト3 エネルギーの有効活用を図り、地球温暖化を防ぐ（環境目標 19, 21）

【重点プロジェクト進行管理課：環境課】

(1) 基本方針

省エネルギー行動の促進、自動車利用の改善、緑地の保全など、二酸化炭素の排出量抑制や大気中の二酸化炭素の吸収に係わる取り組みを各主体が連携して進めます。

町においては環境マネジメントシステム（ISO14001）の取得を検討するとともに、事業者などへの取得支援を行うなど、環境問題を総合的かつ計画的に推進します。

また、効率の良いエネルギー利用、省エネルギーに配慮した製品・技術の活用などを促進するとともに、太陽光や風力などの環境負荷の少ない自然エネルギー<sup>\*</sup>の活用と利用促進に向けた普及啓発を進めます。

■地球温暖化防止対策

温室効果ガスの削減のため、町民・事業者・滞在者一人ひとりのライフスタイルの改善や日常の行動の中で、省エネルギーなどの自主的な取り組みを行っていくとともに、公共交通機関の利用、アイドリングストップ<sup>\*</sup>などエコドライブを促進し、自動車利用に伴う温室効果ガスの排出を抑制する啓発活動を進めていきます。

また、二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創造や、事業者に対して環境への配慮を促す啓発や環境マネジメントシステム（ISO14001等）の導入支援を進めていきます。

さらに、地球温暖化防止対策を効果的かつ計画的に推進していくための取り組みの検討を進めていきます。

■省エネルギー行動の推進

町民や事業者に対して、日常生活や事業活動において省エネルギーの取り組みが促進されるような意識啓発や、環境家計簿<sup>\*</sup>の普及に努めます。町は率先して冷暖房の適正温度の設定や不必要な電気の消灯などの省エネルギー行動に努めるほか、省エネルギー機器や設備の導入、公共事業の実施や公共施設の管理における省エネルギーの推進に努めます。

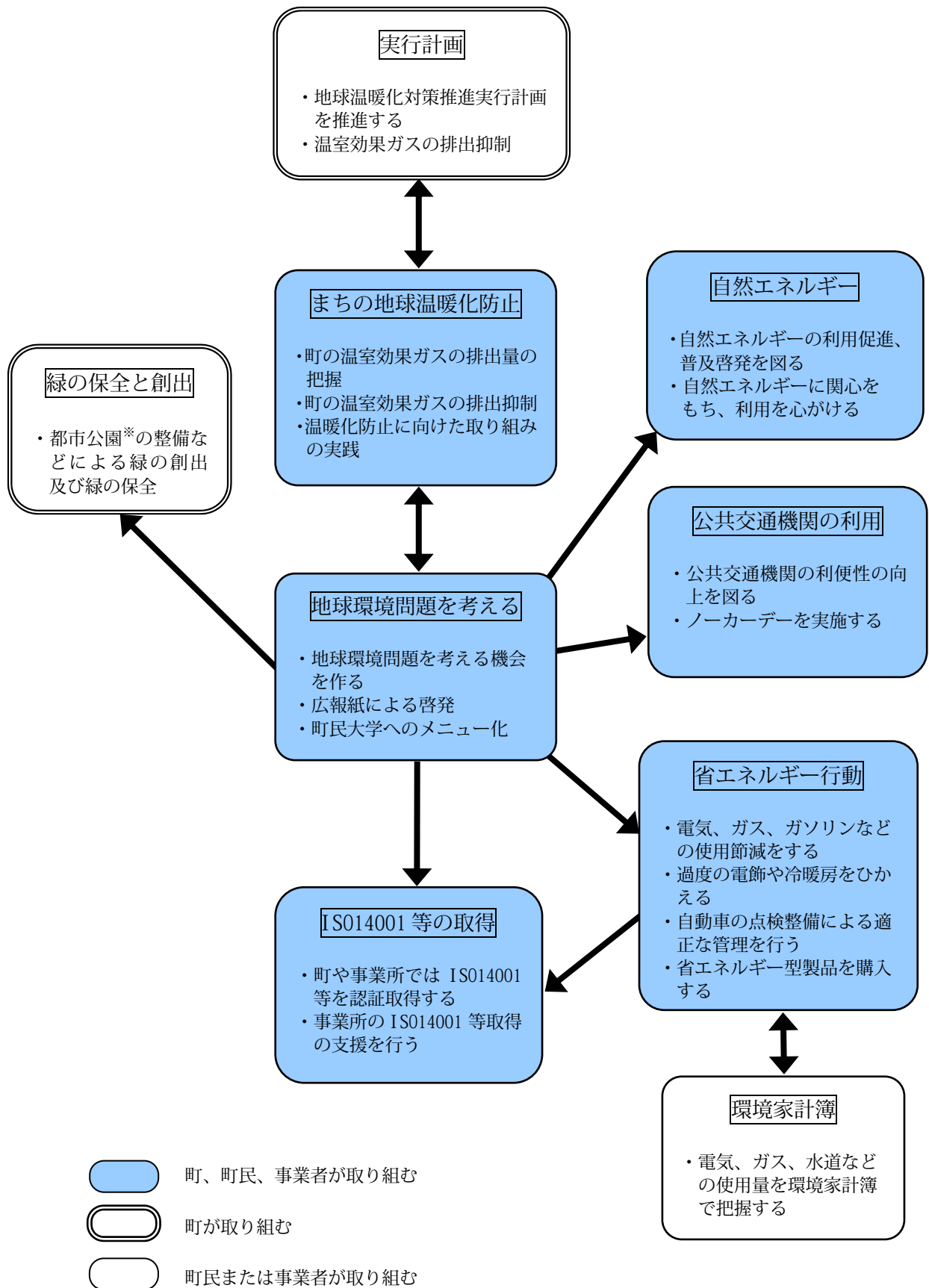
■エネルギーの効率的利用

公共施設では、エネルギー効率の良い設備の導入を進めるとともに、エネルギーの効率的な利用を進めます。

■新しいエネルギーの利用推進

町民や事業者に対して、自然エネルギーの導入促進に向けた普及啓発に努め、住宅や建築物の建設に当たっては断熱性や通風、採光などに配慮するなど、省エネルギー型建築物の普及促進を図ります。さらに、廃食油をエネルギーとして利用する取り組みを検討していきます。

(2) 各主体の参加と協働による取り組みのイメージ





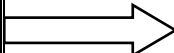



(3) 施策の取り組み方針の具体的内容及び実施スケジュール

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール			
		H20	H21	H22	H23
<b>■地球温暖化防止対策</b>					
二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創出に努めます 【公園整備等事業、地球温暖化防止対策の推進事業等】	都市計画課 (環境課)	緑の基本計画改定		計画的な公園・緑地の創出	
		保存樹林・樹木の指定継続	(継続実施)	町指定緑地保全地区の指定検討	
電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	省エネの啓発	(継続実施)		
		環境家計簿普及	(継続実施)		
公共交通機関(電車・バス)の充実を図ります 【相模線複線化等促進事業、東海道新幹線新駅設置促進事業等】	企画政策部 (新幹線新駅対策課)	要望活動・調査継続、交通機関の充実・利用促進	(継続実施)		
ノーカーデー、相乗りの協力、駐停車時のアイドリングストップを呼びかけます 【地球温暖化対策の推進事業】	環境課	ノーカーデー・アイドリングストップの啓発	(継続実施)		
公共自転車駐車場の整備を進めます 【自転車駐車場整備事業】	防災安全課	維持管理継続			
町は環境マネジメントシステム(ISO14001)を認証取得し、継続します 【環境管理・監査制度(ISO14001)の認証取得事業】	環境課 (防災安全課)	認証取得準備		認証取得	運用開始(継続的な改善)
事業所の環境マネジメントシステム(ISO14001等)の認証取得を支援します 【ISO認証取得支援事業】	産業振興課	継続支援			
		エコアクション21取得支援検討			
地球温暖化対策推進実行計画を推進します 【地球温暖化防止対策の推進事業 環境基本計画推進事業】	環境課	実行計画の推進			
環境問題を考える機会を作ります(再掲) 【環境教育・学習の推進事業】	環境課 (生涯学習課 (公民館))	広報紙等での啓発実施			
			講座、イベントの開催検討		講座の開催

施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	
<b>■省エネルギー行動の推進</b>						
省エネルギーに対する意識啓発を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	環境行動啓発				
		省エネ運動定期開催				省エネ運動定期開催
公共施設における省エネルギーを推進します 【地球温暖化防止対策の推進事業】	防災安全課 (環境課)	庁内への啓蒙				
		省エネ行動啓発				
		省エネ意識庁内調査実施検討		省エネ意識庁内調査実施		
環境家計簿の普及啓発を図ります 【環境基本計画推進事業】	環境課	環境家計簿の普及啓発	(継続実施)			
		省エネモニターの普及				
		モニター結果の集計・公表		省エネ意識調査実施		省エネモニターの拡大
		さむかわエコネットの支援				
<b>■エネルギーの効率的利用</b>						
公共施設におけるエネルギーの効率化を進めます 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	効率化の検討				
		効率化の継続実施				
事務機器・電機製品などは、省エネルギー機器を導入します 【地球温暖化防止対策の推進事業】	防災安全課 (環境課)	省エネ機器の導入推進、情報収集	(継続実施)			



施策の取り組み方針	担当課	実施スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	
<b>■新しいエネルギーの利用推進</b>						
公共施設における太陽光、風力など自然エネルギーの活用を図ります 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	自然エネルギーの活用推進	(継続活用)			
						
	環境課	自然エネルギー設備の導入推進				
						
自然エネルギーの利用促進に向けた普及啓発を行います 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	自然エネルギーの普及啓発	(継続実施)			
						
	環境課	太陽光発電システム設置支援の検討				
						
廃食油のエネルギーへの再利用を検討します 【地球温暖化防止対策の推進事業】	環境課	方向性の検討				
		取り組みの検討実施	(継続実施)			
						
						

# 第4章

## 環境施策の方向

---

---



岡田地区湧水

(参加と協働)  
環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし



(生活環境)  
健康で安心して暮らせるまち



(自然環境)  
自然を守り、育てるまち



(都市環境)  
緑や文化を大切にする快適で安全なまち



(資源・エネルギー環境)  
エネルギー・水・ものを大切にした循環型社会のまち



(地球環境)  
地球環境への負荷を減らす暮らし

**環境施策の方向**

前章の「第3章 重点プロジェクトの展開」では、環境施策の進捗状況や本町の環境の現状を踏まえて、優先的かつ着実に取り組む必要のあるテーマを22の環境目標の中から抽出しています。

「望ましい環境像」や「6つの側面から見た望ましい環境像」を実現していくためには、多岐にわたる環境要素ごとの「環境目標」を達成する必要があり、町が行う環境施策だけでなく、町民・事業者・滞在者の一人ひとりが日々の実践を積み重ねていくことが不可欠です。

ここでは、町・町民・事業者・滞在者の各主体が、相互の連携・協力を基本として、それぞれの立場で進める取り組みを22項目の環境目標ごとに次のように整理します。

環境目標管理 担当課	環境目標の達成状況を把握するため、環境指標の達成状況などを総合的にとりまとめる担当課です。
基本方針	環境目標を達成するために、町が取り組むべき環境施策の方針を示します。
環境指標	環境目標の達成状況を測る「ものさし」で、進行管理担当課が点検します。計画の期間内に達成を目指す環境の状態や取り組みの状況などを示します。

■ 町が行う施策の取り組み例

- **施策の取り組み方針**      環境目標を達成するために、町が従来から実施している施策、新たに実施する施策の取り組み方針を示します。  
 なお、個々の施策については、中心となる担当課及び関連課を示すとともに、具体的な事業がある場合には取り組み方針の後にその事業名を示します。
- **施策の実施方針**      町が環境施策を具体的にどう進めていくのか、わかりやすく示すためには、平成23年度までの計画期間において、いつまでに検討を行い、取り組みに着手していくのか、明らかにすることが必要です。  
 そこで、後期の計画期間である4年間を単年度ごとに分け、それぞれの年度における個々の施策の実施方針を次の4区分で示します。

施策の実施方針		
▲	検討着手	施策・事業についての検討を始めている状況を表します。
□	取組着手	施策・事業を始めています。
○	取組継続	施策・事業を継続的に実施しています。
◎	取組完了	施策・事業が、施策の取り組み方針で掲げている当初の目的を完了しています。

- **町民が行う取り組み例**      22の環境目標ごとに、町民が日常生活のなかで行う取り組みの例を示します。

- **事業者が行う取り組み例**      22の環境目標ごとに、事業者が事業活動のなかで行う取り組みの例を示します。

- **滞在者が行う取り組み例**      22の環境目標のうち、滞在者が行う取り組みの例を示します。

1 (参加と協働) 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

環境目標 1 環境に関する知識をたくわえ、情報を充実する

【環境目標管理担当課:環境課】

① 現況と課題

環境保全の大切さを知るためには、環境に関する情報を正確に把握していることが重要です。これまで本町では、環境行政の概要や環境学習パンフレット（さむかわ生き物かんさつマップ）などを作成し、役場・公民館などでの配布や町のホームページ、「広報さむかわ」による町民への環境情報の公表を継続的に行っています。さらに、「環境報告書」及び「環境行動指針」により、町の環境の状況や、日常生活や事業活動の中で一人ひとりが心がけるべき環境行動などの環境情報を提供しています。

しかし、近年の環境に対する関心の高まりによって、環境情報やその公表体制を整備・充実することが求められています。平成18年に開館した「寒川町総合図書館・寒川文書館」を環境情報の発信拠点として活用し、関係書籍の閲覧や環境情報が取得できるようにすることが期待されます。

今後も環境に係わる情報やその公表体制の充実を図るために、町民参加も視野に入れた環境情報の収集や、各種環境情報をよりわかりやすく、かつ正確に町民や事業者公表し、多くの人が環境に関心を持つようにしていくことが必要です。

## ② 基本方針

町民や事業者に環境保全意識を普及啓発するためには、町の環境に関する情報の提供が重要です。

町民参加による環境情報の収集・整理も視野に入れながら、環境情報の充実を図り、また、国や県、周辺自治体などとの環境情報・資料のネットワーク化を進めます。

さらに、環境に関する情報を町民や事業者にわかりやすく正確に提供するために、「環境報告書」、「環境行動指針」や環境学習パンフレットを活用し、図書館やインターネットを利用した情報提供体制づくりを推進します。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 1 環境に関する知識をたくわえ、情報を充実する

- └ 1. 環境情報の収集・整理
- └ 2. 環境情報の公表

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 広報紙での環境関連記事掲載回数	24回を継続	24回/24回	環境課
② 環境関連情報ホームページ更新回数	年24回以上	12回	環境課
③ 環境コーナーの設置	2箇所	0箇所	総合図書館 公民館 環境課



環境行動指針(事業者編)



環境行動指針(町民編)

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 環境情報の収集・整理

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
環境情報の収集、整理に努めます 【 環境基本計画推進事業、環境教育・学習の推進事業、 環境情報の提供事業 】	環境課 (生涯学習課) (教育研究室)	○	○	○	○
図書館等に環境コーナー(期間実施を含む)を設置します 【 公民館図書室運営事業、総合図書館運営事業 】	総合図書館 公民館 環境課	▲	□	○	○

#### 2. 環境情報の公表

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
「環境報告書」を公表します 【 環境基本計画推進事業、環境情報の提供事業 】	環境課	○	○	○	○
環境学習パンフレット・教材の活用と提供を図ります 【 環境情報の提供事業、環境教育・学習の推進事業 】	環境課 (教育研究室)	○	○	○	○
「環境行動指針」を活用します 【 環境基本計画推進事業 】	環境課	○	○	○	○
広報紙・ホームページによるイベント情報の提供や活動情報の紹介を行います 【 環境情報の提供事業 】	環境課	○	○	○	○

#### ■ 町民が行う 取り組み例

- ・ 日常生活の中で気がついた環境に関する情報を提供します
- ・ 環境に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどに参加し、環境に関する知識を得ます
- ・ 環境に関して得た情報を子どもたちに提供します
- ・ 町が公開する「環境報告書」によって得られる情報を環境活動などに活かします
- ・ 町が広報紙やインターネットなどで提供する環境情報を活用するとともに、自分たちの持っている情報を発信します

#### ■ 事業者が行う 取り組み例

- ・ 事業活動の中で気がついた環境に関する情報を提供します
- ・ 環境に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどに参加・協力します
- ・ 町が公開する「環境報告書」によって得られる情報を環境活動などに活かします
- ・ 町が広報紙やインターネットなどで提供する環境情報を活用するとともに、自分たちの持っている情報を発信します

[参加と協働] 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

## 環境目標 2 環境教育・環境学習を進める【重点プロジェクト1】

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

環境に対する関心は年々高くなり、環境に係わる活動も活発化しています。また、それに伴い、学校教育や生涯教育の場における環境学習プログラムの充実を望む声が高まってきています。

国においても、持続可能な社会の構築を目指すうえで基礎となる「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を平成16年に施行し、国民や事業者が人と環境との関わりなどについての理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を増進させるための環境教育・環境学習の推進が重要であるとしています。

本町では、町民と行政がともに学びながらより良いまちづくりを推進することを目的として「さむかわ町民大学」を各担当課が開催しているほか、町民大学メニューを「町民ガイド」として配布し、町民に対して普及啓発を図っています。また、自然観察会やリサイクル施設の見学会等を実施し、地域における環境学習に取り組んでいます。しかし、平成18年度における環境関連の講座、観察会、イベントなどの開催件数は25件で、直近の5年の中では少ない状況でした。

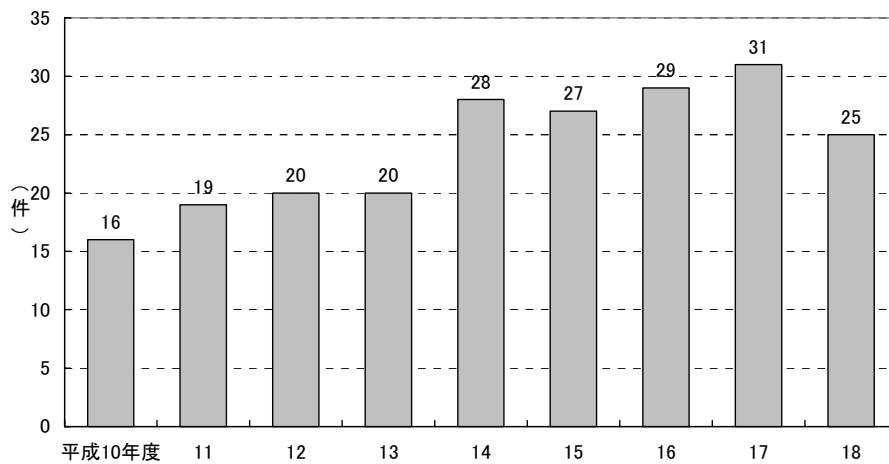
学校教育では、「総合的な学習の時間」や「生活科」を中心に環境教育が推進され、地球温暖化・ゴミ減量・リサイクルなどを調べる学習や体験学習など、さまざまな取り組みが展開されています。また、環境教育教材の提供や教職員へ環境教育の理解を図るための研修会や情報提供などの支援を行っています。

そのほか、幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動クラブ「こどもエコクラブ」の設立・活動に向けて情報提供などを行うとともに、関係機関と協力し、組織化に向けた取り組みの支援を推進する必要があります。

今後は自らの行動様式、ライフスタイルを見直すことや、環境問題を正しく理解して行動につなげていくための環境教育・環境学習を推進するとともに、これからの環境活動を担う人材の育成や支援といった取り組みを進める必要があります。



■ 環境関連イベント等の開催状況



資料: 環境課

② 基本方針

環境の大切さを知るためには、環境教育・環境学習の場が充実していることが重要です。

子どもから高齢者までが、学校、家庭、職場、地域など、さまざまな場所において環境に関心を持ち、学ぶことができるように、町民参加型の環境活動や、講座、観察会など、環境に関する学習機会の創出に努めます。

また、子ども世代からの環境教育を進めるために、学校教育に体験学習などの環境教育プログラムを普及・充実させるとともに、教職員への情報提供や研修の実施を推進します。

◆ 施策体系

環境目標 2 環境教育・環境学習を進める

- 1. 環境に関する生涯学習機会の創出
- 2. 学校等における環境教育プログラムの充実
- 3. 地域での環境教育・環境学習の普及

◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 環境関連の講座、観察会、イベントなどの年間開催件数	30件以上	25件	生涯学習課
② こどもエコクラブの登録件数	10件以上	0件	環境課

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針【重点プロジェクト1（26、27ページ参照）】

- 町民が行う取り組み例
  - ・ 環境シンポジウムや環境講演会などに参加します
  - ・ 町民参加型の環境調査を積極的に活用します
  - ・ こどもエコクラブに参加・協力し、子どもたちとともに環境について学びます
  - ・ 家庭で環境に関する話し合いを行います
  
- 事業者が行う取り組み例
  - ・ 環境に関するイベントなどに参加するとともに、自らも企画・開催し、環境学習を進めます
  - ・ 環境問題の担当者や責任者を配置します
  - ・ 従業員の研修を行うなど、環境に関する意識啓発を行います



小学校での環境学習（EM 団子作り）

[参加と協働] 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし

### 環境目標 3 多彩で活発な環境活動を進める

【環境目標管理担当課:環境課】

#### ① 現況と課題

人々の生活や事業活動によって発生する都市及び生活型の環境問題や地球環境問題を解決するためには、町・町民・事業者が連携を図り、学校、家庭、職場、地域等の様々な場において環境の保全と創出に向けて活動していくことが重要となっています。

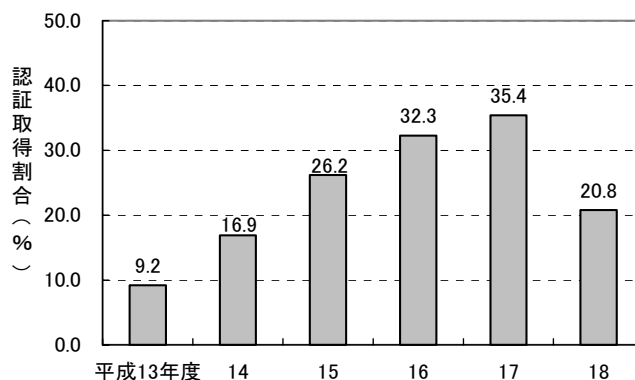
本町では、各主体がそれぞれ日常生活や事業活動の中で心がけるべき環境行動を「環境行動指針」により啓発を行っています。

町内の事業所に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得支援を行い、環境保全行動を促進するための取り組みを行っています。

町民参加の活動は、町民の美化意識の向上とゴミのないまちづくりに向けて、相模川河川敷清掃活動（相模川美化キャンペーン）やさむかわまちぐるみ美化運動が実施されています。また、町工業協会の協力で、事業者による工場周辺の美化活動も実施されています。さらに、町民などが主体的に環境に関わる活動を行う「寒川環境町民会議（さむかわエコネット）」が平成17年8月に発足し、具体的な活動を開始しました。その活動や、既存の団体の環境に関わる活動の支援を継続して実施しています。

環境活動への参加者の増加も見られ、町民の環境に対する関心は高まっていますが、より幅広い世代が参加できるよう、活動の活発化に向けた情報の提供やPR、活動の支援等の充実を図り、町民・事業者・環境団体による活動を促進していくことが必要です。

#### ■ 町内の事業所における環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得割合の推移



注) 平成18年度は事業所従業員数(従業員20人以上を対象)を正規職員以外も対象とし、対象事業所が65社から144社に増加したため割合減少

資料: 環境報告書

## ② 基本方針

環境負荷低減に向けた具体的な取り組み方法や関連知識、本町の環境情報等を分かりやすく示した「寒川町環境行動指針」により、町が自ら環境活動に向けた取り組みを行えるよう啓発を進めるとともに、町民や事業者が活発に環境活動を実施できるように支援していきます。

また、町民や環境団体の活動を支援するとともに、周辺自治体との連携による活動の広域的展開を進めるなど、環境活動の交流・協力の輪を拡大し、活動のネットワーク化を進めます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 3 多彩で活発な環境活動を進める

- └ 1. 環境活動の活発化
- └ 2. 環境団体の育成・活動促進

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 町民主体の環境美化活動の年間実施回数	40回以上	33回	環境課
② 町内の事業所(従業員20人以上を対象)における環境マネジメントシステム(ISO14001等)認証取得割合	30%以上	20.8% 144社中30社	環境課
③ 環境活動の参加人数	4,600人	3,810人	環境課
④ 寒川環境町民会議(さむかわエコネット)登録人数	40人以上	26人	環境課
⑤ 環境美化活動の実施団体等	34団体以上	26団体	環境課



相模川美化キャンペーン

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 環境活動の活発化

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
町は環境マネジメントシステム(ISO14001)を認証取得し、継続します 【 環境管理・監査制度(ISO14001)の認証取得事業 】	環境課 (防災安全課)	▲	▲	□	○
事業所の環境マネジメントシステム(ISO14001 等)の認証取得を支援します 【 ISO 認証取得支援事業 】	産業振興課	○	○	○	○
「相模川美化キャンペーン」など、町民参加による環境美化活動を支援します 【 まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業 】	環境課	○	○	○	○
事業者や町民等が行っている環境活動を支援します 【 まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業 等 】	環境課 (産業振興課) (学校教育課) (高齢介護課)	○	○	○	○
子どもエコクラブの設立や活動を支援するため、情報提供などを進めます<<再掲>> 【 環境教育・学習の推進事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 2. 環境団体の育成・活動促進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
町民や環境団体の自主的な活動の促進のための活動場所(会議室など)を提供します 【 環境教育・学習の推進事業 】	環境課 (公民館)	○	○	○	○
県や近隣市町村との連携による環境活動の広域的展開を図ります 【 まちぐるみ美化運動等事業、河川美化事業 】	環境課	○	○	○	○

■ 町民が行う  
取り組み例

- ・ 町民参加型の計画づくりやイベントに参加します
- ・ 環境活動などの地域の活動に積極的に参加し、地域活動の輪を広げます
- ・ こどもエコクラブに参加・協力します
- ・ 環境問題に関する町からの情報提供を受け、環境への理解を深めます
- ・ 講習会、講演会、自然体験などの環境学習会に参加します

■ 事業者が行う  
取り組み例

- ・ 環境マネジメントシステム(ISO14001 等)の認証取得を目指します
- ・ リサイクル活動や緑化活動などの地域活動に参加・支援します
- ・ 環境活動団体や、町・町民・事業者との情報の相互交換に努めます
- ・ 従業員の環境活動参加を支援します
- ・ 研修会や情報の提供などにより、従業員の環境保全意識を高めます



さむかわエコネット 目久尻川クリーン作戦

2 (生活環境) 健康で安心して暮らせるまち

環境目標 4 河川の水質をきれいにする

【環境目標管理担当課:環境課】

① 現況と課題

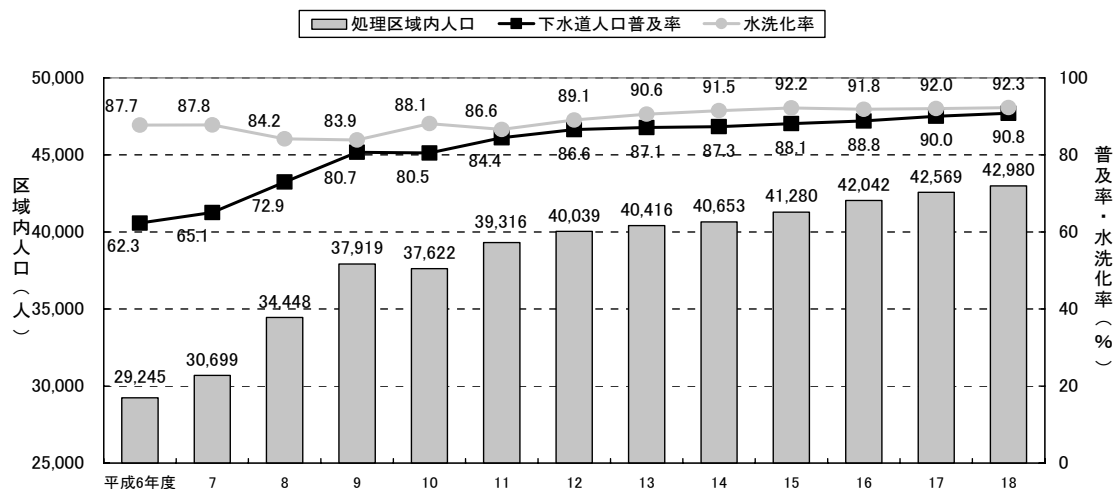
水質汚濁の主な原因は、以前は工場などの事業系排水によるものと捉えられていましたが、法令等の整備や公害防止技術の確立に伴い、現在では生活系排水による汚染が主な原因であるといわれています。本町の水質汚濁の原因は、生活排水等の流入、水量不足による汚濁物質の滞留が考えられます。

本町の公共用水域では、目久尻川、小出川、一之宮第二排水路において定期的な水質検査を実施していますが、生活環境項目で環境基準\*値に適合していない時期が認められています。目久尻川及び一之宮第二排水路における近年の測定結果を見ると、河川の水質は改善傾向にありますが、小出川の水質は他の河川と比べて改善していないため、原因の特定や対策に取り組む必要があります。

汚水や雨水を処理する公共下水道の整備は継続的に進められており、平成18年度現在、本町の公共下水道の普及率は90.8%、水洗化率は92.3%となっています。

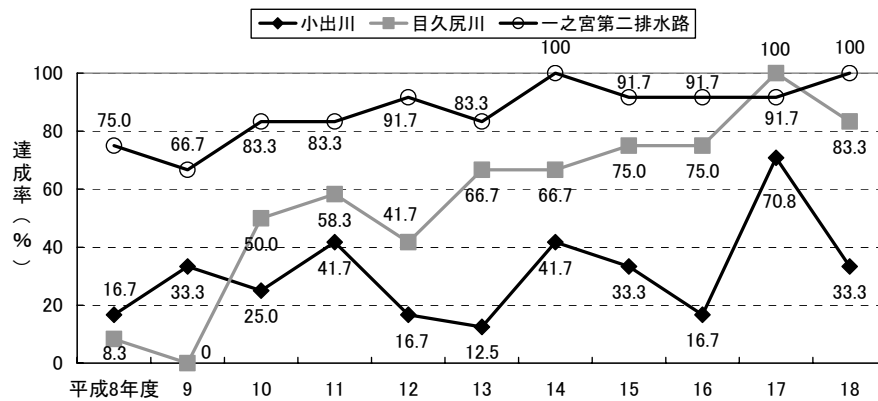
水質汚濁については、生活系排水による汚濁の防止に関する啓発、公共下水道の整備などの河川外での対策のほかに、自浄作用による直接的な汚濁負荷低減の効果が期待できる多自然型護岸の整備なども有効な対策として取り入れていく必要があります。

公共下水道の普及状況



資料:寒川町の下水道事業(平成19年5月版)

■ BOD※環境基準値適合率



資料: 環境行政の概要(環境課)

② 基本方針

河川などの水質汚濁を防止し、きれいな川を取り戻すため、河川の水質汚濁状況を把握するための監視・調査を継続的に実施するとともに、汚濁物質の排出抑制と公共下水道の整備を中心とした水質汚濁防止対策を推進します。

また、油類や化学物質の流出等による水質事故や水質汚濁を防止するための取り組みや啓発を進めていきます。さらに、県及び流域の自治体との連携により、河川流域全体での総合的な対策を推進していきます。

◆ 施策体系

環境目標 4 河川の水質をきれいにする

- 1. 下水道の整備
- 2. 工場・事業所等による排水対策
- 3. 監視・調査の継続実施
- 4. その他の水質保全対策

◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理担当課
① 目久尻川におけるBOD環境基準値適合率	100%	83.3%	環境課
② 小出川におけるBOD環境基準値適合率	100%	33.3%	環境課
③ 一之宮第二排水路におけるBOD環境基準値適合率	100%	100%	環境課
④ 公共下水道総人口普及率	現状より増やす	90.8%(H18年度末)	下水道課
⑤ 公共下水道水洗化率	95%	92.3%(H18年度末)	下水道課



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 下水道の整備

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
下水道整備計画に基づき下水道の整備を進めます 【 公共下水道整備事業 】	下水道課	○	○	○	○
公共下水道への接続を推進します 【 公共下水道接続促進事業 】	下水道課	○	○	○	○

#### 2. 工場・事業所等による排水対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
工場、事業所からの排水についての指導を行います 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
農業系排水に関する指導、意識啓発を行います 【 農業排水路管理事業 】	産業振興課	○	○	○	○
環境保全型農業 <sup>*</sup> の促進による農薬使用量の削減と有機肥料の適正な使用促進を図ります 【 果樹振興対策事業、野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○

#### 3. 監視・調査の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
河川、農業用水及び排水路の水質調査を実施します 【 水質等検査事業、農業用排水路管理事業 】	環境課 (産業振興課)	○	○	○	○
工場排水の水質検査を実施します 【 水質等検査事業、公共下水道接続推進事業 】	環境課 (下水道課)	○	○	○	○
水質汚濁の原因究明に努めます 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
環境パトロールを実施します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
建設作業などからの水質汚濁物質の発生防止を指導します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○

4. その他の水質保全対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
河川にゴミ等の浮遊物が流入しないように雨水幹線 <sup>※</sup> ヘスクリーンや簡易浄化施設の設置を検討します 【公共下水道維持補修事業】	下水道課	▲	□	○	○
雨水浸透の推進・促進(浸透柵 <sup>※</sup> 、宅地内浸透柵、透水管などの導入)を図ります 【公共下水道整備等事業】	下水道課	○	○	○	○
町民へ生活系排水に関することなどの水環境について、情報提供を行います 【環境情報の提供事業】	環境課 (下水道課)	○	○	○	○
県や周辺自治体との連携による河川流域全体での水質汚濁防止対策を推進します 【啓発指導・監視の強化事業】	環境課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 公共下水道への接続を進めます
  - ・ 調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます
  - ・ 合成洗剤の使用を石鹼に切り換えます
  - ・ 雨水浸透柵を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 公共下水道への接続を進めます
  - ・ 事業所からの排水を適正に処理します
  - ・ 飲食業では調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます
  - ・ 敷地内の雨水の地下浸透に努めます
  
- 滞在者が行う  
取り組み例

  - ・ 河川を汚さないようにします



小出川

[生活環境] 健康で安心して暮らせるまち

## 環境目標 5 空気をきれいにする

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

大気汚染は、自動車利用の増加や工場など事業所での活動によって進行するといわれています。

本町では、町内の大気環境を把握するため、町役場屋上と田端二本松交差点の2箇所において、二酸化窒素<sup>\*</sup>、浮遊粒子状物質<sup>\*</sup>、二酸化硫黄<sup>\*</sup>、一酸化炭素<sup>\*</sup>、光化学オキシダント<sup>\*</sup>等の調査(二季)を行っています。固定発生源に対しては、工場・事業場への検査を実施しているほか、屋外燃焼行為についての注意・指導を行っています。また、移動発生源に対しては、自動車利用者へアイドリングストップ等のエコドライブの啓発や、低公害車<sup>\*</sup>の利用を促進する取り組みを行っています。

平成18年度の大気調査の結果は、光化学オキシダントを除くほとんどの項目で環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、測定期間中に環境基準(1時間値が0.06ppm以下)を超える値が測定されました。経年の結果や湘南地域の測定局の結果においても、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。全国の都市部においても同様の傾向が見られ、県では光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の対策として、固定発生源(工場・事業場)に対して、大気汚染防止法及び県・市で定める条例に基づき、規制基準の遵守等についての徹底と、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物<sup>\*</sup>の排出を抑制するための自主的な取り組みの促進を図っており、町としても周辺自治体等と連携した取り組みを進めていく必要があります。

近年、大気汚染防止法で規制されているアスベストによる健康被害などが社会問題となり、町の公共施設51箇所において調査を行い、アスベストの使用が確認された2箇所の除去工事を完了しています。

今後の町の発展や、さがみ縦貫道路をはじめとする道路網の整備により汚染源が増えることも予想されるため、現状を維持するとともに、継続的な調査の実施や大気環境の負荷低減に向けて、さまざまな視点から取り組む必要があります。

自動車の利用に関しては、運転者の自主的な取り組みが重要であり、町をはじめとして率先したエコドライブや、公共交通機関の利用の促進を図っていくことが必要です。

## ② 基本方針

ノーカーデーやアイドリングストップの普及推進、自家用車から公共交通機関・自転車などへの利用切り替えや、低公害車の導入・利用の促進などの施策により、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を推進します。

また、工場・事業所からの大気汚染対策にも取り組みます。

さらに、大気汚染の現状を把握するための監視・調査を継続的に実施するとともに、関係機関との連携による広域的な大気汚染物質削減対策の推進を行っていきます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 5 空気をきれいにする

- 1. 自動車の排出ガス対策
- 2. 工場・事業所による排出ガス対策
- 3. 監視・調査の継続実施
- 4. その他の大気質保全対策

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 二酸化窒素の各測定箇所での環境基準の達成率	100%	100%	環境課
② 浮遊粒子状物質の各測定箇所での環境基準の達成率	100%	100%	環境課
③ 町役場公用車における低公害車(八都県市指定含む)導入割合	60%	26.8%	防災安全課
④ 鉄道利用者数	現状より 増やす	寒川駅 11,982人/日 宮山駅 3,810人/日 倉見駅 3,591人/日 (H19年度)	企画政策部



相模線

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 自動車の排出ガス対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
低公害車の利用促進の呼びかけを行います 【地球温暖化対策の推進事業】	環境課	○	○	○	○
ノーカーデー、相乗りの協力、駐停車時のアイドリングストップを呼びかけます 【地球温暖化対策の推進事業】	環境課	○	○	○	○
公用車の購入の際には低公害車を導入します 【クリーンエネルギーの有効活用事業】	防災安全課 (環境課)	○	○	○	○
公共交通機関(電車・バス)の充実を図ります 【相模線複線化等促進事業、東海道新幹線新駅設置促進事業等】	企画政策部 (新幹線新駅対策課)	○	○	○	○
公共自転車駐車場の整備を進めます 【自転車駐車場整備事業】	防災安全課	○	○	○	○
生活道路への通過交通量の削減のため、幹線道路網を整備します 【道路歩道等整備事業、国県道整備促進事業、幹線道路整備促進事業】	道路課 (都市計画課)	○	○	○	○

#### 2. 工場・事業所による排出ガス対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います 【啓発指導・監視の強化事業】	環境課	○	○	○	○
建設作業などからの大気汚染物質の発生防止を指導します 【啓発指導・監視の強化事業】	環境課	○	○	○	○

#### 3. 監視・調査の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
大気調査により大気汚染の実態を把握します 【水質等検査事業】	環境課	○	○	○	○
環境パトロールを実施します<<再掲>> 【啓発指導・監視の強化事業】	環境課	○	○	○	○

4. その他の大気質保全対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
公園などでは、大気浄化能力の高い樹木による緑化を推進します 【公園整備等事業、保存樹木補助事業】	都市計画課	○	○	○	○
大気汚染についての情報提供を行います 【環境情報の提供事業】	環境課	○	○	○	○
県や周辺自治体と連携して大気汚染対策を促進します 【啓発指導・監視の強化事業】	環境課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 低公害車を積極的に導入します
  - ・ ノーカーデーに率先して協力します
  - ・ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます
  - ・ 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます
  - ・ 自動車の点検整備などを励行し、適正に管理します
  - ・ 家の庭などでゴミを燃やしません
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 低公害車の導入を進めます
  - ・ ノーカーデーの実践に努めます
  - ・ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます
  - ・ 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます
  - ・ 最短走行ルートを選択や過積載の防止などに配慮します
  - ・ 共同配送の推進など物流の合理化に努めます
  - ・ 保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します
  - ・ 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します
  - ・ 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います
  
- 滞在者が行う  
取り組み例

  - ・ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます
  - ・ 公共交通機関、徒歩による移動に努めます

[生活環境] 健康で安心して暮らせるまち

## 環境目標 6 有害化学物質による汚染を防ぐ

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

有害化学物質のうち関心の高いダイオキシン類は、塩素を含むプラスチック類やビニール製品などが低温で不完全燃焼を起こしたときに発生する有機塩素化合物で、極めて強い毒性を持ち、分解されにくいいため、通常の生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼすおそれがあります。

本町では、町内の大気、土壌、水質、底質についてのダイオキシン類調査を実施していますが、平成18年度はいずれも環境基準を下回っています。なお、平成17年度において、クリーンセンター敷地内で発見されたダイオキシン類による土壌汚染は、汚染源の特定と汚染の拡大を防止するための汚染範囲調査の後、応急対策を施し、土壌の無害化処理工事を完了しています。

ダイオキシン類のみならず、わが国では数万種の化学物質が人工的に生産されているといわれます。それらはプラスチック、医薬品、その他私たちの生活に欠かせないものとなっている反面、生産・使用・廃棄の仕方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

化学物質による影響を未然に防ぐためには、確実な管理体制の整備や、各物質についての適切な理解が求められます。今後は、有害化学物質の危険性に関する情報収集や、排出防止、監視・調査の継続実施が必要です。

#### ■ ダイオキシン類調査結果

項目	測定値						環境基準
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
大気	0.15 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	—	最大値 0.065 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	最大値(県調査) 0.066 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	最大値(県調査) 0.16 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	最大値(県調査) 0.026 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	0.99 pg-TEQ/l	最大値 0.81pg-TEQ/l	最大値 0.37pg-TEQ/l	最大値 1.8pg-TEQ/l	最大値 0.49pg-TEQ/l	最大値 0.41pg-TEQ/l	1.0 pg-TEQ/l 以下
土壌	最大値 33pg-TEQ/g	最大値 37pg-TEQ/g	最大値 10pg-TEQ/g	最大値 10pg-TEQ/g	最大値 8.9pg-TEQ/g	最大値 6.3pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g 以下
底質	—	—	—	最大値 23pg-TEQ/g	最大値 24pg-TEQ/g	最大値 0.85pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g 以下

資料:環境課

## ② 基本方針

家庭や事業所における有害化学物質の使用の抑制や適正管理の推進など、排出防止対策を推進します。

また、環境リスクに関する情報を収集し、汚染の未然防止の観点から、国や県と連携しながら適切な対応策を検討していきます。

さらに、町民や事業者にP R T R（環境汚染物質排出移動登録）制度\*などの取り組みや、化学物質の利用と廃棄についての情報提供を進めていきます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 6 有害化学物質による汚染を防ぐ

- 1. 有害化学物質の危険性に関する情報の収集・提供
- 2. 有害化学物質の排出防止
- 3. 監視・調査の継続実施

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① ダイオキシン類の大気環境濃度	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	最大値 0.026 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	環境課
② ダイオキシン類の水質環境濃度	1.0 pg-TEQ/l 以下	最大値 0.41 pg-TEQ/l	環境課
③ ダイオキシン類の土壌環境濃度	1000 pg-TEQ/g 以下	最大値 6.3 pg-TEQ/g	環境課
④ ダイオキシン類の底質環境濃度	150 pg-TEQ/g 以下	最大値 0.85 pg-TEQ/g	環境課



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 有害化学物質の危険性に関する情報の収集・提供

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
有害化学物質に関する情報収集と町民などへの情報提供を行います 【 環境情報の提供事業 】	環境課	○	○	○	○
PRTR(環境汚染物質排出移動登録)制度などの取り組みを周知します 【 環境情報の提供事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 2. 有害化学物質の排出防止

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
ダイオキシン類の発生抑制や有害化学物質の使用抑制・適正管理を指導します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
環境保全型農業の促進による農薬使用量の削減と有機肥料の適正な使用促進を図ります《再掲》 【 果樹振興対策事業、野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○

#### 3. 監視・調査の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
ダイオキシン類の測定調査を行います 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
焼却施設の数や規模などの実態を把握します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○

■ 町民が行う  
取り組み例

- ・ 有害化学物質に関する正しい知識を得ます
- ・ 有害化学物質を発生させるおそれのないものを購入するように努めます
- ・ 低農薬や有機農業などにより作られた農作物を積極的に購入します
- ・ ゴミは適正に分別します
- ・ 緑の維持・管理には除草剤などを必要以上に使用しません
- ・ 家の庭などでゴミを燃やしません

■ 事業者が行う  
取り組み例

- ・ 有害化学物質に関する情報を収集し、事業活動のなかで活かします
- ・ 家庭で使用する化学物質などの情報を適切に提供します
- ・ PRTR制度に基づき、化学物質の環境への排出や管理の状況などについて、情報公開します
- ・ 化学物質による汚染発生時には、適切な情報をすみやかに開示するとともに、処理対策に努めます
- ・ 原材料・廃棄物などの適正な管理・処置に努めます
- ・ 有害化学物質を含まない製品の開発・製造に努めます
- ・ 農薬や化学肥料の使用を減らします
- ・ 緑の維持・管理には除草剤などを必要以上に使用しません
- ・ 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います

[生活環境] 健康で安心して暮らせるまち

## 環境目標 7 近隣公害を防ぐ

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

騒音・振動は日常生活と深く関連する公害で、直接人間の感覚を刺激し、人体に感覚的・心理的影響を与えます。また、悪臭は人に不快感を与える臭いの感覚公害です。

平成18年度における本町で近隣公害に対する苦情状況は、騒音9件、振動2件、悪臭40件でした。また、道路交通騒音の環境基準達成率は100%でした(測定地点1箇所)。近年、製造事業所や建設・工事現場を発生源とする騒音及び悪臭に対する苦情件数が多く、これらの発生防止の啓発を継続的に行うことが重要です。

一方、自動車騒音や生活騒音については町民の日常生活や事業者の活動に深く関連する問題であるため、今後は生活や活動のスタイルを環境にやさしい形に転換していくための意識啓発や指導が重要です。

さらに、これらの各個別対策と同時に、公害の実態を把握するための監視・調査も継続的に実施することが必要です。

#### ■ 発生源別騒音・振動、悪臭の苦情状況(平成18年度)

( )内は平成17年度

項目	計	発 生 源									
		製造事業所(工場)	修理・解体業	交通機関	建築・土木工事	事務所	クリーニング・理容・美容	鉱業施設・採石場	家庭生活	農作業	その他・不明
騒音	9(9)	1(1)	—	1(2)	2(1)	—	—	—	2(3)	—	3(2)
振動	2(2)	2(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	40(63)	9(14)	—	0(1)	4(8)	—	—	2(3)	9(13)	10(12)	6(12)
合計	51(74)	12(17)	0(0)	1(3)	6(9)	0(0)	0(0)	2(3)	11(16)	10(12)	9(14)

資料:平成18年度 環境行政の概要

## ② 基本方針

自動車交通による騒音・振動の低減については、交通システム全般にわたる対策を推進していきます。

また、工場や事業所からの騒音・振動及び悪臭、鉄道騒音、近隣騒音\*・生活騒音については、それぞれの原因者である事業者、町民、そのほか各関係機関に対して、低減に努めるよう意識啓発や指導などの対策を実施していきます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 7 近隣公害を防ぐ

- 1. 自動車の騒音・振動対策
- 2. 工場・事業所による騒音・振動対策
- 3. その他の騒音・振動対策
- 4. 悪臭防止対策

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%	環境課
② 騒音・振動・悪臭の苦情件数	現状よりも減らす	51件	環境課

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 自動車の騒音・振動対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
騒音・振動の調査を実施します 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
自動車利用者への啓発を図り、交通騒音対策を進めます 【 交通意識啓発事業、水質等検査事業 】	防災安全課 (環境課)	○	○	○	○
公共交通機関(電車・バス)の充実を図ります<<再掲>> 【 相模線複線化等促進事業、東海道新幹線新駅設置促進事業 等 】	企画政策部 (新幹線新駅対策課)	○	○	○	○
生活道路への通過交通量の削減のため、幹線道路網を整備します <<再掲>> 【 道路歩道等整備事業、国県道整備促進事業、幹線道路整備促進事業 】	道路課 (都市計画課)	○	○	○	○
道路面の適正な維持・管理に努めます 【 道路維持補修事業 】	道路課	○	○	○	○
道路面の改修の際には低騒音舗装の採用を検討します 【 道路歩道等整備事業 】	道路課	○	○	○	○

#### 2. 工場・事業所による騒音・振動対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
工場、事業所、建設作業などにおける騒音・振動防止の指導を行います 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
公共工事における騒音・振動の配慮を周知します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 3. その他の騒音・振動対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
近隣騒音・生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を行います 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
鉄道騒音などについては県や周辺自治体と連携して適切な騒音・振動対策を進めます 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○

4. 悪臭防止対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
悪臭調査を実施します 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
工場、事業所、建設作業などにおける悪臭防止の指導を行います 【 啓発指導・監視の強化事業、畜産経営環境整備事業 】	環境課 (産業振興課)	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 車両の適正管理、適正利用を進めます
  - ・ 公共交通機関を積極的に利用します
  - ・ 住宅地内の駐車場でのアイドリングや警笛の使用を自粛します
  - ・ ピアノやカラオケなどによる近隣騒音や生活騒音に配慮します
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します
  - ・ 車両の適正管理、適正利用を進めます
  - ・ 工事などで使用する機械などは低騒音型のものを採用します
  - ・ 防音機能の強化など、施設の改善に努めます
  - ・ 必要以上に大きな音で宣伝活動はしません
  - ・ 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます
  - ・ 深夜営業飲食店では防音施設を設置します
  
- 滞在者が行う  
取り組み例

  - ・ 公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます
  - ・ 自家用車の利用を抑制し、自動車騒音に配慮します
  - ・ レジャーにおける騒音に配慮します

[生活環境] 健康で安心して暮らせるまち

## 環境目標 8 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

土壌汚染は、カドミウムなどの有害な重金属類やP C B（ポリ塩化ビフェニル）<sup>\*</sup>などの化学物質が蓄積することによって発生し、人の健康被害や農作物への影響をもたらすおそれがあります。工場・事業所などの事業活動や廃棄物の処理による排水、農薬の使用などによって引き起こされ、放置すれば地下水汚染を引き起こすことが懸念されています。

わが国では「土壌汚染対策法」に基づき、事業者や土地所有者に対して、有害物質に係る工場跡地等における土壌汚染調査の実施や、土壌汚染による健康被害の防止措置の実施が義務付けられています。

本町では地下水の水質汚染の実態を把握するため、県が4地点において地下水調査（定点調査・定期モニタリング調査）を実施しています。平成18年度は、定点調査・定期モニタリング調査に加え、メッシュ調査が12地点において行われ、これら16地点における調査のうち2地点で3項目（シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素）が環境基準を超えていました。今後はすべての項目において環境基準値適合を目標として、事業者に対する指導や、農薬・化学肥料の使用量削減、町民に対する意識啓発などの対策を行っていくとともに、土壌・地下水の汚染及び地下水位の実態を把握するための監視・調査の継続的な実施が必要です。

また、地盤沈下は地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により粘土層が圧密されることによって生じるといわれています。本町では、神奈川県公害防止条例（昭和48年5月）により地下水の採取を規制する地域に指定されたことに伴い、水準測量による観測を昭和49年より実施していますが、各地域で年間2cm以上の沈下は観測されていません。

## ② 基本方針

化学物質に侵されない安全な土壌と地下水を保全するために、事業活動に伴う対策や農薬や化学肥料の使用量削減を促進するとともに、事業者や町民に対して、排水などによる土壌や地下水への負荷の低減に努めるよう指導や意識啓発を行います。また、土壌・地下水汚染、揚水量の実態の把握に努めます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 8 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ

- ├ 1. 土壌汚染対策
- ├ 2. 地下水保全対策
- └ 3. 監視・調査の継続実施

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 地下水の環境基準値適合率	100%	16地点測定のうち2地点(3項目)で基準超過 基準値適合率 87.5%	環境課
② 地盤沈下の状況	現状を維持	年間2cm以上沈下の水準点はなく、町民への影響はない(0/20箇所)	環境課



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 土壌汚染対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
事業者などへ土壌汚染対策についての情報提供や普及啓発を行います 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
環境保全型農業の促進による農薬使用量の削減と、有機肥料の適正な使用促進を図ります<<再掲>> 【 果樹振興対策事業、野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○

#### 2. 地下水保全対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
雨水浸透の推進・促進(浸透枳、宅地内浸透枳、透水管などの導入)を図ります 【 公共下水道整備等事業 】	下水道課	○	○	○	○
地下水の涵養のため、樹林地を保全します 【 保存樹木事業 】	都市計画課	○	○	○	○
地下水涵養機能を有する水田などの農地の適切な維持管理を進めます 【 農業振興事業、農業用排水路管理事業 】	産業振興課	○	○	○	○
地下水保全に関する意識啓発を進めます 【 環境情報の提供事業、啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 3. 監視・調査の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
土壌汚染・地下水汚染の実態把握に努めます 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
地盤沈下の状況を調査します 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○
地下水の水位及び揚水量を把握します 【 水質等検査事業 】	環境課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例
  - ・ 土壌・地下水汚染などの実態把握に協力します
  - ・ 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します
  - ・ 雨水浸透柵を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます
  
- 事業者が行う  
取り組み例
  - ・ 土壌・地下水汚染などの実態把握に協力します
  - ・ 農家は、有機肥料・低農薬栽培に努め、農薬・化学肥料使用量削減を目指します
  - ・ 土壌汚染防止に関する規制を守ります
  - ・ 土壌汚染の監視・測定の結果を見て、防止対策に取り組みます
  - ・ 掘削工事にあたっては地下水保全対策を十分に行います
  - ・ 地下水汚染を未然に防止するため、排水の管理を徹底します
  - ・ 地下水汲み上げに関する規制を守ります
  - ・ 雨水浸透柵の設置などにより、地下水の涵養に努めます
  - ・ 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します

## 3 (自然環境) 自然を守り、育てるまち

## 環境目標 9 野生動植物を守る

【 環境目標管理担当課:環境課 】

## ① 現況と課題

野生動植物の生育・生息環境は、人間の開発行為の影響による減少や劣化、雑木林の管理放棄や農耕の近代化など社会情勢の変化による質的变化が進行しています。さらに移入種\*による在来種への影響も加わり、生育・生息環境や種の多様性及び絶滅の危機が問題とされ、その保全が全国的課題となっています。平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、特定外来生物に指定された生物（平成18年9月現在83種）の飼育・販売等が原則として禁止されたため、外来種（外来生物）による生態系への影響を把握し、対応していくことが必要となっています。

本町の自然環境の特色としては、町の西側に広い河川敷をもつ相模川が流れ、さらに小出川、目久尻川沿いの低地に水田が広がっていることが挙げられます。このような環境は、かつては池沼が点在し、水辺植物の有数な自生地であったことを示すものとされ、平成13、14年度で実施した動植物現地調査においても水辺に生育する希少な植物種が確認されています。また、自然観察会において、水辺に生息する魚や昆虫などを餌とするサギ類やシギ・チドリ類などの鳥類の生息・飛来も確認されています。

一方で、アライグマやハクビシンなどの目撃や被害の情報が増加傾向にあるため、有害鳥獣\*となっている外来生物の駆除や、自然環境調査を通じた外来生物の把握や移入防止対策を検討していく必要があります。

より豊かな自然環境を取り戻していくためにも、野生動植物の分布や生態系の実態を把握する調査を今後も実施していくとともに、自然観察会を通じた野生動植物を身近に感じられる機会の創出により町民の意識の高揚を図り、河川や水田などの水辺や樹林地といった生育・生息環境を守り育てていく取り組みが必要です。



アライグマ

■ 野生動植物の確認種数と注目種数

区 分		確認種数	うち注目種数
植 物		422	5
動 物	哺乳類	5	0
	鳥 類	66	21
	爬虫類	7	5
	両生類	3	1
	昆虫類	212	6
	魚 類	9	3
	底生動物	18	0
計		742	41

注) 調査は全町域のうち相模川、目久尻川、小出川、越の山斜面林、水田地帯(大曲・田端)を中心に選定した5地域で実施した。

資料: 寒川町動植物調査報告書

② 基本方針

多様な野生動植物の生育・生息に適した環境の保全・創造や地域特性に配慮した保護対策のために、生育・生息の実態調査を継続的に実施するとともに、自然観察会の開催などにより、町民の自然環境保全意識の啓発を図ります。また、開発行為、人間の活動等による影響を抑制するために、動植物を守るための指針策定に向け検討を進めます。

◆ 施策体系

環境目標 9 野生動植物を守る

- 1. 野生動植物の保護
- 2. 野生動植物の生育・生息環境の保全と創造
- 3. 調査等の継続実施

◆ 環境指標

環 境 指 標	目 標	現 状 (H18 年度)	進行管理 担当課
① 「(仮称)生き物の保全地域」の指定	4箇所	0 箇所	都市計画課
② 指標動植物種の生育・生息状況	現状を維持	H23 年度調査実施 の検討	環境課

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 野生動植物の保護

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
開発行為等から希少な動植物を守るための指針策定に向けての検討を進めます	環境課	□	○	○	○
野生動植物種に関する知識を普及します 【 環境情報の提供事業 】	環境課 (都市計画課)	○	○	○	○

#### 2. 野生動植物の生育・生息環境の保全と創造

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全に努めます 【 河川美化事業 等 】	都市計画課 (環境課)	○	○	○	○
自然観察公園などの設置に努めます 【 目久尻川ふるさと緑道整備事業 等 】	都市計画課	▲	▲	▲	□

#### 3. 調査等の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
町内の動植物の生息・生育状況を調査します 【 環境基本計画推進事業 】	環境課	▲	▲	▲	□
自然観察会の開催など、野生動植物の保全意識の啓発を進めます 【 環境教育・学習の推進事業 】	環境課 (生涯学習課)	○	○	○	○
「さむかわ生き物かんさつマップ」を作成します 【 環境教育・学習の推進事業 】	環境課 (生涯学習課)	▲	▲	□	◎
外来種及び有害鳥獣対策を適切に推進します 【 動物対策等事業 】	環境課 (産業振興課)	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 野生動植物の保護に関心を持ちます
  - ・ 自然の豊かな場所は荒らさないようにします
  - ・ 自然観察会などに積極的に参加し、生き物に関する知識を高めます
  - ・ 緑化にあたっては、地域の生態系に適した植物種(郷土種)を選びます
  - ・ ペットや観賞目的の生き物を野生化させたり、魚や昆虫などを他の地域から移入させたりしません
  - ・ 法律で禁じられている鳥獣の捕獲(密猟)は行いません
  - ・ 野生動植物の分布や生態調査に協力します
  - ・ 「さむかわ生き物かんさつマップ」の活用により町域の自然環境の適正な保全策に関心を持ちます
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います
  - ・ 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します
  - ・ 工事によって改変される自然は可能な限り工事完了後には復元します
  - ・ 緑化にあたっては、地域の生態系に適した植物種(郷土種)を選びます
  - ・ 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全します
  - ・ 法律で禁じられている鳥獣の販売はしません
  - ・ 自然観察会などに協力します
  
- 滞在者が行う  
取り組み例

  - ・ 野生動植物の保護に努めます
  - ・ 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します



野鳥観察会

[自然環境] 自然を守り、育てるまち

## 環境目標 10 樹林地を守り、ふれあう

【環境目標管理担当課:都市計画課】

### ① 現況と課題

町民が身近にふれられる緑地であり、野生動植物の貴重な生育・生息環境として重要視されている屋敷林\*や社寺林\*などでは、かつて人々の生活と調和した自然生態系が形成されていました。しかし近年になって、人の手による管理が行き届かず、荒廃してしまう樹林地が増え、問題となっています。

本町では、下図に示す地域が保存樹林\*に指定されており、寒川神社の杜と越の山の斜面林が神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域\*に指定されています。

なお、平成18年度末における保存樹林は5箇所・約16,923m<sup>2</sup>、保存樹木\*の本数は48本です。保存樹木・樹林の保全のため、町では樹木・樹林保存に関する支援制度として、保存樹木等奨励補助金\*や緑化基金\*等を行っています。

今後は屋敷林や社寺林などの樹林地を保全していくための対策が必要とされ、また、樹林地の保全活動や多目的利用への町民参加及び活動の場となるフィールドづくりが重要であり、樹林地の現状を把握し、町指定緑地保全地域の指定を進めていくことや町民への普及啓発を行う施策も必要です。

■ 樹林分布図(平成18年度末)



## ② 基本方針

貴重な樹林地である自然環境保全地域や屋敷林、社寺林などについては、その分布に関する実態を調査し、保存樹木制度や保存樹林制度の推進による保全に努めます。

また、樹木・樹林の維持管理活動などへの町民参加の機会をつくり、樹林地保全意識の啓発を図ります。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 10 樹林地を守り、ふれあう

- 1. 樹林地の保全対策
- 2. 樹林地の多目的利用
- 3. 調査等の継続実施

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 県指定自然環境保全地域の箇所数	現状を継続	2箇所	都市計画課
② 町指定緑地保全地区 <sup>※</sup> の指定箇所数	1箇所	0箇所	都市計画課
③ 保存樹林の指定面積	20,000 m <sup>2</sup>	16,923.15 m <sup>2</sup>	都市計画課
④ 保存樹木の指定本数	58本	48本	都市計画課



越の山



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 樹林地の保全対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
保存樹木等指定制度等による屋敷林、社寺林の保全に努めます 【 保存樹木補助事業 】	都市計画課	○	○	○	○
保存樹木等指定制度等による樹木の保全に努めます 【 保存樹木補助事業 】	都市計画課	○	○	○	○
緑化基金の充実を図ります	都市計画課	○	○	○	○

#### 2. 樹林地の多目的利用

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
町民参加による樹木・樹林の維持・管理活動への支援を行います 【 緑化活動団体育成事業、保存樹木補助事業 】	都市計画課	▲	▲	□	○
解説案内板等を整備します	都市計画課	○	○	○	○

#### 3. 調査等の継続実施

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します 【 保存樹木補助事業 】	都市計画課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例
  - ・ 保存樹木・保存樹林の保全に協力します
  - ・ 樹林地にゴミを捨てません
  - ・ 緑地保護のための基金に協力します
  - ・ 樹林地の活用・管理活動に参加します
  - ・ 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加します
  
- 事業者が行う  
取り組み例
  - ・ 保存樹木・保存樹林の保全に協力します
  - ・ 樹林地の減少につながる開発を抑制します
  - ・ 樹林地の管理活動に協力します
  - ・ 緑地保護のための基金に協力します
  
- 滞在者が行う  
取り組み例
  - ・ 樹林地にゴミを捨てません



保存樹木

[自然環境] 自然を守り、育てるまち

## 環境目標 11 農地を守り、活用する

【環境目標管理担当課:産業振興課】

### ① 現況と課題

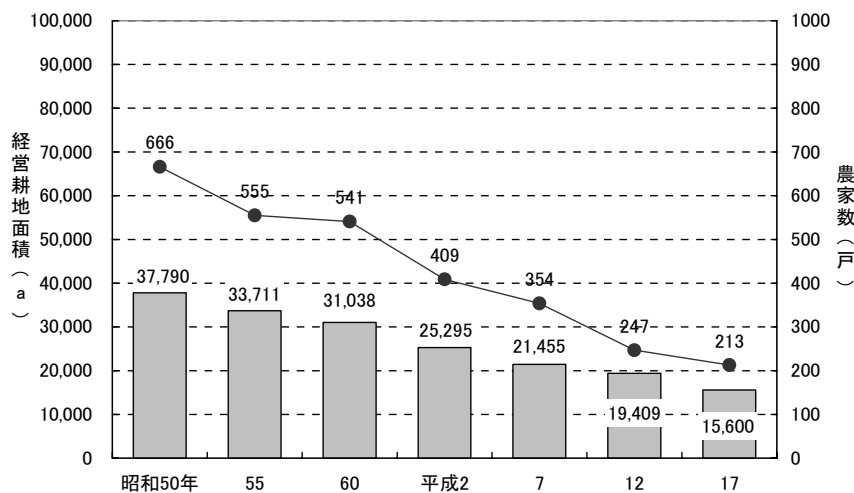
農地は、単に農作物の生産の場であるだけでなく、動植物の生息の場や地下水の保全など、多面的な環境保全機能を持っていますが、町内の経営耕地面積は減少傾向となっており、平成17年度では昭和45年度の3割以下となっています。

農地の維持については、農地の流動化及び集約化による農地の保全、遊休農地\*の活用方法の検討を進める一方で、農家数は年々減少しているため、農業後継者の育成に対する取り組みも進めています。これらの農地の保全や農業後継者の問題は、関係機関や農業従事者と協力して取り組みを進めていくほか、農業従事者や新規就農者への支援の充実を図る必要があります。

また、豊かな土壌の形成、有機農産物への関心、自然生態系への配慮などの観点から、環境保全型農業の推進のために、堆きゅう肥購入、フェロモントラップ等に対する補助を行い、環境保全型農業の実践を奨励していくとともに、地元農業の活性化を図る取り組みを進めています。本町では、環境にやさしい農業を行っている農家がエコファーマー\*として県に8戸認定されています。

町民が農業とふれあえる場としては、7地点305区画の家庭菜園・生きがい農園\*が利用されています。農業体験の場をより充実させるなど、農地と町民のふれあい創出を図り、町民の農業への理解を深めることで、地域での農地の活用を進めていくことが必要です。

#### ■ 経営耕地面積及び農家数の推移



資料:農業センサス

## ② 基本方針

農家数の減少を食い止め、適正な農地の保全を図るため、農地の流動化や農業後継者の育成に取り組めます。

また、地域農業の活性化を図るために、地元で収穫した安全な農作物の品質向上と地域内流通を推進し、家庭菜園や生きがい農園の設置を進めるなど、町民が農業とふれあう機会を創出し農業に対する理解を深めます。

さらに、生産者と消費者の連携などを通じて有機栽培や無農薬・低農薬栽培、周辺の水辺の保全・活用と一体となった環境保全型農業を推進します。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 11 農地を守り、活用する

- 1. 農地の維持・存続
- 2. 安全な農作物の地域内流通の推進
- 3. 農業と町民のふれあい創出
- 4. 環境保全型農業の推進

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 家庭菜園及び生きがい農園の区画数	現状より増やす	305区画	産業振興課
② エコファーマー制度認定農家数	14戸	8戸	産業振興課
③ 遊休農地の解消	6 ha	7.7 ha	産業振興課
④ 農業後継者の育成	16名	13名	産業振興課

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 農地の維持・存続

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
農地の流動化及び集約化を促進します 【 農業経営基盤促進事業 】	産業振興課	○	○	○	○
農業後継者を育成します 【 農業後継者育成事業 】	産業振興課	○	○	○	○

#### 2. 安全な農作物の地域内流通の推進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します 【 野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○
農産物直売所の規模拡大、情報提供に努めます 【 農産物直売事業 】	産業振興課	○	○	○	○
直接販売や契約栽培など生産者と消費者を直接結ぶ流通を推進します 【 農産物直売事業 】	産業振興課	○	○	○	○
学校給食に安全な地元の農産物使用を進めます 【 学校給食関係事業 】	学校教育課 (産業振興課)	○	○	○	○

#### 3. 農業と町民のふれあい創出

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
家庭菜園及び生きがい農園の設置、利用を促進します 【 家庭菜園事業 】	産業振興課 (高齢介護課)	○	○	○	○
農業体験学習の実施を支援します 【 特色ある教育活動推進事業 】	学校教育課 (産業振興課)	○	○	○	○
体験農場の整備に向けての検討を進めます 【 体験農場検討事業 】	産業振興課	▲	▲	□	○
遊休農地の有効活用を図ります 【 遊休農地活用事業、農業経営基盤促進事業、お花畑推進事業 】	産業振興課 (都市計画課)	○	○	○	○
観光産業との連携によって農業の活性化を図ります 【 観光宣伝事業 】	産業振興課	○	○	○	○

4. 環境保全型農業の推進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
エコファーマー制度の登録・認定に関する普及啓発を図ります 【 果樹振興対策事業、野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○
環境保全型農業に対する補助制度を充実させます 【 果樹振興対策事業、野菜振興対策事業 】	産業振興課	○	○	○	○
農道、農業用排水路整備の際には、自然環境に配慮します 【 農業用排水路・農道整備事業 】	産業振興課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 農業後継者の育成に協力します
  - ・ 安全な地元の農産物を積極的に購入します
  - ・ 農産物直売所を積極的に利用します
  - ・ 家庭菜園や生きがい農園を積極的に利用します
  - ・ 農家との交流を行います
  - ・ 農業体験学習等への参加を通じて農業への理解を深めます
  - ・ 遊休農地の有効活用に協力します
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 農業後継者の育成に努めます
  - ・ 安全な食料の生産と流通に努めます
  - ・ 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱います
  - ・ 農産物のPRなどにより、農産物の地域内流通を進めます
  - ・ 遊休農地の有効活用に協力します
  - ・ 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します
  - ・ 農業の振興のための積極的なPRを図ります
  - ・ 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みます



家庭菜園

4 (都市環境) 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

環境目標 12 身近な緑を守り、育てる

【環境目標管理担当課:都市計画課】

① 現況と課題

都市公園の緑は、生活にやすらぎと潤いをもたらす憩いの場であると同時に、景観を形成し、レクリエーションの場、災害時の避難場所、野生動植物の貴重な生育・生息場所となるなど、多様な機能を有しています。

本町の都市公園は、街区公園 26 箇所、近隣公園 1 箇所（一之宮公園）、地区公園 1 箇所（さむかわ中央公園）、運動公園 1 箇所（川とのふれあい公園）、都市緑地 5 箇所、緑道 3 箇所の合計 37 箇所が整備されています。

平成 18 年度の都市計画区域面積に対する緑地の割合は 28.8% であり、同年度の一人当たりの都市公園面積は 3.77 m<sup>2</sup> です。

また、道路沿いの植栽に注目すると、主要な道路（幹線町道 1、2 級及び県管理道路）の緑化割合は 12.8% です。

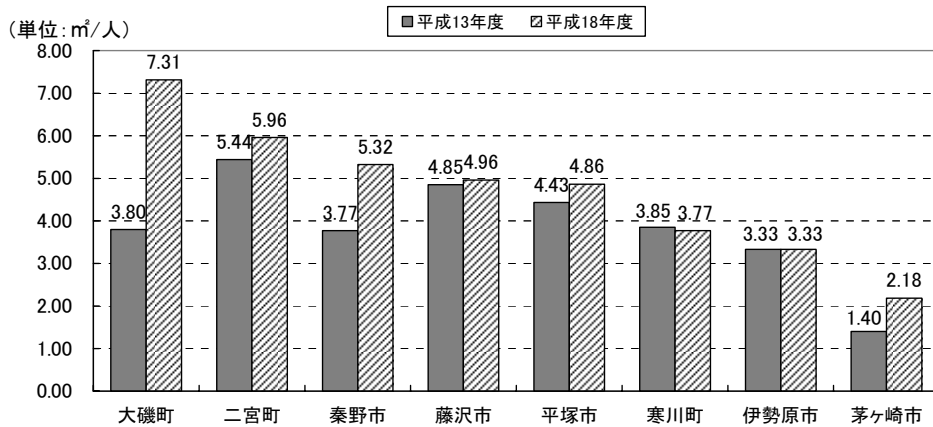
現在、都市化が進むにつれて町民が身近にふれられる緑は減少する状況にあり、既存の緑を把握した上で、個々の建物の周囲や街路樹、都市公園の整備など、多くの人々が利用する場所に緑を増やしていくことが求められます。

こうした身近な緑の整備や管理については、町・町民・事業者など、さまざまな主体の参画が望ましく、自治体にかわって町民が「里親」となって、公園や駅前などにある花壇やプランターの維持管理をボランティアで行なう「緑の里親制度<sup>\*</sup>」といった仕組みづくりや緑化支援の充実を図り、広めていく必要があります。

■ 都市公園・緑地現況図(平成 18 年度)



■ 町民(市民)一人当たりの都市公園面積



資料: 神奈川県都市整備統計年報(2001、2006 版)

② 基本方針

身近な緑を保全・創造していくため、公園や道路の緑化などによって公用地の緑化を進めるとともに、生垣整備の支援、苗木や花の配布など緑に関するイベントを継続的に実施し、町民の緑化活動の促進と緑化意識の向上を図ります。事業者に対しては、緑の確保のため、開発の際における緑化の指導を継続的に行います。また、町民や民間団体、自治会の自主的な緑化活動を支援するとともに、緑の里親制度の導入検討を進め、民有地の緑化推進と維持管理における各主体の参加体制を整備していきます。

◆ 施策体系

環境目標 12 身近な緑を守り、育てる

- └ 1. 公用地内の緑化
- └ 2. 民有地内の緑化

◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18 年度)	進行管理 担当課
① 都市計画区域面積に対する緑地の割合	30.0%以上	28.8% (H18 年度末)	都市計画課
② 町民一人当たりの都市公園面積	5m <sup>2</sup> 以上	3.77 m <sup>2</sup> (H18 年度末)	都市計画課
③ 生垣設置支援制度利用件数	年4件以上	1件	都市計画課
④ さむかわ緑のフェスティバル来場者数	24,000 人	13,000 人	都市計画課
⑤ 緑化活動ボランティア (川とのふれあい公園花壇育成者)	29 人	22 人	都市計画課



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 公用地内の緑化

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
身近な公園を整備します 【公園整備等事業】	都市計画課	○	○	○	○
道路の緑化を進めます<<再掲>> 【道路歩道整備事業】	道路課 (都市計画課)	○	○	○	○
街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を行います 【道路維持補修事業】	道路課 (都市計画課)	○	○	○	○
公共施設の緑化を進めます 【緑化推進事業】	都市計画課	○	○	○	○
町民参加による公園の維持管理を推進します 【緑化活動団体育成事業】	都市計画課	○	○	○	○
河川敷や道路等の花壇の開放などを検討します 【お花畑推進事業、緑化活動団体育成事業】	都市計画課	○	○	○	○
自然観察公園などの設置に努めます<<再掲>> 【目久尻川ふるさと緑道整備事業等】	都市計画課	▲	▲	▲	□
自然とふれあう散策路を整備します 【目久尻川ふるさとの川整備事業等】	都市計画課	○	○	○	○
水とみどりのつながりの確保を目指し、関係機関に要請します 【さがみグリーンライン事業】	都市計画課	○	○	○	○
緑化基金の充実を図ります<<再掲>>	都市計画課	○	○	○	○



緑のフェスティバル

2. 民有地内の緑化

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
生垣など町民参加による緑の維持・管理を支援します 【 生け垣等緑化推進事業 】	都市計画課	○	○	○	○
苗木配布などによる町民及び事業者による緑化推進を図ります 【 緑化まつり開催事業 】	都市計画課	○	○	○	○
開発などにおいて緑化を指導します 【 緑化推進事業 】	都市計画課	○	○	○	○
「(仮称)身近な緑マップ」を作成し、普及啓発を図ります	(生涯学習課) (環境課)	▲	□	○	○
身近な場所での緑づくりを進めます 【 生け垣等緑化推進事業、お花畑推進事業 】	都市計画課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します
  - ・ 庭などに草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします
  - ・ 緑のフェスティバルなどの緑を増やすイベントに参加します
  - ・ 緑の維持・管理には、除草剤や殺虫剤などを必要以上に使用しません
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します
  - ・ 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します
  - ・ 敷地内の緑化に努めます
  - ・ 緑のフェスティバルなどの緑を増やすイベントに参加します
  - ・ 緑の維持・管理には、除草剤や殺虫剤などを必要以上に使用しません



ボランティアによる県道の花植え

[都市環境] 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

## 環境目標 13 水辺を守り、親しむ

【環境目標管理担当課:都市計画課】

### ① 現況と課題

河川や湧水などの水辺は、身近な自然として貴重な環境です。

本町には相模川水系の5つの川が流れており、一級河川である相模川、目久尻川、小出川、永池川と、準用河川である駒寄川があります。

各河川とも県等の事業として河川整備が進められ、目久尻川、永池川については改修が終了し浸水被害等は大幅に減少していますが、小出川については現在も流域の浸水被害が発生しており、これから整備が進められる予定となっています。河川整備の主な目的は治水対策ですが、平成9年に河川法が改正され、河川改修における自然への配慮が追加されたため、自然環境にも配慮した整備を進めています。なお、多自然型河川工法\*などを利用した河川の整備延長距離は、目久尻川4,150m中4,150m(100%)、小出川3,100m中200m(6.4%)です。

水辺の保全と適切な活用のためには、町民参加による水辺環境の維持管理活動の推進や、河川沿いの遊歩道や水辺にふれあうことのできる場の整備などの施策が必要です。また、水辺の整備の際は多自然型工法を用いるなど、野生動植物の生育・生息環境の保全に関する配慮も重要となります。

#### ■ 寒川町の河川



## ② 基本方針

河川や湧水などの水辺環境は、野生動植物の生育・生息環境、景観形成など、さまざまな機能を有しています。本町では、治水対策を前提とした河川整備の中で、水辺の特性に応じた野生動植物への配慮や親水性の確保などを行い、水辺の保全・活用に努めます。

また、水辺環境の維持管理活動への住民参加や、河川沿いの遊歩道の整備など、町民が水辺に親しめる場や機会の創出を図ります。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 13 水辺を守り、親しむ

- └ 1. 水辺の保全と自然豊かな空間の創出
- └ 2. 水辺の自然と町民のふれあい創出

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 親水護岸の箇所数	現状より増やす	2箇所	都市計画課
② 小出川の多自然型河川工法等の整備 延長距離	現状より増やす	小出川 3,100 m 中 200 m	都市計画課



目久尻川親水護岸

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 水辺の保全と自然豊かな空間の創出

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
河川改修工事(親水、緑化護岸などの整備)など、水辺の保全を進めます 【 目久尻川ふるさとの川整備事業 等 】	都市計画課	○	○	○	○
農業用排水路などの整備の際には水辺環境に配慮します 【 農業用排水路・農道整備事業 】	産業振興課 (下水道課)	○	○	○	○
湧水地を把握し、保全に努めます	都市計画課 (環境課)	▲	□	○	○

#### 2. 水辺の自然と町民のふれあい創出

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
町民参加による水辺環境の維持管理活動を支援します 【 緑化活動団体育成事業 】	環境課 (都市計画課)	○	○	○	○
解説案内板等を整備します<<再掲>>	都市計画課	○	○	○	○
県や周辺自治体などとの連携により、広域的な水辺の自然と町民のふれあいを図ります 【 小出川水と緑のネットワーク事業、河川整備促進要請事業 】	都市計画課 (環境課)	○	○	○	○

- 町民が行う取り組み例
  - ・ 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します
  - ・ 河川沿いの散策などを通じて水辺への理解を深めます
  - ・ 河川を汚さないようにします
  - ・ 河川の清掃活動に協力します
  - ・ 遊歩道など水辺とふれあえる場所を積極的に利用します

- 事業者が行う取り組み例
  - ・ 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します
  - ・ 河川の清掃活動に協力します

- 滞在者が行う取り組み例
  - ・ 河川を汚さないようにします
  - ・ 水辺を利用した際には、ゴミの持ち帰りを心がけます

[都市環境] 緑や文化を大切にす快適で安全なまち

## 環境目標 14 歴史的文化的環境を守り、ふれあう

【環境目標管理担当課:生涯学習課】

### ① 現況と課題

歴史的文化的環境は、自然環境とともにはぐくまれ、地域の資源として継承されており、環境学習の題材としても活用されます。

湘南地方のほぼ中央で、相模川とともに歴史を刻んできた本町には、いくつもの貴重な文化遺産などが現在に伝えられており、県重要文化財は2件、町指定重要文化財は18件あります。また、町の歴史や文化財をめぐるウォーキングコース（寒川町教育委員会）は5コース（倉見地区、小谷・宮山地区、岡田・大蔵地区、一之宮地区、中瀬・大曲地区）、時代の変遷に思いをめぐらせ、そこに生きた人々の生活や習慣を探りながら散策する寒川散歩道（寒川町観光協会）が3コース（北部・中部・南部）あります。

#### ■ 指定重要文化財一覧

区分	種類	名称	所在地	所有地・伝承者	指定年月日
県	重要文化財	六十二間筋兜鉢附金具残闕	宮山 3916	寒川神社	H11.11.26
		庚申塔	大曲 2-8-18	下大曲神社	H18. 2.14
町	有形文化財	十一面観音立像	一之宮 1-18-15	景観寺	S45.11.20
		翁の古面	宮山 3916	寒川神社	S51. 2.20
		倉見神社本殿	倉見 47	倉見神社	S53.12. 1
		夫婦櫓	倉見 47	倉見神社	S53.12. 1
		神輿(寒川神社)	宮山 3916	寒川神社	S54.12.15
		神輿(菅谷神社)	岡田 4-20-39	菅谷神社	S54.12.15
		大太刀一振、太刀拵一式	宮山 3916	寒川神社	S54.12.15
		経鎗(仕込杖)一式	宮山 3916	寒川神社	S54.12.15
		鎗(鎗先)一穂	宮山 3916	寒川神社	S54.12.15
		塔の塚	岡田 4-1864	財務局	S55.11. 1
		宝篋印塔	宮山 1785	興全寺	S60. 4. 1
		大日如来坐像	岡田 2387	安楽寺	S61. 6.20
		地藏菩薩及両童子立像 附胎内納入地藏	宮山 3925	西善院	S61. 6.20
		弁財天堂	一之宮 8-5-31	個人	S63. 3.26
		木造阿弥陀三尊像	倉見 1873	行安寺	H 3. 4. 1
		木造阿弥陀如来坐像	小動 765	念宗寺	H 4. 9. 1
		銅造千手観音菩薩立像	倉見 996(観音堂内)	行安寺	H 4. 9. 1
	大(応)神塚	岡田 2385	安楽寺	H 9.12.24	
無形文化財	一之宮八幡大神 屋台神賑行事	一之宮 1-21-10	同行事保存会	S51.7.1	

資料:生涯学習課

町民が郷土の歴史・文化にふれ、また次世代に継承していく上で、歴史資源・文化財は非常に重要となります。文化財に関する調査研究、保全施策を実施するとともに、歴史的文化的環境と自然環境とが調和したまちづくりを進め、町民とのふれあいの機会を創出していく必要があります。

## ② 基本方針

埋蔵文化財や歴史的・文化的遺産を将来にわたる町民共通の財産と位置付けて保全するとともに、郷土の歴史・文化を理解するための素材としての活用を図ります。

また、社寺林や屋敷林など、周辺の自然環境も含めて適切な保存管理を行うとともに、町民と歴史的文化的環境とのふれあいを創出します。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 14 歴史的文化的環境を守り、ふれあう

- 1. 歴史資源・文化財の保全
- 2. 歴史的文化的環境と町民のふれあい創出

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 指定文化財登録件数	現状維持または 現状より増やす	県重要文化財2件、 町指定重要文化財18件	生涯学習課
② 文化財学習センター来館者数	800人	441人	生涯学習課



寒川の文化財



梶原景時館跡

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 歴史資源・文化財の保全

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
埋蔵文化財及び史跡・文化財を保全(記録保全を含む)します 【 埋蔵文化財保護事業 】	生涯学習課	○	○	○	○
文化遺産などを保存するための助成を継続します 【 文化財保護事業 】	生涯学習課	○	○	○	○
郷土の伝統芸能の継承・支援を進めます 【 文化財保護事業 】	生涯学習課	○	○	○	○
文化財、旧跡などの調査研究を推進します 【 文化財保護事業 】	生涯学習課	○	○	○	○

#### 2. 歴史的文化的環境と町民のふれあい創出

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
観察ガイド、散策コースの充実などによる歴史や文化財の紹介を進めます 【 文化財保護事業 】	生涯学習課 (産業振興課)	○	○	○	○
歴史的・文化的遺産と緑の調和したまちづくりを進めます	都市計画課	○	○	○	○
町の環境や郷土の文化に関する情報発信を進めます 【 文化財学習センター事業 】	生涯学習課 (環境課)	○	○	○	○

- 町民が行う取り組み例
  - ・ 民俗芸能の継承・保存に協力します
  - ・ 文化財への理解を深め、指定文化財の保護に協力します
  - ・ 埋蔵文化財の発掘調査に協力します
  - ・ 歴史・文化を理解するイベントに積極的に参加します
  - ・ 本町の歴史・文化について知識を深めます
  
- 事業者が行う取り組み例
  - ・ 敷地内の文化財や遺跡を保全します
  - ・ 文化財への理解を深め、指定文化財の保護に協力します



[都市環境] 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

## 環境目標 15 美しいまちをつくる

【 環境目標管理担当課:環境課 】

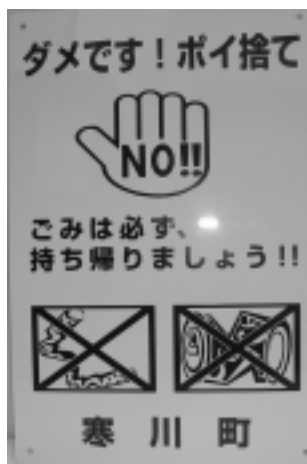
### ① 現況と課題

本町では、美しい景観を創出するため、環境美化やまちの景観に配慮することを定めた「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」において、飲食容器等や吸い殻等の散乱防止、ポイ捨て・不法投棄、ペットの糞の不始末及び落書き等の迷惑行為を禁止し、罰則規定を定めるとともに、条例について周知するための啓発活動を行っています。

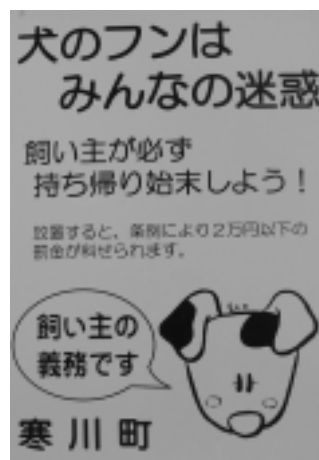
また、まちぐるみ美化運動をはじめとした環境美化活動に対して、環境美化活動助成要綱に基づき必要な助成の実施及び自主的な美化活動の継続的な支援により、参加団体や参加者が増えるなど、美化意識の高揚の成果が見られます。

しかし、依然としてポイ捨て・不法投棄や落書き等は続いており、人の目につきにくい場所へのパトロールの実施や、関係機関、土地所有者・管理者等との連携した取り組みを進めることが必要です。

美しい景観づくりの視点から、ゴミを捨てない意識の普及啓発や町民・自治体・学校による環境美化活動の活発化のためのPR、まちの美化と景観を損なわない地域づくりを進め、よりよい景観を実現するために一步一步、着実な取り組みを進めていくことが必要です。



ポイ捨て防止啓発看板



犬のフン不始末防止啓発看板

## ② 基本方針

景観を損なう大きな要因のひとつであるゴミのポイ捨てや不法投棄、落書きについては、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」に基づく美化啓発事業や、町による不法投棄パトロールの実施、落書き防止に向けての啓発などの対策を推進していきます。

また、電線類の地中化や道路沿道の緑化、地域景観に配慮した都市基盤整備を行い、美しい景観の創出に努めます。

さらに、自治会、企業、学校など、さまざまな主体の参加による環境美化活動を促進するなど、環境美化意識の向上を図っていきます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 15 美しいまちをつくる

- └ 1. 美しい景観の創出
- └ 2. 散乱ゴミ・不法投棄対策
- └ 3. 環境美化運動の推進

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 不法投棄の箇所数	0箇所	10箇所	環境課
② 景観モデル地区指定箇所数	1箇所	0箇所	都市計画課
③ 散乱ゴミの量	現状より少なく する	58.5 t	環境課
④ 不法投棄パトロールの実施回数	年 12 回	11 回	環境課



まちぐるみ美化運動

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 美しい景観の創出

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
電線類の地中化を図ります 【 景観まちづくり地区指定調査検討事業 】	都市計画課 (道路課)	○	○	○	○
放置自転車対策を進めます 【 自転車駐輪場整備事業 】	防災安全課 (道路課)	○	○	○	○
落書き行為の禁止についての啓発を図ります 【 住みよい環境を守り育てる事業 】	環境課	○	○	○	○
遊休農地等を活用し、景観作物などの栽培を促進します 【 農業経営基盤促進事業、お花畑推進事業 】	産業振興課 (都市計画課)	○	○	○	○
身近な場所での緑づくりを進めます<<再掲>> 【 生け垣等緑化推進事業、緑化まつり開催事業 】	都市計画課	○	○	○	○
地域景観に配慮した整備を進め、景観モデル地区の指定を検討します 【 景観まちづくり地区指定調査検討事業 】	都市計画課	○	○	○	○
土地利用を考慮した住宅地づくりを進めます 【 用途地域見直し事業、地区計画制度導入促進事業 】	都市計画課	○	○	○	○

#### 2. 散乱ゴミ・不法投棄対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
ポイ捨てなどを防止するための啓発を進めます 【 住みよい環境を守り育てる事業 】	環境課	○	○	○	○
不法投棄パトロールを実施します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
ゴミ集積場での散乱を防止します 【 住みよい環境を守り育てる事業 】	環境課	○	○	○	○
廃棄物の不法投棄の防止対策を強化します 【 啓発指導・監視の強化事業 】	環境課	○	○	○	○
ペットの糞は飼い主が責任を持って処理するよう啓発します 【 住みよい環境を守り育てる事業 】	環境課	○	○	○	○

### 3. 環境美化運動の推進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します 【 まちぐるみ美化運動等事業 】	環境課	○	○	○	○
まちの美化活動や清掃活動を促進します 【 まちぐるみ美化運動等事業 】	環境課	○	○	○	○
(仮称)環境美化推進員制度の設置を検討します	環境課	□	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例

  - ・ 庭に草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします
  - ・ ゴミのポイ捨てはしません
  - ・ 不法投棄を発見した場合、速やかに町へ通報します
  - ・ 土地所有者として不法投棄をされないよう対策に努めます
  - ・ ゴミの不法投棄防止のための情報提供に協力します
  - ・ ペットの糞は飼い主が責任を持って処理します
  - ・ 地域の清掃活動に参加します
  
- 事業者が行う  
取り組み例

  - ・ 敷地内の緑化に努めます
  - ・ 地域の緑化活動へ積極的に参加します
  - ・ 産業廃棄物の不法投棄をしません
  - ・ 事業場周辺などで不法投棄を発見した場合、速やかに町へ通報します
  - ・ ゴミの不法投棄防止のための情報提供に協力します
  - ・ 環境美化活動に率先して取り組みます
  
- 滞在者が行う  
取り組み例

  - ・ ゴミ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます
  - ・ ゴミを持ち帰ります

[都市環境] 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

## 環境目標 16 安心して歩ける快適な道を増やす

【環境目標管理担当課:道路課】

### ① 現況と課題

本町は、主要地方道3路線（丸子・中山・茅ヶ崎線、相模原・茅ヶ崎線、伊勢原・藤沢線）、県道1路線（藤沢・寒川線）の計4路線の幹線道路と685路線（平成18年度末現在）の町道（認定路線）によって道路網が形成されています。

今後、現在建設中のさがみ縦貫道路に2つのインターチェンジが設置される予定になっており、物流の広域化・高速化が図られることによる産業の発展が期待されています。

平成18年度における主要な道路（幹線町道1、2級及び県管理道路）の整備率は94.9%（幹線町道92.7%、県管理道路100%）で、歩道整備率は58.6%（幹線町道46.6%、県管理道路87.2%）となっています。

町の道路に目を向けると、道幅が狭く歩道のない狭あい道路が見受けられ、歩行者や自転車の安全が十分確保されているとはいえません。そのため、道路側溝の整備により有効幅員の拡幅や歩道の整備を進めています。幹線道路についても歩道の整備を進め、歩きやすく、ゆとりを持った道づくりが行われています。

近年、町のバリアフリー化、身近な自然とのふれあいの推進という観点から、人にやさしい安全な道づくり、うるおいのある道づくりが求められており、高齢者や障害者でも安全に歩行できるように配慮された歩道や路面の整備、自然や景観を楽しめる遊歩道やサイクリングロードの整備などを行う必要があります。

■ 幹線道路図



## ② 基本方針

歩きやすく、ゆとりのある道路整備は、子どもから高齢者や障害者など、誰もが安らげる安全なまちとするため、また、緊急災害時の避難経路の確保という点からも重要です。そのため、バリアフリーや交通安全に配慮した、人にやさしい安全な道づくりを進めます。

また、遊歩道・サイクリングロードの整備や沿道の緑化によって、自然や景観に親しめる、うるおいのある道づくりを進めていきます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 16 安心して歩ける快適な道を増やす

- └ 1. 人にやさしい安全な道づくり
- └ 2. うるおいのある道づくり

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 主要な道路の整備率	100%	94.9% (幹線町道 92.7%、 県管理道路 100%)	道路課
② 主要な道路の歩道整備率	68%以上	58.6% (幹線町道 46.6%、 県管理道路 87.2%)	道路課
③ 道路維持補修延長 <sup>注)</sup>	960m	今後整備延長 を把握していく	道路課

注)平成 20～23 年度において重点的に面整備を進めていく道路の延長

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 人にやさしい安全な道づくり

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
道路面の適正な維持・管理に努めます<<再掲>> 【道路維持補修事業】	道路課	○	○	○	○
道路面の改修の際には低騒音舗装の採用を検討します<<再掲>> 【道路歩道等整備事業】	道路課	○	○	○	○
道路側溝の整備を進めます 【道路歩道等整備事業】	道路課	○	○	○	○
高齢者や障害者に配慮した、安全で歩きやすい歩道の整備を行います 【道路歩道等整備事業】	道路課	○	○	○	○
案内標識や道路照明などの交通安全設備を充実します 【道路歩道等整備事業、交通安全施設整備事業、防犯灯整備事業】	道路課 (防災安全課)	○	○	○	○
公共自転車駐車場の整備を進めます<<再掲>> 【自転車駐車場整備事業】	防災安全課	○	○	○	○
不法占有物に関する指導を行います 【道路維持管理事業】	道路課	○	○	○	○

#### 2. うるおいのある道づくり

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
避難路と通学路などの生垣化を進めます 【生け垣等緑化推進事業】	都市計画課	○	○	○	○
さがみグリーンラインの整備を要望します 【さがみグリーンライン整備促進事業】	都市計画課	○	○	○	○
自然とふれあう散策路を整備します<<再掲>> 【目久尻川ふるさとの川整備事業 等】	都市計画課	○	○	○	○
快適な道づくりに関する啓発活動を行います 【道路管理事業】	道路課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例
  - ・ 遊歩道や散策コースの積極的活用を図ります
  - ・ 歩道や広場など、歩行の妨げになる場所に自転車を駐輪しません
  - ・ ゴミのポイ捨てはしません
  - ・ ブロック塀を生垣にするなど、うるおいのある道づくりを進めます
  
- 事業者が行う  
取り組み例
  - ・ 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などを設置しません



旧目久尻川ふるさと緑道



[都市環境] 緑や文化を大切にする快適で安全なまち

## 環境目標 17 災害に強いまちをつくる

【環境目標管理担当課:防災安全課】

### ① 現況と課題

最近国内外において地震や大雨などによる大きな被害が発生しており、自然災害の発生に備える環境対策は町民の生命にも関わる非常に重要な課題となっています。

本町は「大規模地震対策特別措置法<sup>\*</sup>」第3条に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、地震発生時の被害を軽減させるため、必要な地震対策事業を実施しています。自然災害全般に関しては「寒川町地域防災計画」で総合的な指針を定め、実効性のある防災対策に取り組んでおり、広域避難場所については町民及び滞在者を含め収容力に余裕を持たせるため、小・中学校など10箇所を確保しています。なお、急傾斜地は3箇所指定されています。

このため、緊急時の避難場所や避難路の適切な確保、道路の緑化などによる災害に強い環境づくりを推進しています。また、町内の事業所において、災害時に公害の原因となるおそれのある物質の管理・処理体制の強化を推進するなど、災害後の二次的な公害を未然に防止するための施策も同時に推進していかなくてはなりません。さらに、小出川には未整備部分もあり、豪雨時には依然として河川の氾濫による浸水被害が起こっており、水害対策が求められています。

防災に関しては、一人ひとりが日頃から意識を持ち、いざという時の心構え・準備をする必要があります。そのためには、行政からの防災に対する意識啓発を中心とした取り組みをより一層進めていくことが必要です。

■ 広域避難場所所在地



## ② 基本方針

震災、火災、水害、崖崩れなどの災害に強い安全なまちを形成するために、公園や緑地など災害時の避難場所となるオープンスペースや避難路の確保、道路の緑化などの対策を推進します。

また、震災後の火災や公害による二次災害を未然に防止するため、延焼防止対策や有害物質の適正な管理・処理体制づくりを進めます。

さらに、自然災害以外の災害も含め、組織や情報連絡体制などの防災体制を確立します。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 17 災害に強いまちをつくる

- └ 1. 災害に強い環境づくり
- └ 2. 災害時における危険物対策
- └ 3. 防災体制の確立

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 防災意識の啓発回数	14回以上	14回 (春・秋 各7回)	防災安全課
② 自主防災訓練の実施回数	現状維持	46回	防災安全課
③ 危険物講習会や消防教室への参加者数	320人	270人	防災安全課



総合防災訓練

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 災害に強い環境づくり

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
災害時に避難場所となる樹林地、水辺、農地、公園などを適切に確保します 【公園整備等事業、保存樹林補助事業】	都市計画課 (防災安全課)	○	○	○	○
避難場所などの案内標識を整備します 【防災対策事業】	防災安全課	○	○	○	○
避難路と通学路などの生垣化を進めます《再掲》 【生け垣等緑化推進事業】	都市計画課	○	○	○	○
放火、火災予防対策を進めます 【防災対策事業】	消防予防課 (防災安全課)	○	○	○	○
水害対策や治水事業を進めます 【防災対策事業】	防災安全課 (都市計画課) (下水道課)	○	○	○	○
災害時の飲料水、消火用水の確保を進めます 【防災対策事業】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○

#### 2. 災害時における危険物対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
事業者への有害物質の適正な管理体制の指導(保管場所の耐震性など)を行います 【防災対策事業】	消防予防課 (防災安全課)	○	○	○	○

### 3. 防災体制の確立

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
「寒川町地域防災計画」に基づき、災害に備えた総合的な防災体制の確立を図ります 【 防災対策事業 】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○
自然災害については「寒川町災害対策本部」で対応を図ります 【 防災対策事業 】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○
自然災害以外の災害については「寒川町危機管理連絡調整会議」で対応を図ります 【 防災対策事業 】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○
防災知識の普及や防災訓練など、防災に対する意識啓発を進めます 【 防災対策事業 】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○
防災に関する情報連絡体制を充実します 【 防災対策事業 】	防災安全課 (消防予防課)	○	○	○	○

- 町民が行う  
    取り組み例
  - ・ 公園の緑の維持・管理に協力します
  - ・ 防火対策として生垣や庭木の緑を大切にします
  - ・ 災害時に活用できる井戸の維持・管理を行います
  - ・ 雨水貯留施設の導入などにより雨水を有効に活用します
  - ・ 住宅の内装には燃えても有害なガスを出さないものを使います

- 事業者が行う  
    取り組み例
  - ・ 公園の緑の維持・管理に協力します
  - ・ 井戸や地下水の揚水設備のある事業所では、災害時の応急給水に協力します
  - ・ 有害物質の適正管理を徹底します

5 (資源・エネルギー・環境) エネルギー・水・ものを大切にしたい循環型社会のまち

環境目標 18 ゴミを減らしリサイクルを進める【重点プロジェクト2】

【環境目標管理担当課:環境課】

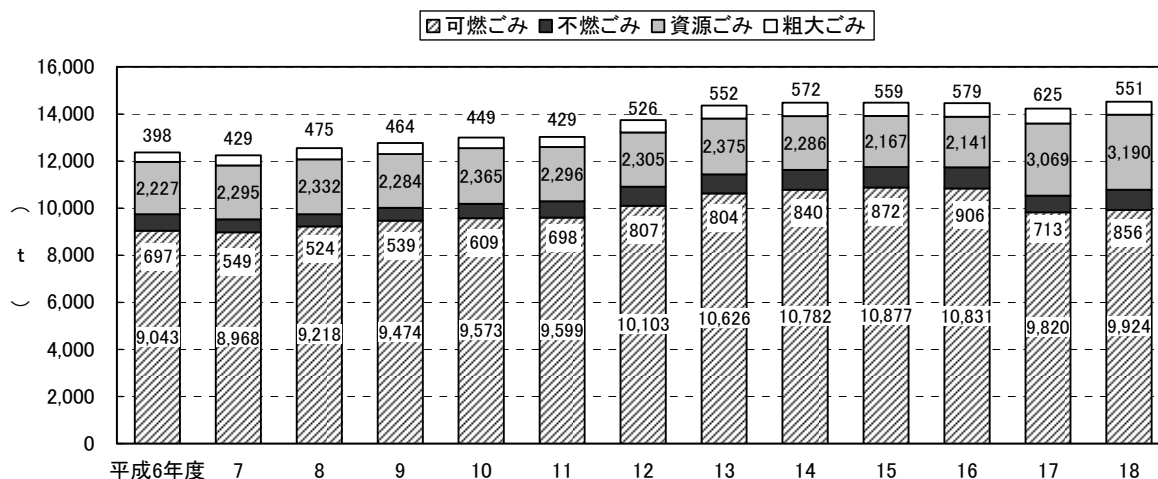
① 現況と課題

本町では一般廃棄物を可燃ゴミ・可燃粗大ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミに大別し、町が収集運搬を行っています。平成18年度におけるゴミの年間総排出量は14,521t、一人1日当たりのゴミの排出量は911gでした。なおゴミの資源化率は20.9%となっています。

また、「不用品登録制度」を実施して町民の間での物品の有効利用を促進していますが、その利用件数は平成5～7年度に100件前後のピークを示した後、減少傾向にあり、平成18年度は31件となっています。

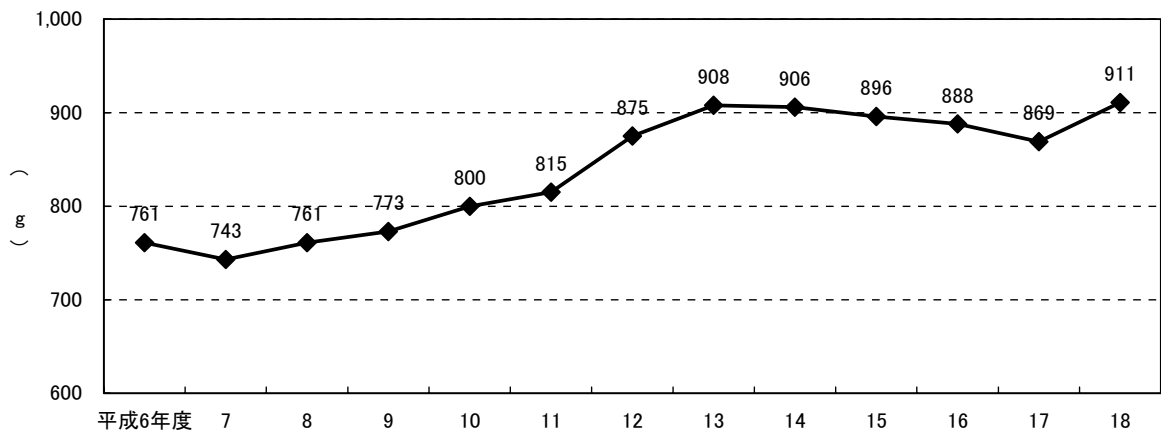
近年、限りある資源を有効に使用し、環境への負荷が少ない循環型社会形成の必要性が高まっています。本町としても、ゴミ発生量の抑制、資源の再利用とリサイクル、ゴミの適正処理などへの取り組みの強化が要求されています。このため、町民に対する普及啓発やフリーマーケットなどの開催、ゴミ回収・再資源化体制の整備、廃棄物処理施設の整備や事業者に対する適正な廃棄物処理の指導など、さまざまな方向からの取り組みが必要です。

■ ゴミ排出量の推移



資料: 神奈川県清掃事業の実態、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

■ 一人1日当たりのゴミ排出量(家庭系)



資料: 神奈川県清掃事業の実態、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

② 基本方針

資源の有効利用や最終処分場への負荷低減のためには、まずはゴミの排出を極力抑え、次に排出されたゴミをできる限り資源として再利用していくことが必要です。

各主体の連携のもと、ゴミ発生量の抑制、再利用・リサイクルの推進、ゴミの適正管理・適正処理の推進に積極的に取り組みます。また、周辺自治体と連携したゴミの減量化やリサイクルの推進のための制度・仕組みづくりを進めていきます。

◆ 施策体系

環境目標 18 ゴミを減らしリサイクルを進める

- ┌ 1. ゴミ発生量の抑制
- ├ 2. 再利用・リサイクルの推進
- └ 3. ゴミの適正管理・適正処理の推進

◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理担当課
① 一人1日当たりのゴミ排出量	760g 以下	911g	環境課
② ゴミ資源化率	24%以上	20.9%	環境課
③ 「不用品登録制度」の年間利用件数	40 件以上	31 件	町民課
④ フリーマーケット出店数	280 店舗	229 店舗	環境課

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針【重点プロジェクト2（31、32 ページ 参照）】

#### ■ 町民が行う 取り組み例

- ・ 生ゴミの自家処理を進めます
- ・ 日常生活のなかでゴミの減量化に取り組みます
- ・ 過剰包装や使い捨て製品の消費・使用を自粛します
- ・ 買い物には、買い物袋を持参します
- ・ リサイクル活動へ参加します
- ・ 再生品、リサイクル品などを積極的に利用します
- ・ ゴミ処理のルールを守ります
- ・ ゴミ減量化や資源化に取り組んでいる店舗(エコストア)を利用します。
- ・ フリーマーケットなどに参加します
- ・ 電気製品を廃棄する際、家電リサイクル法※に基づく適切な回収ルートを利用します

#### ■ 事業者が行う 取り組み例

- ・ 梱包・包装の簡素化を進めます
- ・ 材料の無駄をなくし、廃棄物を少なくします
- ・ コピー用紙の削減など、オフィスでのゴミ減量に努めます
- ・ エコストアに認定されるよう努めます
- ・ リサイクルイベントを企画します
- ・ 事業者間でリサイクルの連携体制を整備します
- ・ ゴミは適正に処理します

#### ■ 滞在者が行う 取り組み例

- ・ ゴミ捨てマナーを守ります
- ・ 過剰包装品などのすぐにゴミになるものは求めず断ります



にこにこリサイクルフリーマーケット

[資源・エネルギー環境] エネルギー・水・ものを大切にしたい循環型社会のまち

## 環境目標 19 省エネルギーを進めエネルギーを有効に利用する

### 【重点プロジェクト3】

【環境目標管理担当課:環境課】

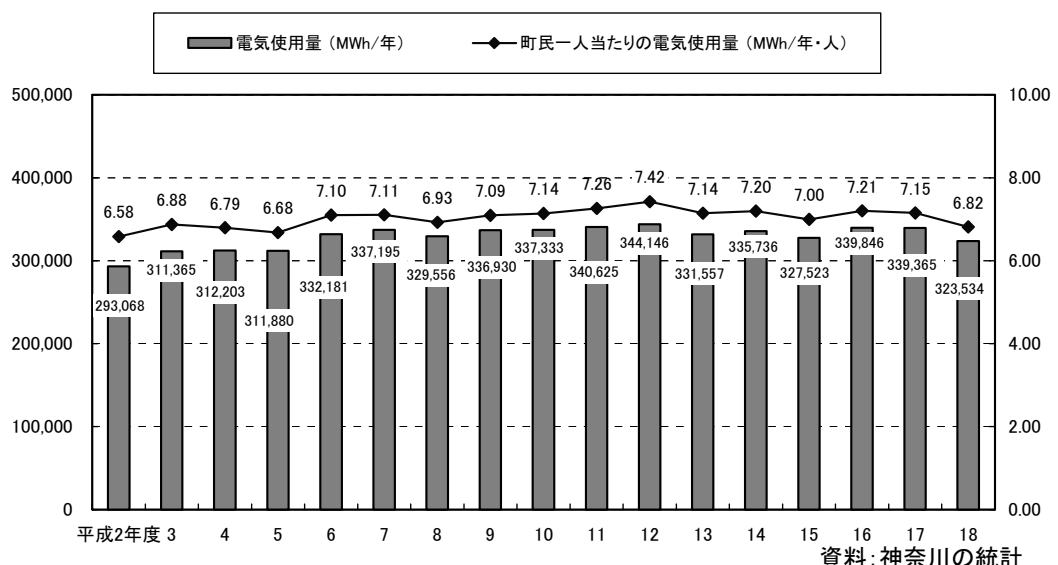
#### ① 現況と課題

私たちの便利で豊かな生活は大量にエネルギーを消費することで成り立っています。このような生活スタイルを続けることは、現状での主なエネルギー源である石油などの有限な資源の枯渇、二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出につながり、環境に対して多大な負荷を与え続けることとなります。

本町における平成18年度の年間電気使用量(推計値)<sup>注)</sup>は323,534MWh、町民一人当たりの年間電気使用量(推計値)<sup>注)</sup>は6.82MWhで、平成13年度よりほぼ横ばいから減少傾向にあります。また、自然エネルギー利用施設数は、平成18年度末で5箇所となっています。寒川町ふれあいセンターに太陽光発電と風力発電を併用したハイブリッド型照明灯が、総合図書館に太陽光発電照明施設が設置されました。今後も公共施設において自然エネルギー設備の導入を積極的に図ることが必要です。

省エネルギーやエネルギーの効率的利用の推進は、地球温暖化防止に直結します。町が率先した省エネルギー行動を実行するほか、町民・事業者に対して、日常生活や事業活動における省エネルギー行動と意識高揚を図るための啓発に努めるとともに、省エネルギー機器や設備の導入など、エネルギーを効率良く利用し、消費量を削減していくことが必要です。

#### ■ 本町の電気使用量、町民一人当たりの電気使用量の推移(推計値)<sup>注)</sup>



注) 本町の電気使用量、町民一人当たりの電気使用量は、県の電灯及び電力使用量を人口及び町内事業所従業員数から推計しています。



## ② 基本方針

エネルギー消費量を削減し、限りある地球の資源を節約するため、町民に対する省エネルギー意識の普及啓発を図るとともに、効率の良いエネルギー利用、省エネルギーに配慮した製品・技術の活用などを促進します。

また、公共施設における太陽光や風力などの環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進するとともに、その利用促進に向けた普及啓発を進めます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 19 省エネルギーを進めエネルギーを有効に利用する

- ├ 1. 省エネルギー行動の推進
- ├ 2. エネルギーの効率的利用
- └ 3. 新しいエネルギーの利用促進

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 町民一人当たりの電気使用量 <sup>注)</sup>	平成18年度値から 5%削減	6.82 MWh/年・人	環境課
② 町の公共施設における自然エネルギー利用施設数	現状より増やす	5箇所	環境課
③ 町役場の電気使用量	平成18年度値から 5%削減	715 MWh/年	環境課
④ 公共施設の床面積当たりの電気使用量	平成18年度値から 5%削減	64.84 kWh/m <sup>2</sup>	環境課

注)町民一人当たりの電気使用量は、県の電灯及び電力使用量、町の人口及び事業所従業員数から推計しています。

備考)公共施設の床面積当たりの電気使用量の対象とする公共施設は、町役場庁舎、消防本部、町民センター、町内各公民館、クリーンセンター、美化センター、町内各小・中学校、健康管理センター、寒川駅周辺整備事務所、総合図書館としています。

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針【重点プロジェクト3（34～36ページ参照）】

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>■ 町民が行う<br/>取り組み例</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、省エネルギー型生活を心がけます</li> <li>・ 自宅の電気・ガス・水道の使用量を環境家計簿などにより把握し、省エネルギーに努めます</li> <li>・ 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します</li> <li>・ 自然エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます</li> </ul> |
| <p>■ 事業者が行う<br/>取り組み例</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します</li> <li>・ 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います</li> <li>・ 自然エネルギー利用の研究開発を行います</li> </ul>   |



ハイブリッド(太陽光・風力)発電照明灯

[資源・エネルギー環境] エネルギー・水・ものを大切にしたい循環型社会のまち

## 環境目標 20 節水や雨水利用を心がけ、水を大切に利用する

【環境目標管理担当課:下水道課】

### ① 現況と課題

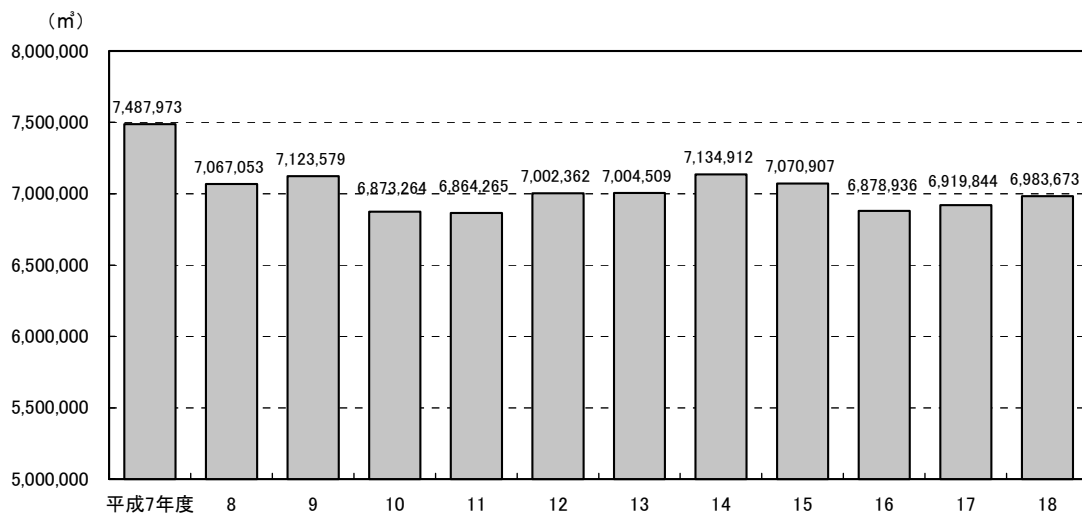
河川や地下水の水質及び水量の保全や、水辺環境の保全などに関する施策には、水循環の視点から水環境全体を捉えた取り組みが必要となります。

近年、日本各地で夏場の渇水問題が深刻化しています。これは、社会全体における水の使用量が年々増加しているのに対して、森林や農地などが減少し、地表面がコンクリートやアスファルトで覆われたことにより雨水の地中への浸透が減少し、湧水や河川の水量が減少したこと、また、河川上流域で取水された水が流域下水道の整備に伴い下流域に排水されることにより中流域の水量が減少したことなど、本来の水循環が阻害されていることが原因となっています。

平成18年度における本町での上水使用量は約700万 $m^3$ です。また、現在、町内の公共施設における雨水浸透設備\*整備割合は70%（60箇所中42箇所）です。公共施設における雨水利用施設割合は、町役場、健康管理センター、町内各小学校に施設が設置され、15%（60箇所中9箇所）となっています。

限りある水資源を有効利用するためには各主体による節水対策を推進することが必要です。また、雨水利用や地中浸透の確保などによる水循環の保全対策も必要です。

#### ■ 上水使用量



資料:統計 さむかわ

## ② 基本方針

限りある水資源を有効に活用し、健全な水の流れを保全するために、水の循環利用、節水による水資源の効率的利用を推進するとともに、水源となる樹林地や農地の保全、雨水の利用や地下浸透の促進などの対策を進め、水資源の確保に努めます。

### ◆ 施策体系

環境目標 20 節水や雨水利用を心がけ、水を大切に利用する

- └ 1. 水の循環利用の推進
- └ 2. 節水対策の推進

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 公共施設における雨水利用施設割合	20%	15%(9/60箇所)	下水道課
② 上水使用量	現状より減らす	6,983,673 m <sup>3</sup>	環境課
③ 地下水位	保持する	12.28 m	環境課
④ 雨水貯留施設設置助成件数	年5件以上	1件	下水道課



寒川取水堰

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. 水の循環利用の推進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
透水性舗装 <sup>※</sup> の整備を検討します 【 道路維持整備事業 】	道路課	○	○	○	○
雨水貯留槽及び浄化槽の転用を進め、雨水利用の促進を図ります	下水道課	○	○	○	○
雨水浸透の推進・促進(浸透柵、宅地内浸透柵、透水管などの導入)を図ります<<再掲>> 【 公共下水道整備等事業 】	下水道課	○	○	○	○
地下水の涵養のため、樹林地を保全します<<再掲>> 【 保存樹林補助事業 】	都市計画課	○	○	○	○
地下水涵養機能を有する水田などの農地の適切な維持管理を進めます<<再掲>> 【 農業振興事業、農業用排水路管理事業 】	産業振興課	○	○	○	○
地下水の水位及び揚水量を把握します<<再掲>> 【 地盤沈下調査事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 2. 節水対策の推進

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
節水型機器及び設備(省エネルギー製品)の導入・普及を図ります 【 地球温暖化防止対策の推進事業 】	環境課	○	○	○	○
節水についての意識啓発を図ります 【 環境情報の提供事業 】	環境課	○	○	○	○

- 町民が行う  
取り組み例
  - ・ 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します
  - ・ 炊事や洗濯を工夫して、水の再利用を実践します
  - ・ 雨水浸透柵を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます
  - ・ 日常生活での節水を心がけます
  - ・ 雨水利用に努めます
  
- 事業者が行う  
取り組み例
  - ・ 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します
  - ・ 水の再利用を図ります
  - ・ 節水型器具を導入するなどによる節水を心がけます
  - ・ 雨水の利用や工場冷却水の再利用に努めます
  
- 滞在者が行う  
取り組み例
  - ・ 節水意識に基づいた行動を心がけます

6 (地球環境) 地球環境への負荷を減らす暮らし

環境目標 21 地球温暖化を防ぐ【重点プロジェクト3】

【環境目標管理担当課:環境課】

① 現況と課題

地球温暖化問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあると同時に、次世代以降に深刻な影響を及ぼすおそれのある非常に重要な課題の一つです。

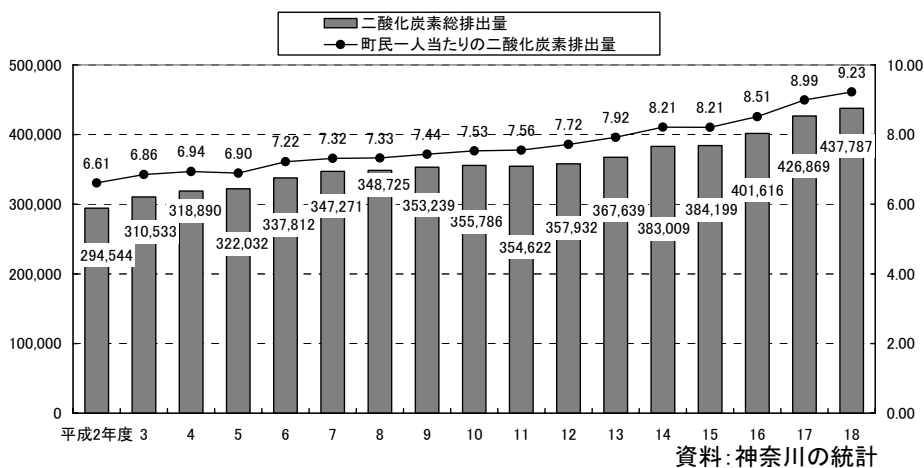
地球温暖化対策を進めるには、まず町民一人ひとりの省エネルギー行動が重要であり、家庭や職場などにおいても一人ひとりが実践することでその効果は大きいものとなります。

温室効果ガスである二酸化炭素の多くは電気の消費や自動車利用によって排出されることから、家庭や事業所における省エネルギー行動や自然エネルギーの利用を推進する取り組みを進めてきましたが、二酸化炭素総排出量及び町民一人当たりの二酸化炭素排出量は、平成2年度以降増加の傾向にあります。

町役場においては、「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、一事業者として二酸化炭素排出量削減のため独自の取り組みを進めてきました。平成18年度では、平成14年度(基準年)より514 t-CO<sub>2</sub>減の2,065 t-CO<sub>2</sub>となっており、取り組みの成果が現れてきています。

このような現状から、町民・事業者と協働して地球温暖化対策を進めることが課題であり、まず町民・事業者一人ひとりが日常生活や事業活動の中で、できることから省エネルギー行動に取り組むことが大切です。また、二酸化炭素吸収源であるまちの緑の創出や、自然エネルギーの利用促進、公共交通機関の充実・利用促進に向けた普及啓発など、温暖化防止のきっかけとなる支援や取り組みを進めていくことも必要です。

■ 二酸化炭素総排出量及び町民一人当たりの二酸化炭素排出量(推計値) 注)



注) 二酸化炭素排出量は、「電気使用量」、「都市ガス使用量」、「可燃ゴミの処理量」、「自動車(保有台数)」から推計しています。また、電気使用量は、県の電灯及び電力使用量、町の人口及び事業所従業員数から推計しています。

## ② 基本方針

省エネルギー行動及び自然エネルギー利用の推進、自動車利用の改善、緑地の保全など、二酸化炭素の排出量抑制や大気中の二酸化炭素の吸収に係わる取り組みを各主体が連携して進めます。

また、町においては環境マネジメントシステム(ISO14001等)の取得を検討するとともに、事業者などへの取得支援を行うなど、環境問題を総合的かつ計画的に推進します。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 21 地球温暖化を防ぐ

- 1. 地球温暖化防止対策
- 2. 省エネルギー行動の推進 《再掲》
- 3. エネルギーの効率的利用 《再掲》
- 4. 新しいエネルギーの利用促進 《再掲》

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① 町民一人当たりの年間二酸化炭素排出量(推計値) <sup>注)</sup>	平成18年度値から 5%削減	9.23 t-CO <sub>2</sub> /年・人	環境課
② 公共施設の床面積当たりの二酸化炭素排出量	平成18年度値から 5%削減	21.08 kg/m <sup>2</sup>	環境課

注)二酸化炭素排出量は、「電気使用量」、「都市ガス使用量」、「可燃ゴミの処理量」、「自動車(保有台数)」から推計しています。また、電気使用量は、県の電灯及び電力使用量、町の人口及び事業所従業員数から推計しています。

備考1)二酸化炭素排出量推計に使用した排出係数は、「電気(0.555 kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」、「都市ガス(2.15 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>)」、「自動車(ガソリン 2.31 kg-CO<sub>2</sub>/l)、(軽油 2.64 kg-CO<sub>2</sub>/l)」、「可燃ゴミ(廃プラスチック 2.680 kg-CO<sub>2</sub>/t)」

備考2)公共施設の床面積当たりの二酸化炭素排出量の対象とする公共施設は、町役場庁舎、消防本部、町民センター、町内各公民館、クリーンセンター、美化センター、町内各小・中学校、健康管理センター、寒川駅周辺整備事務所、総合図書館としています。



### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針【重点プロジェクト3（34～36ページ参照）】

- 町民が行う  
取り組み例
  - ・ 日常生活のなかでゴミの減量化に取り組みます
  - ・ ノーカーデーに率先して協力します
  - ・ 自動車の点検整備などを励行し、適正に管理します
  - ・ 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、省エネルギー型生活を心がけます
  - ・ 家電製品を購入する際には、省エネルギー型家電製品を選択します
  - ・ 自宅の電気・ガス・水道の使用量を環境家計簿などにより把握し、省エネルギーに努めます
  - ・ 自然エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます
  
- 事業者が行う  
取り組み例
  - ・ 最短走行ルートを選択や過積載の防止などに配慮します
  - ・ ノーカーデーの実践に努めます
  - ・ 保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します
  - ・ 環境マネジメントシステム(ISO14001等)の認証取得を目指します
  - ・ 自動車排出ガスの削減に努めます
  - ・ 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーの取り組みを促進します
  - ・ 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います
  - ・ 自然エネルギー利用の研究開発を行います
  
- 滞在者が行う  
取り組み例
  - ・ 公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます

[地球環境] 地球環境への負荷を減らす暮らし

## 環境目標 22 オゾン層の保護・酸性雨対策などを進める

【環境目標管理担当課:環境課】

### ① 現況と課題

オゾン層破壊問題は、大気中に放出されたフロンガスなどがオゾン層を破壊し、有害な紫外線が地表に到達することにより、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす問題です。皮膚がん、白内障の増加や免疫力の低下などの健康障害、農作物の収穫減少、動植物などへの影響が懸念されています。

酸性雨は、工場、自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が上空で移流拡散する間に硫酸や硝酸等の物質に変化し、それらが雨水に取り込まれることにより生じます。

現在、世界規模でフロンガスなどのオゾン層破壊物質の生産を規制または廃止する取り組みが進められ、フロンガスが使用されている製品を廃棄する場合には適正な処理が必要となっており、町では町民や事業者に対して啓発を行っています。酸性雨については、大気汚染の防止の取り組みとともに、工場・事業所からの排出ガスに関する指導やアイドリングストップ、エコドライブの取り組みなどの啓発を行っています。

オゾン層の破壊や酸性雨は、広範囲にわたる深刻な影響や被害が懸念されるため、広報紙やラジオ、ホームページ等によるこれらに関する対策や情報の継続的な提供により、町民や事業者の意識啓発を図っていくことが必要です。

#### ■ 雨水pHの地域分布(期間平均値)



資料: かながわ環境白書(平成18年度版)

## ② 基本方針

オゾン層保護対策を進めるためには、各主体がそれぞれの役割のもと、連携してフロンなどのオゾン層破壊物質に対する適切な対応を図ることが重要です。

町民へのオゾン層保護に関する意識啓発を進めるとともに、フロンの適正な管理・回収・処理システムを確立します。

また、酸性雨対策を進めるためには、工場・事業所からの排出ガスの規制や自動車の利用方法の改善などを実施し、酸性雨原因物質の排出抑制を図るとともに、酸性雨の状況を把握し、農作物などへの影響を未然防止することに努めます。

### ◆ 施策体系

#### 環境目標 22 オゾン層の保護・酸性雨対策などを進める

- └ 1. オゾン層保護対策
- └ 2. 酸性雨対策

### ◆ 環境指標

環境指標	目標	現状 (H18年度)	進行管理 担当課
① オゾン層保護や酸性雨などに関する 情報提供回数	年2回	1回	環境課



アイドリングストップ周知看板

### ③ 施策の方向

#### ■ 町が行う施策の取り組み方針

(施策の実施方針は、▲:検討着手、□:取組着手、○:取組継続、◎:取組完了 を示す。)

#### 1. オゾン層保護対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
オゾン層保護の意識啓発を進めます 【 オゾン層の保護事業 】	環境課	○	○	○	○

#### 2. 酸性雨対策

施策の取り組み方針	中心となる担当課 ( )内は関連課	施策の実施方針			
		H20	H21	H22	H23
工場、事業所からの排出ガスについて指導を行います<<再掲>> 【 酸性雨等の防止対策事業 】	環境課	○	○	○	○
ノーカーデー、相乗りの協力、駐停車時のアイドリングストップを呼びかけます<<再掲>> 【 地球温暖化防止対策の推進事業 】	環境課	○	○	○	○
公共交通機関(電車・バス)の充実を図ります<<再掲>> 【 相模線複線化等促進事業、東海道新幹線新駅設置促進事業 等 】	企画政策部 (新幹線新駅対策課)	○	○	○	○
公用車の購入の際には低公害車を導入します<<再掲>> 【 クリーンエネルギーの有効活用事業 】	防災安全課 環境課	○	○	○	○

#### ■ 町民が行う

##### 取り組み例

- ・ フロン、有機溶剤などの使用製品を適正に処理します
- ・ 自動車からの排出ガスの削減に努めます
- ・ 酸性雨調査に参加します

#### ■ 事業者が行う

##### 取り組み例

- ・ フロン使用製品の回収、適正処理を徹底します
- ・ フロンを使用しない製品の開発、販売に努めます
- ・ 自動車からの排出ガスの削減に努めます
- ・ 工場、事業所からの排出ガスの適正処理を進めます



# 第5章

## 環境基本計画の進行管理

---

---



目久尻川

計画の推進体制



進行管理の仕組みと手順



環境指標の点検手法

## 1 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が最も重要となります。

環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、それらを円滑に運営していきます。

### ■ 庁内組織

寒川町  
環境調整委員会

「寒川町環境調整委員会（以下「調整委員会」という。）」は副町長を長とし、環境施策に関連する部局の部長職によって構成します。

環境行政全般に関わる全庁的な調整、本計画に関わる進行管理などの総合的な調整を行います。

寒川町  
環境調整委員会  
専門部会

「寒川町環境調整委員会専門部会（以下「専門部会」という。）」は町民環境部長を長とし、第4章で示す「環境目標管理担当課」、「進行管理担当課」、「中心となる担当課及び関連課」の長を含む、環境施策に関連する部局の課長職によって構成します。

本計画を効果的に推進し進行管理するための組織として、環境施策に関する検討及び総合的な調整を行います。

「環境目標管理担当課」	： 環境目標ごとの総合的な管理
「進行管理担当課」	： 環境指標の達成状況を点検・評価
「中心となる担当課及び関連課」	： 環境施策を実施
「重点プロジェクト進行管理課」	： 重点プロジェクトの進捗状況を点検・評価

各担当課

庁内の各担当課は、本計画に基づき、必要に応じて環境関連の個別計画を策定するなどし、各主体の連携・協力のもと、より具体的に環境施策を推進します。

事務局  
(環境課)

事務局（環境課）は、「各担当課」からの報告、「寒川町環境審議会」からの答申を受け、環境基本条例\*第10条に基づく「寒川町環境報告書（以下「環境報告書」という。）」の取りまとめ及び公表などを行います。

## ■ 庁外組織

### 寒川町環境審議会

「寒川町環境審議会」は、町民・関係団体の代表者及び学識経験者によって構成される組織です。

環境基本条例第20条に基づき、環境の保全と創造に関する基本的事項・重要事項などについて調査審議するとともに、本計画の進捗状況について評価し、見直し方針等を検討します。

### 寒川環境町民会議 (さむかわエコネット)

「寒川環境町民会議(以下「さむかわエコネット」という。)」は、各主体が協力・連携して環境の保全と創造に関する施策を推進するため、町民・事業者によって構成される組織です。

環境基本条例第11条に基づき、町の環境施策に関する意見聴取及び協議などを行うとともに、本計画に基づく町民・事業者等の取り組みの推進、より実践的な取り組み等の検討などを行います。また、さむかわエコネット部会ごとの自主的な環境活動の実施と報告を行い、環境に関する情報の発信源として市民・事業者における環境活動を促進します。

## ■ 連携体制

### 町、町民、事業者等の連携

町民間、事業者間、あるいは町、町民、事業者等の中のさまざまな連携スタイルに対応することができる柔軟な体制づくりを目指します。

### 国、神奈川県、周辺自治体などとの連携

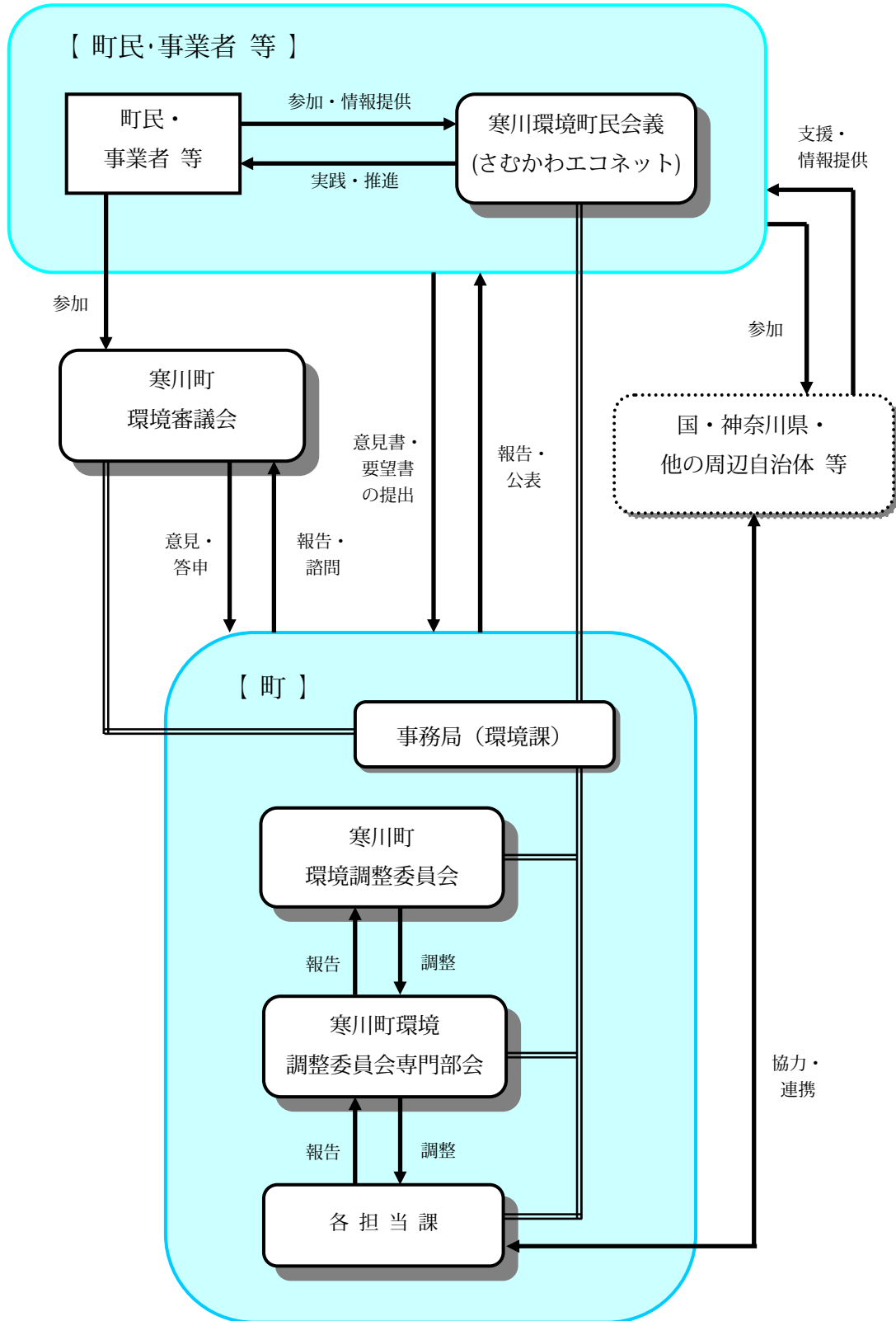
今日の環境問題は、一自治体だけで対応することが困難な広がりを見せています。広域的な視点を要する取り組み、あるいは技術的・財政的な理由などで町が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や神奈川県、周辺自治体などとの緊密な連携を図りながら対応していきます。

### 他の地域との連携

本町と同様の課題を抱える他の自治体や他地域の住民、市民団体などとの交流促進を図ります。また、地球環境保全を視野に入れた交流づくりにも努めます。



■ 計画の推進体制



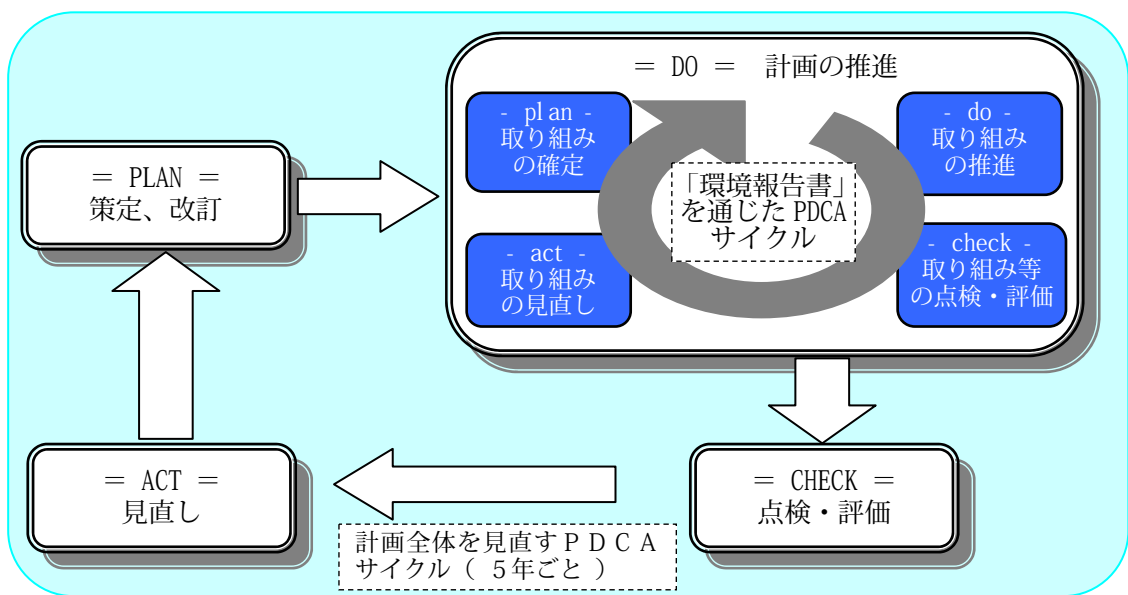
## 2 進行管理の仕組みと手順

本計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践し、また、本計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画立案）→ D（Do：実践）→ C（Check：点検・評価）→ A（Act：見直し）といった「PDCAサイクル」を基本とします。

「PDCAサイクル」は、「環境報告書」を通じた「毎年度のサイクル」と、計画全体を見直す「5年ごとのサイクル」を継続していきます。

### ■ 進行管理の仕組み



環境目標の達成状況及び環境施策の取り組み状況などについて取りまとめた「環境報告書」を毎年度作成し、町民・事業者等に公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

### ■ 「環境報告書」を通じた毎年度のPDCAサイクル

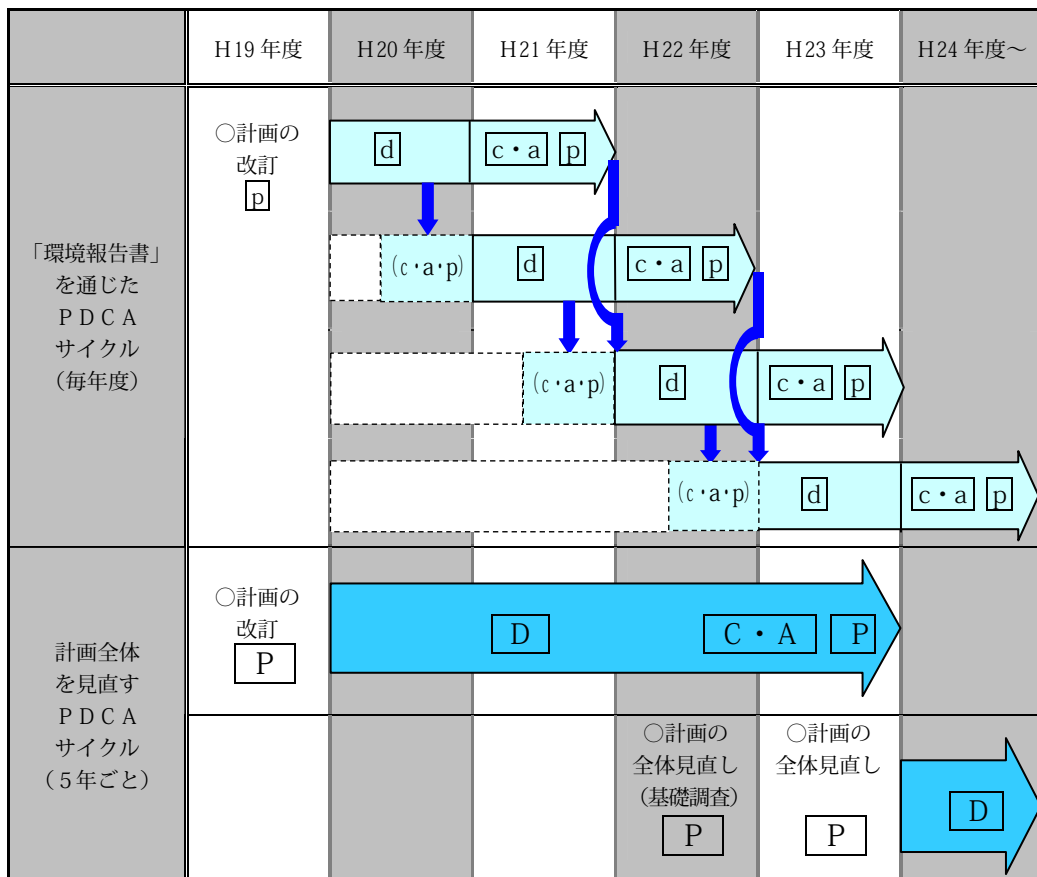
p（計画立案）	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
d（実践）	「環境報告書」を通じて、取り組みを推進します。
c（点検・評価）	環境の現況及び環境指標の点検、環境の保全と創造に関する施策の進捗状況の点検、「環境報告書」の作成などを行います。
a（見直し）	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

本計画は平成23年度（2012年度）までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、町民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に見直し、常に環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

■ 計画全体を見直すPDCAサイクル

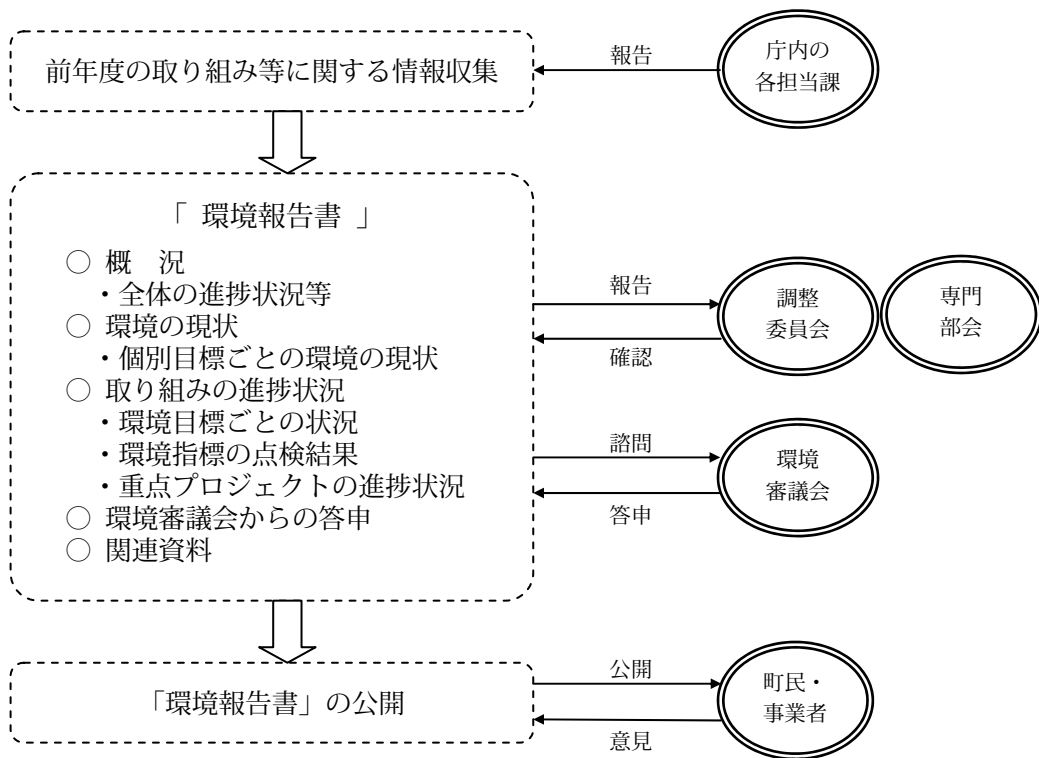
P（計画立案）	環境基本計画策定時は、望ましい環境像、環境目標、取り組みの展開などを示します。改訂の際は、その見直しを行います。
D（実践）	環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する取り組みを各主体が進めます。
C（点検・評価）	「環境報告書」をもとに、計画の点検・評価を行います。
A（見直し）	環境基本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

■ PDCAサイクルのスケジュール



■ 「環境報告書」の作成の手順

- ① 「環境指標」、「各種環境データ」、「環境施策の取り組み状況」を報告する  
【 進行管理担当課・関係各課 ⇒ 事務局 】
- ② 環境報告書(案)を取りまとめる  
【 環境目標管理担当課・事務局 】
- ③ 環境報告書(案)を「環境調整委員会・同専門部会」へ報告する  
【 事務局 ⇒ 環境調整委員会・同専門部会 】
- ④ 環境報告書(案)を「環境審議会」へ諮問し、意見をもらう  
【 町長 ⇒ 環境審議会 】
- ⑤ 環境審議会での意見を含め、環境報告書を取りまとめ、町民へ公表する  
【 事務局 ⇒ 町民・事業者 】
- ⑥ 環境報告書の内容を翌年度予算に反映させる  
【 関係各課 】



### 3 環境指標の点検手法

環境目標の達成に向けて、以下の点検手法を用いて環境指標を定期的に点検し、施策の取り組み方針や環境指標の見直しに反映させます。

■ 参加と協働 ～ 環境の保全と創造に積極的に取り組む暮らし ～

環境目標	環境目標管理担当課	環境指標	進行管理担当課
(1) 環境に関する知識をたくわえ、情報を充実する	環境課	① 広報紙での環境関連記事掲載回数(回)	環境課
		② 環境関連情報ホームページの更新回数(回)	環境課
		③ 環境コーナーの設置(箇所数)	総合図書館 公民館 環境課
(2) 環境教育・環境学習を進める	環境課	① 環境関連の講座、観察会、イベントなどの年間開催件数(件)	生涯学習課
		② こどもエコクラブの登録件数(件)	環境課
(3) 多彩で活発な環境活動を進める	環境課	① 町民主体の環境美化活動の年間実施回数(回)	環境課
		② 町内の事業所(従業員20人以上を対象)における環境マネジメントシステム(ISO14001等)認証取得割合(%)	環境課
		③ 環境活動の参加人数(人)	環境課
		④ さむかわエコネット登録人数(人)	環境課
		⑤ 環境美化活動の実施団体等(団体)	環境課

■ 生活環境 ～ 健康で安心して暮らせるまち ～

環境目標	環境目標管理担当課	環境指標	進行管理担当課
(4) 河川の水質をきれいにする	環境課	① 目久尻川におけるBOD環境基準値適合率(%)	環境課
		② 小出川におけるBOD環境基準値適合率(%)	環境課
		③ 一之宮第二排水路におけるBOD環境基準値適合率(%)	環境課
		④ 公共下水道総人口普及率(%)	下水道課
		⑤ 公共下水道水洗化率(%)	下水道課
(5) 空気をきれいにする	環境課	① 二酸化窒素の各測定箇所での環境基準の達成率(%)	環境課
		② 浮遊粒子状物質の各測定箇所での環境基準の達成率(%)	環境課
		③ 町役場公用車における低公害車(八都県市指定含む)導入割合(%)	防災安全課
		④ 鉄道利用者数(人/日)	企画政策部
(6) 有害化学物質による汚染を防ぐ	環境課	① ダイオキシン類の大気環境濃度(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境課
		② ダイオキシン類の水質環境濃度(pg-TEQ/l)	環境課
		③ ダイオキシン類の土壌環境濃度(pg-TEQ/g)	環境課
		④ ダイオキシン類の底質環境濃度(pg-TEQ/g)	環境課
(7) 近隣公害を防ぐ	環境課	① 道路交通騒音の環境基準達成率(%)	環境課
		② 騒音・振動・悪臭の苦情件数(件)	環境課
(8) 土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下を防ぐ	環境課	① 地下水の環境基準値適合率(%)	環境課
		② 地盤沈下の状況	環境課

点 検 手 法		参照 頁
①	町広報紙での環境関連の記事を掲載した回数	41
②	環境課管理のホームページ更新回数	
③	総合図書館、公民館における環境コーナーの設置箇所数(期間実施含む)	
①	各課への調査票配布による、環境関連の講座、観察会、イベントなどの開催件数の合計	44
②	町内のこどもエコクラブの登録件数	
①	環境美化活動の実施回数	47
②	町内の事業所(従業員20人以上を対象)におけるISO14001等の認証取得割合	
③	環境美化活動及び相模川美化キャンペーンの参加人数	
④	毎年度4月1日現在の寒川環境町民会議会員数	
⑤	環境美化活動の実施団体数	

点 検 手 法		参照 頁
①	目久尻川において、1年間を通じてBODを測定し、環境基準に適合した回数の割合	51
②	小出川において、1年間を通じてBODを測定し、環境基準に適合した回数の割合	
③	一之宮第二排水路において、1年間を通じてBODを測定し、環境基準に適合した回数の割合	
④	「寒川町の下水道事業調査」に基づく公共下水道総人口普及率	
⑤	「寒川町の下水道事業調査」に基づく公共下水道水洗化率	
①	1年間に実施するNO <sub>2</sub> 測定で環境基準を達成した割合	55
②	1年間に実施するSPM測定で環境基準を達成した割合	
③	町役場公用車全台数における低公害車(八都県市指定車を含む)の割合	
④	寒川町内にある各駅の利用者数	
①	1年間で測定したダイオキシン類の大气環境濃度の最大値と環境基準の比較	59
②	1年間で測定したダイオキシン類の水質環境濃度の最大値と環境基準の比較	
③	1年間で測定したダイオキシン類の土壌環境濃度の最大値と環境基準の比較	
④	1年間で測定したダイオキシン類の底質環境濃度の最大値と環境基準の比較	
①	1年間で測定した道路交通騒音で環境基準を達成した割合	63
②	環境課によせられた騒音・振動・悪臭の苦情件数	
①	1年間に実施する土壌及び地下水の測定で環境基準に適合した割合	67
②	年間2cm以上沈下した水準点の数	

■ 自然環境 ～自然を守り、育てるまち～

環境目標	環境目標 管理担当課	環境指標	進行管理 担当課
(9) 野生動植物を守る	環境課	① 「(仮称) 生き物の保全地域」の指定(箇所)	都市計画課
		② 指標動植物種の生育・生息状況	環境課
(10) 樹林地を守り、 ふれあう	都市計画課	① 県指定自然環境保全地域の箇所数(箇所)	都市計画課
		② 町指定緑地保全地区の指定箇所数(箇所)	都市計画課
		③ 保存樹林の指定面積(m <sup>2</sup> )	都市計画課
		④ 保存樹木の指定本数(本)	都市計画課
(11) 農地を守り、 活用する	産業振興課	① 家庭菜園及び生きがい農園の区画数(区画)	産業振興課
		② エコファーマー制度認定農家数(戸)	産業振興課
		③ 遊休農地の解消(ha)	産業振興課
		④ 農業後継者の育成(名)	産業振興課

■ 都市環境 ～緑や文化を大切に作る快適で安全なまち～

環境目標	環境目標 管理担当課	環境指標	進行管理 担当課
(12) 身近な緑を守り、 育てる	都市計画課	① 都市計画区域面積に対する緑地の割合(%)	都市計画課
		② 町民一人当たりの都市公園面積(m <sup>2</sup> )	都市計画課
		③ 生垣設置支援制度利用件数(件)	都市計画課
		④ さむかわ緑のフェスティバル来場者数(人)	都市計画課
		⑤ 緑化活動ボランティアの数(人) (川とのふれあい公園花壇育成者)	都市計画課
(13) 水辺を守り、親しむ	都市計画課	① 親水護岸の箇所数(箇所)	都市計画課
		② 小出川の多自然型河川工法等の整備延長距離(m)	都市計画課
(14) 歴史的文化的環境 を守り、ふれあう	生涯学習課	① 指定文化財登録件数(件)	生涯学習課
		② 文化財学習センター来館者数(人)	生涯学習課
(15) 美しいまちをつくる	環境課	① 不法投棄の箇所数(箇所)	環境課
		② 景観モデル地区指定箇所数(箇所)	都市計画課
		③ 散乱ゴミの量(t)	環境課
		④ 不法投棄パトロールの実施回数(回)	環境課
(16) 安心して歩ける 快適な道を増やす	道路課	① 主要な道路の整備率(%)	道路課
		② 主要な道路の歩道整備率(%)	道路課
		③ 道路維持補修延長(m)	道路課
(17) 災害に強いまちを つくる	防災安全課	① 防災意識の啓発回数(回)	防災安全課
		② 自主防災訓練の実施回数(回)	防災安全課
		③ 危険物講習会や消防教室への参加者数(人)	防災安全課

■ 自然環境 ～ 自然を守り、育てるまち ～

点検手法		参照頁
①	「(仮称)生き物の保全地域」の指定箇所数	71
②	平成13年度～14年度実施「自然環境現地調査結果報告書」により、概ね5年に1度実態調査を実施して生育・生息状況を確認	
①	県指定自然環境保全地域の指定箇所数	75
②	町指定緑地保全地区の指定箇所数	
③	保存樹林の指定面積	
④	保存樹木の指定本数	
①	家庭菜園及び生きがい農園の募集区画数	79
②	町内のエコファーマー制度認定農家数	
③	町内の遊休農地面積	
④	JAさがみ寒川区青壮年部部員数	

点検手法		参照頁
①	航空写真判読などによる公園、農地、草地等の割合(5年に1度程度実施)	83
②	「神奈川県都市整備統計年報」による町民一人当たりの都市公園面積	
③	生垣設置支援制度利用件数	
④	緑のフェスティバル来場者数	
⑤	川とのふれあい公園内にある花壇育成者(ボランティア)数	
①	水とふれあえる護岸の箇所数	87
②	多自然型河川工法等の整備延長距離	
①	指定文化財登録件数	90
②	各年度の文化財学習センター来館者数	
①	環境パトロールにより把握する不法投棄箇所数	93
②	景観モデル地区の指定箇所数	
③	まちぐるみ美化運動でのゴミ収集量	
④	不法投棄パトロールの実施回数	
①	主要な道路(幹線町道(1、2級)及び県管理道路)のうち舗装されている割合	97
②	主要な道路(幹線町道(1、2級)及び県管理道路)のうち歩道が整備されている割合(片側車線を含む)	
③	平成20～23年度までの道路の補修延長	
①	防災意識の啓発回数	101
②	自主防災組織23団体の訓練指導回数	
③	危険物講習会、消防教室等の参加者数	



■ 資源・エネルギー環境 ～ エネルギー・水・ものを大切にしたい循環型社会のまち ～

環境目標	環境目標 管理担当課	環境指標	進行管理 担当課
(18) ゴミを減らし リサイクルを進める	環境課	① 一人1日当たりのゴミ排出量 (g)	環境課
		② ゴミ資源化率 (%)	環境課
		③ 「不用品登録制度」の年間利用件数 (件)	町民課
		④ フリーマーケット出店数 (店舗)	環境課
(19) 省エネルギーを進め エネルギーを有効に 利用する	企画課	① 町民一人当たりの電気使用量 (MWh/年・人)	環境課
		② 町の公共施設における自然エネルギー利用施設数 (箇所)	環境課
		③ 町役場の電気使用量 (MWh/年)	環境課
		④ 公共施設の床面積当たりの電気使用量 (MWh/m <sup>2</sup> )	環境課
(20) 節水や雨水利用を 心がけ、水を大切に 利用する	下水道課	① 公共施設における雨水利用施設割合 (%)	下水道課
		② 上水使用量 (m <sup>3</sup> )	環境課
		③ 地下水位 (m)	環境課
		④ 雨水貯留施設設置助成件数 (件)	下水道課

■ 地球環境 ～ 地球環境への負荷を減らす暮らし ～

環境目標	環境目標 管理担当課	環境指標	進行管理 担当課
(21) 地球温暖化を防ぐ	環境課	① 町民一人当たりの年間二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年・人)	環境課
		② 公共施設の床面積当たりの二酸化炭素排出量 (kg/m <sup>2</sup> )	環境課
(22) オゾン層の保護・酸性 雨対策などを進める	環境課	① オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供回数 (回)	環境課

点 検 手 法		参 照 頁
①	「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」のゴミ排出原単位等一覧表による一人1日当たりのゴミ排出量	105
②	「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」のゴミ処理内訳総括表によるゴミの資源化率	
③	不用品登録制度契約成立年間件数	
④	フリーマーケット出店数	
①	神奈川県統計年鑑の電力使用量からの推計値	108
②	全公共施設のうち自然エネルギーを利用している公共施設の件数	
③	1年間の町役場における電気使用量	
④	公共施設における電気使用量/公共施設床面積	
①	全公共施設のうち雨水利用施設を持っている公共施設の割合	111
②	「統計さむかわ」による給水量	
③	「年末・年始特別水位報告書」の町内3地点(定点)の静止水位平均値	
④	雨水貯留施設設置助成件数	

備考) 公共施設の床面積当たりの電気使用量の対象とする公共施設は、町役場庁舎、消防本部、町民センター、町内各公民館、クリーンセンター、美化センター、町内各小・中学校、健康管理センター、寒川駅周辺整備事務所、総合図書館としています。

点 検 手 法		参 照 頁
①	町内で1年間に使用された電気(推計値)、都市ガス及び焼却されたゴミの量、自動車保有台数から算出	115
②	寒川町地球温暖化対策推進実行計画における公共施設から排出される二酸化炭素排出量/公共施設床面積	
①	広報掲載回数	118

備考) 公共施設の床面積当たりの二酸化炭素排出量の対象とする公共施設は、町役場庁舎、消防本部、町民センター、町内各公民館、クリーンセンター、美化センター、町内各小・中学校、健康管理センター、寒川駅周辺整備事務所、総合図書館としています。



# 資 料 編

---

---

寒川町のすがた



寒川町環境基本条例



環境審議会委員等



寒川町環境基本計画改訂の  
検討経過



寒川町環境基本計画改訂版(素案)に  
対して寄せられた意見等



諮問・答申



環境基準等



用語解説集

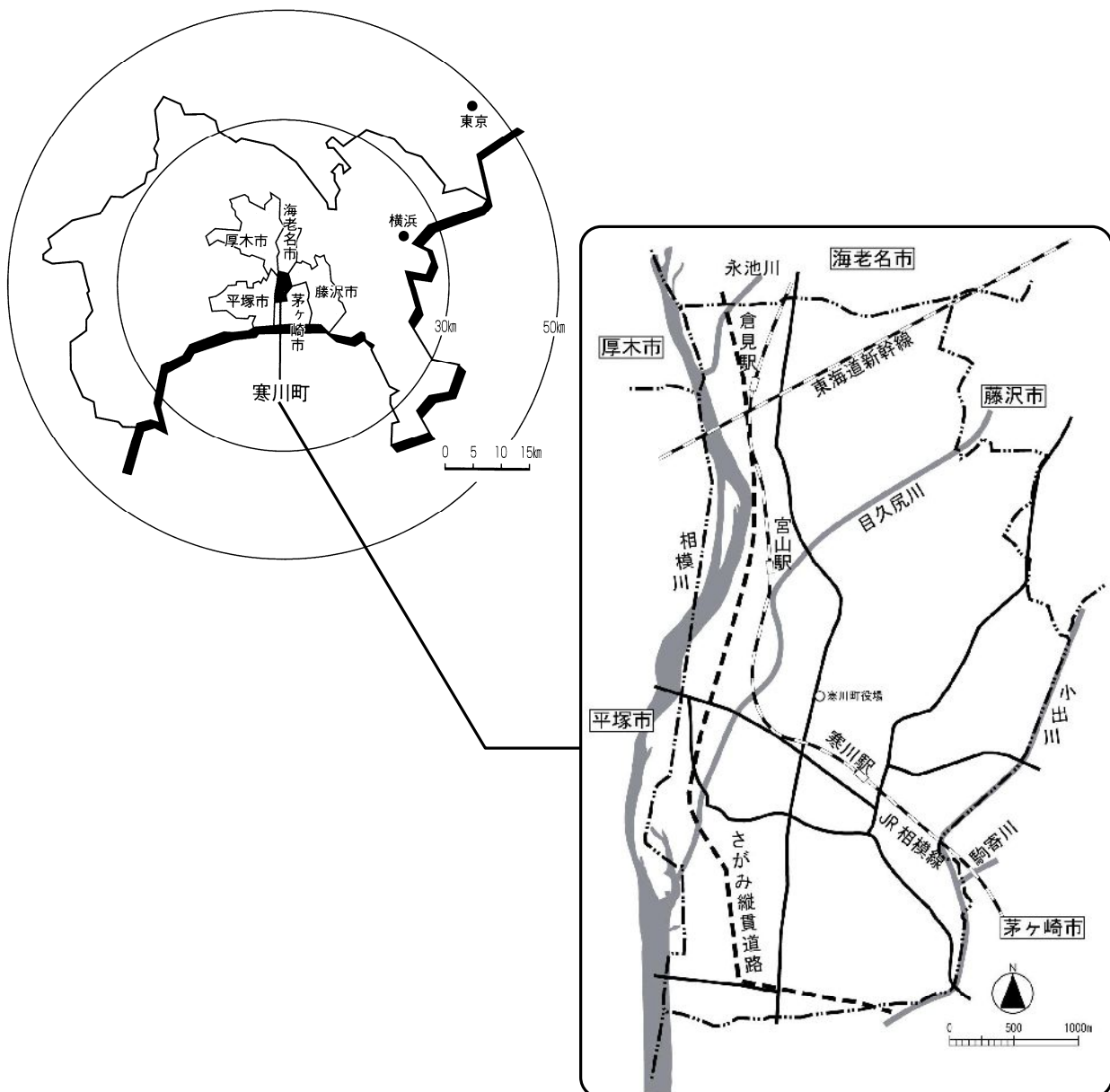
## 1 寒川町のすがた

### 位置と地勢

本町は、神奈川県中央を流れる相模川の河口から上流約6kmの左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域面積は13.42km<sup>2</sup>で東西2.9km、南北5.5kmと南北に長く、東京から50km、横浜30kmの圏内にあります。また、東は藤沢市及び小出川を隔てて茅ヶ崎市に、西は相模川を隔てて平塚市と厚木市に、南は茅ヶ崎市に、北は海老名市にそれぞれ接しています。

標高は約5～27mで、おおむね平坦な地形です。東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地となっています。

### ■ 寒川町の位置



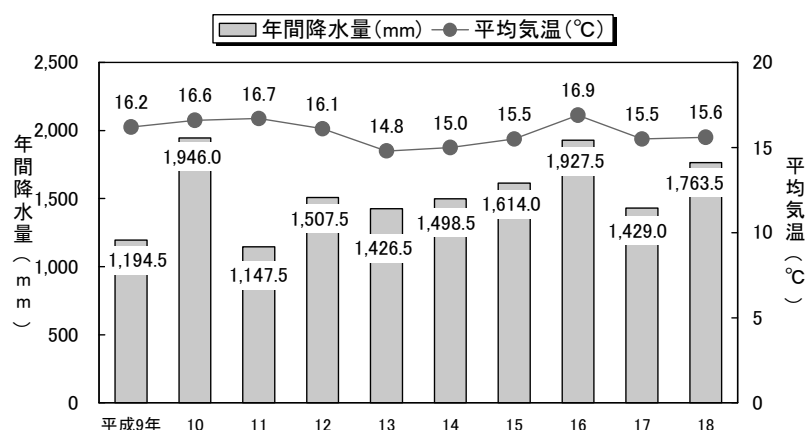
## 気象

本町の過去10年間(平成9～18年)の年間平均気温は14.8～16.9℃、年間降水量は1,147.5～1,946.0mmの範囲にあり、比較的温暖な気候です。

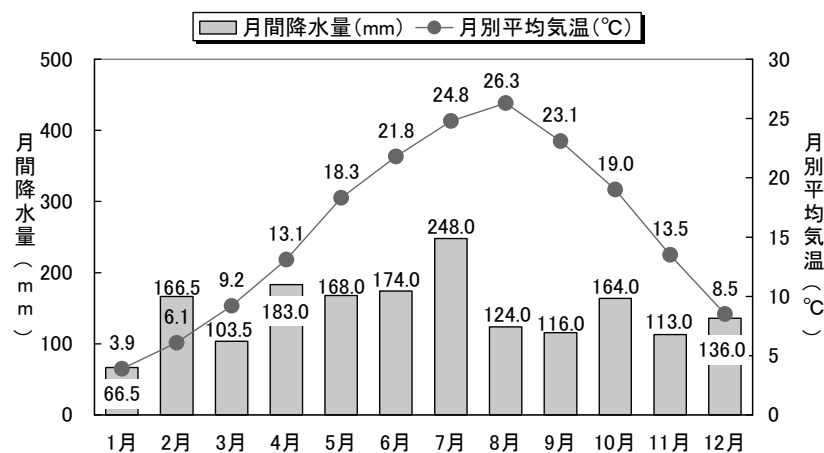
## ■ 気象概要

年	年間気温(℃)			年間降水量(mm)
	平均	最高	最低	
平成9	16.2	36.9	-5.9	1,194.5
平成10	16.6	36.2	-5.2	1,946.0
平成11	16.7	35.3	-3.6	1,147.5
平成12	16.1	36.0	-5.5	1,507.5
平成13	14.8	33.5	-5.5	1,426.5
平成14	15.0	35.0	-4.3	1,498.5
平成15	15.5	34.3	-4.7	1,614.0
平成16	16.9	37.7	-3.0	1,927.5
平成17	15.5	36.5	-5.0	1,429.0
平成18	15.6	34.5	-4.8	1,763.5
平均	15.9	35.6	-4.8	1,545.5

## ■ 降水量及び平均気温の推移



## ■ 月別平均気温及び降水量(平成18年)



資料:統計 さむかわ

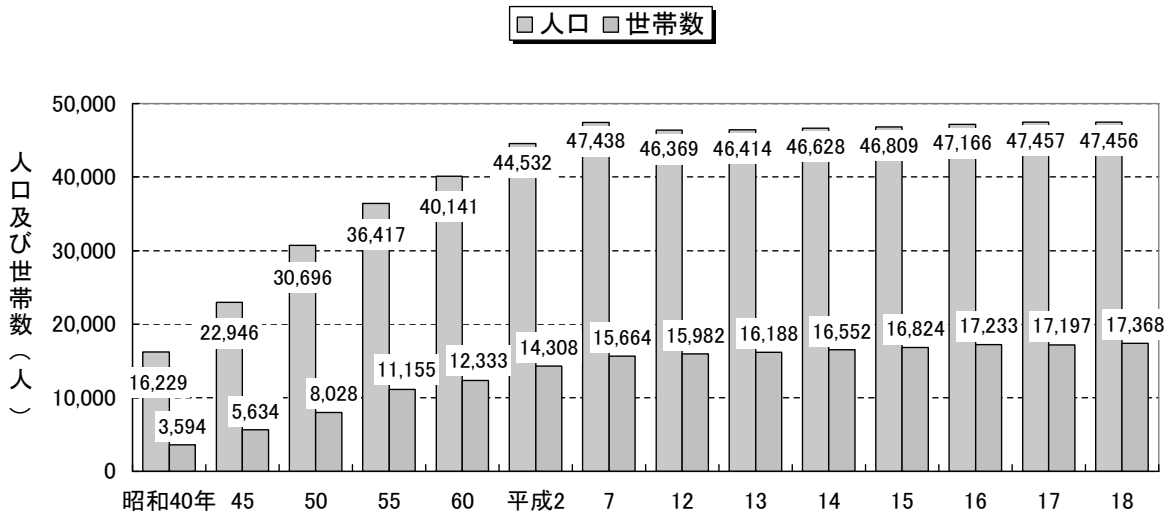
## 人口・世帯数の推移

平成 18 年 10 月現在の人口は 47,456 人、世帯数は 17,368 世帯です。

人口及び世帯数は平成 7 年までは増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

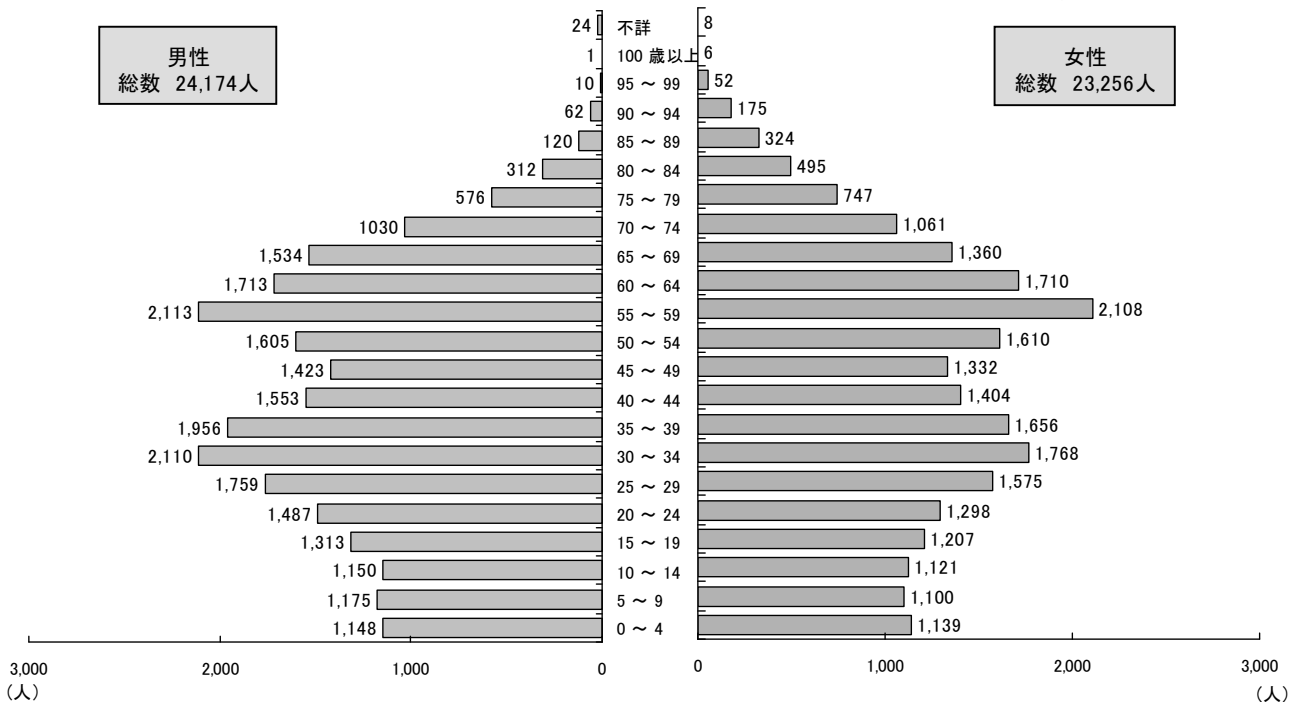
### ■ 人口・世帯数の推移

各年 10 月 1 日現在



### ■ 年齢別人口

平成 19 年 1 月 1 日現在



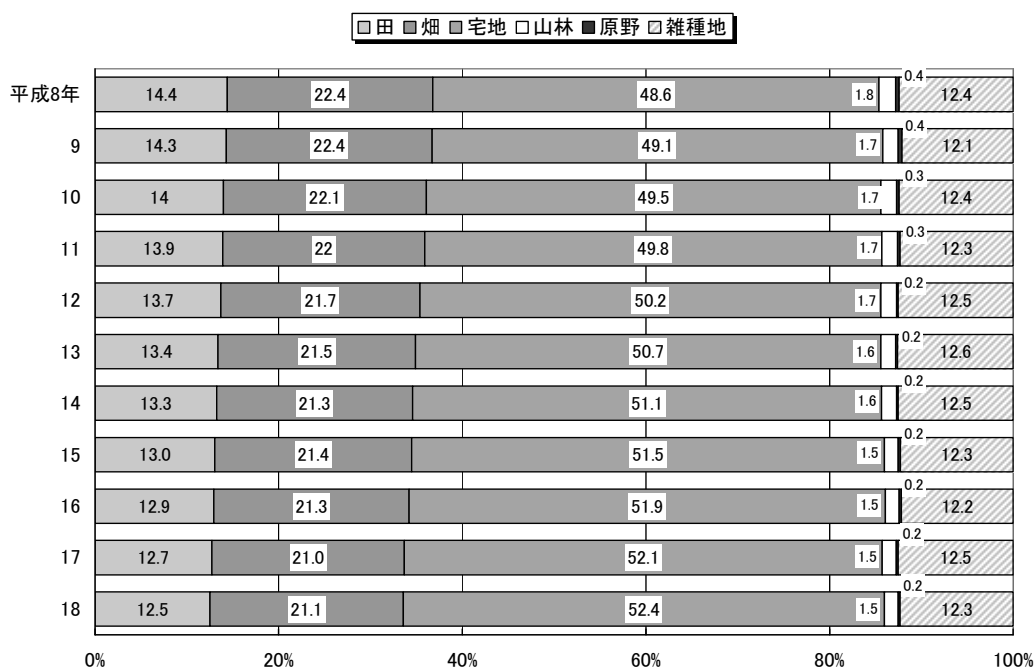
資料: 統計 さむかわ

## 土地利用の変化

本町の平成 18 年 1 月現在における土地地目別面積の割合は、宅地が 52.4%、次いで畑が 21.1%、田が 12.5%です。都市化の進展に伴い、田、畑等が減少して宅地などに変わるなど土地利用が変化しています。

なお、都市計画区域は町全域に指定されており、市街化区域が 698ha（町面積の 52.01%）となっています。

### ■ 土地地目別面積の割合



資料:統計 さむかわ

### ■ 用途地域等指定状況

区 分	面 積 (ha)	割 合 (%)
都市計画区域	1,342	100.00
市街化区域	698	52.01
第1種低層住居専用地域	66	4.92
第1種中高層住居専用地域	92	6.86
第1種住居地域	231	17.21
近隣商業地域	19	1.39
商業地域	2	0.17
準工業地域	110	8.20
工業地域	75	5.59
工業専用地域	103	7.67
市街化調整区域	644	47.99
うち農業振興地域	433	32.27
うち農用地区域	135	10.06

注)用途地域は平成 19 年 1 月 1 日現在、うち農用地区域については平成 16 年 4 月現在

資料:統計 さむかわ、さむかわ 2020 プラン(寒川町総合計画)



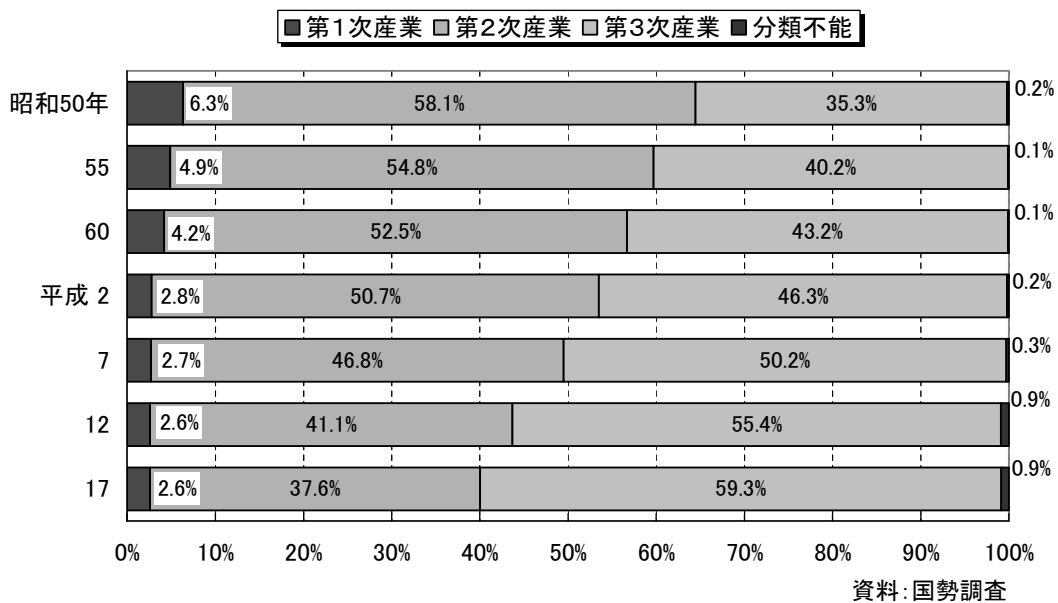
## 産業構造の変化

本町を従業地とする産業別就業者数の構成（平成 17 年現在）は、第 1 次産業（農業・林業・漁業）が 2.6%、第 2 次産業（鉱業・工業・建設業）が 37.6%、第 3 次産業（小売業やサービス業）が 59.3%です。平成 2 年まで比率の高かった第 2 次産業就業者率は減少し、逆に第 3 次産業就業者率は増加しています。

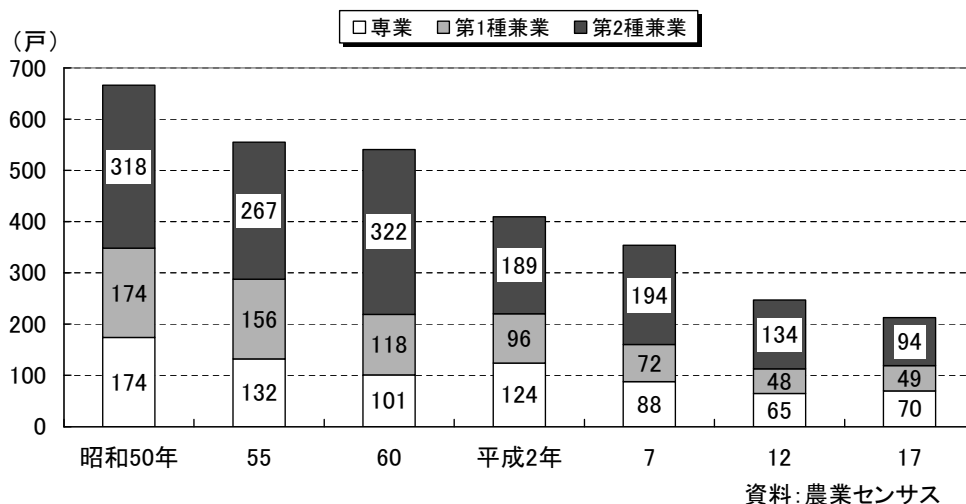
なお、平成 17 年における工業事業所数は 170 箇所、年間製造品出荷額は約 3,826 億円です。また、平成 16 年における商店数は 416 店、従業者数は 3,200 人で、平成 6 年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少しています。

農家数は年々減少し、平成 17 年現在で 213 戸（専業農家 70 戸、第 1 種兼業農家 49 戸、第 2 種兼業農家 94 戸）です。

### ■ 産業別就業者数割合の推移



### ■ 専業別農家数の推移



## 将来都市構造

本町は、厚木広域連携拠点の一翼を担うツインシティ<sup>\*</sup>の形成や、さがみ縦貫道路と2つのインターチェンジの整備、寒川駅北口地区土地区画整理事業、幹線道路の整備などにより、今後都市化が進んでいきます。

寒川駅北口地区土地区画整理事業では、平成 11 年度に策定された、「寒川町中心市街地活性化基本計画“花と青空”・“輝きとふれあい”のまちづくり」に基づき、JR 寒川駅前の広場や周辺の公園等の整備、商店街の形成が行われ、中心的な地区の役割を担うことを目的としています。

また、平成9年 11 月に東海道新幹線の新駅誘致地区に決定した倉見地区では、県央・湘南都市圏における環境共生モデル都市をめざしたツインシティ構想が打ち出され、環境を共生する都市の形成を目指しています。その後、平成 14 年度に「ツインシティまちづくり基本計画」が策定され、まちづくりの実現に向けて検討を進めています。このツインシティ倉見地区については、さがみ縦貫道路と（仮称）寒川北インターチェンジが近くにできることから広域的な交流と連携の窓口（ゲート）として、また町北部の中心的な地区としての役割が期待されています。加えて、本町の南部に整備されるさがみ縦貫道路と（仮称）寒川南インターチェンジの周辺地区においては、さがみ縦貫道路のほか、2本の主要な道路が計画・整備されていることから、交通の結節点として自動車交通の利便性を生かし、周辺環境と調和していく産業活動の中心的な地区としての役割が期待されています。

今後のまちづくりにあたっては、次に示す3つの拠点と周辺都市の主な拠点との地域連携を図るため、東西及び南北方向の連携軸を強化するとともに、3つの拠点を結び付ける連携軸（交通インフラ、情報インフラ、水や緑などの自然）を強化して、それぞれの役割や機能を相互に活かすことで、本町の特性を活かした“にぎわいと活力を創造するまち”を目指していきます。

### 3つの拠点

#### ○生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして、町の中心にふさわしい町民のための商業集積を図り、生活中心拠点として考えます。

#### ○都市未来拠点

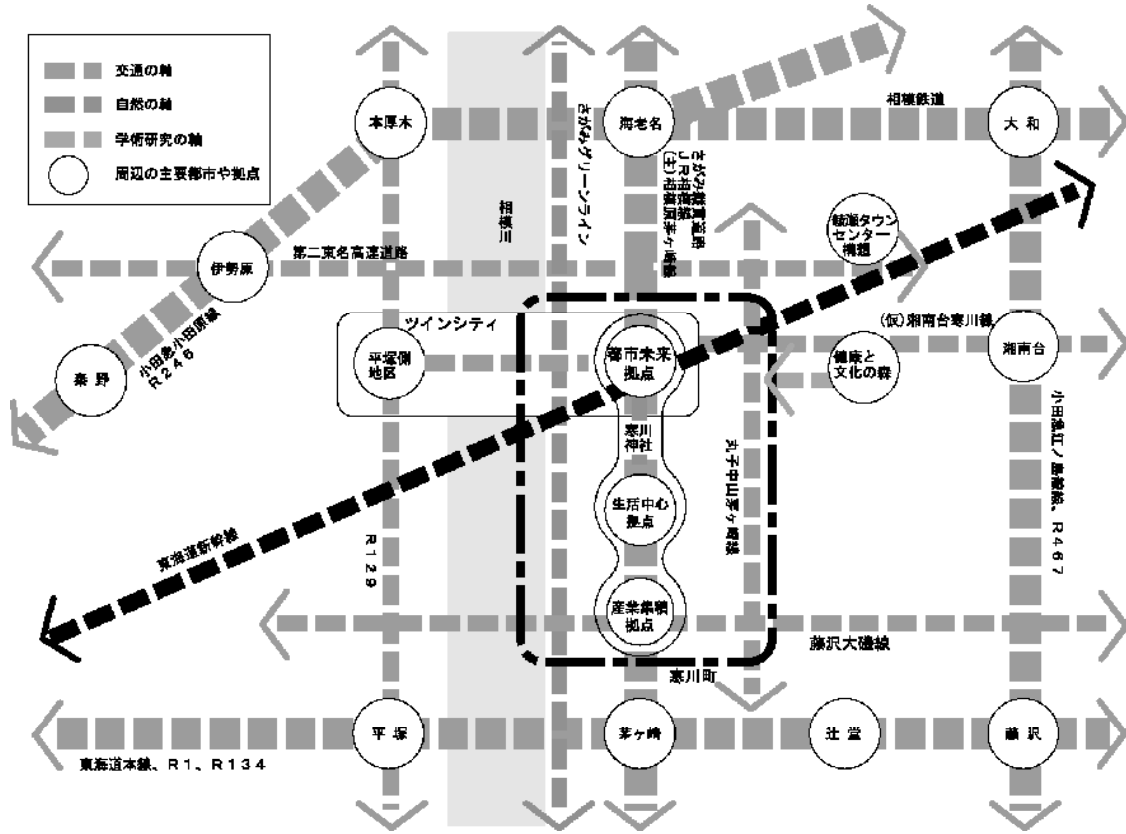
新幹線新駅周辺は、新幹線新駅と（仮称）寒川北インターチェンジのインパクトを適切に受け止めつつ、倉見駅周辺との一体的整備を図ることにより、広域からの集客にも対応した文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、都市未来拠点として考えます。

#### ○産業集積拠点

（仮称）寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます。

資料：さむかわ 2020 プラン（寒川町総合計画）

■ 周辺都市を含めた将来都市構造



資料: さむかわ 2020 プラン(寒川町総合計画)

## 2 寒川町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条～第10条）

第3章 効果的推進のための施策（第11条～第19条）

第4章 環境審議会（第20条）

附則

私たちのまち寒川は、雄大な富士や丹沢の峰々を望み、相模川の流れと四季を通じての温暖な気候に恵まれ、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動や人口の増加による環境への影響は、身近な自然の減少、資源の大量消費とそれに伴う廃棄物の増大、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質の汚濁など、生活に密着した環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すると共に、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

寒川町では、自らが環境に負荷を与えている立場であることを認識し、人と自然との共生のもと調和の取れた豊かな環境づくりを目指した「寒川町環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取り組みを行っているとところである。

この取り組みをさらに推進し、町、町民、事業者及び滞在者が一体となつて環境の保全と創造に努めることにより、美しく住みよい寒川を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人が共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することのできる社会の構築を目指して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのつとり、自らも事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのつとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのつとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「町民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第20条に規定する寒川町環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての指針)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 前項の場合において、町は、特に次に掲げる事項が確保されるよう努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 生きものの生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに樹林、水辺、農地等における自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある都市環境を創造するため、緑化の推進、河川の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ること。

(4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(5) 地球環境保全を推進するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の措置を推進すること。

(報告)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 効果的推進のための施策

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて町民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、町民等の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(町民等の活動への支援)

第13条 町は、町民等が取り組む環境の保全及び創造に関する活動の支援に努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、町民等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第15条 町は、環境の保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第18条 町は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するものとする。

(推進体制の整備)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、寒川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 審議会の委員は、町民、関係団体の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

2 寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年寒川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加え、「実現を目指した廃棄物対策のため」を「実現を目指し」に、「推進するために必要な」を「推進する」に改める。

(寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正)

3 寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例(平成11年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

(寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

4 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成5年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

### 3 環境審議会委員等

#### ■ 寒川町環境審議会委員

氏名	所属団体
上野 ひろみ	公募の町民
池田 征夫	//
吉田 光志	//
井出 一浩	JA さがみ寒川青壮年部
前嶋 笑子	寒川町婦人会
山下 功	東洋通信機労働組合
清田 昭夫	(株)カナリヤ
三留 利明	寒川町自治会長連絡協議会
高橋 勉	相模川第2漁業協同組合
江田 達哉	キリンビバレッジ(株)湘南工場
岩元 豊	寒川町廃棄物減量化等推進協議会
阪岡 晋吉	寒川町立旭小学校
◎ 梶 秀樹	東京工業大学
○ 倉石 隆介	神奈川県環境科学センター
若松 郁夫	環境省環境カウンセラー・(株)山武 湘南工場

◎：会長 ○：副会長 (敬称略)

#### ■ 寒川町環境調整委員会

委員			
◎副町長	○企画政策部長	町民環境部長	都市建設部長
総務部長	健康福祉部長	教育委員会教育次長	
拠点整備担当参事	消防長		

◎：会長 ○：副会長

#### ■ 寒川町環境基調整委員会専門部会

部員				
◎町民環境部長	専任主幹			
企画政策部	総務課長	防災安全課長	広報情報課長	
総務部	福祉課長	高齢介護課長	健康課長	
健康福祉部	町民課長	環境課長	産業振興課長	
町民環境部	道路課長	下水道課長	寒川駅周辺整備事務所長	
都市建設部	都市計画課長	新幹線新駅対策課長		
教育委員会	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	公民館長
	総合図書館専任主幹			
農業委員会	事務局長			
消防本部	予防課長			
会計課	会計課長			

◎：部会長



## 4 寒川町環境基本計画改訂の検討経過

## ■ 平成 19 年度

7月 9日 ~12日	計画改訂に伴う各課ヒアリング	
7月 13日	第 33 回 環境審議会	「環境基本計画」見直しについて（諮問）
8月 3日	第 1 回環境調整委員会専門部会	「環境基本計画」見直し方針について
10日	環境調整委員会	「環境基本計画」見直し方針について
14日	部長会議	「環境基本計画」見直し方針について
24日	政策会議	「環境基本計画」見直し方針について
28日	第 34 回 環境審議会	「環境基本計画」見直し方針について
9月 20日	第 35 回 環境審議会	「環境基本計画改訂版」案について
11月 7日	第 2 回 環境調整委員会専門部会	「環境基本計画改訂版（素案）」について
13日	第 2 回 環境調整委員会	「環境基本計画改訂版（素案）」について
22日	第 36 回 環境審議会	「環境基本計画改訂版（素案）①」について
12月 5日	第 37 回 環境審議会	「環境基本計画改訂版（素案）②」について
11日	部長会議	「環境基本計画改訂版（素案）」について
18日	政策会議	「環境基本計画改訂版（素案）」について
1月 4日~ 2月4日	環境基本計画改訂版（素案）の パブリックコメント	
1月 16日~ 1月 18日	環境基本計画改訂版（素案）住民説明会 (参加者 9名)	
2月 13日	部長会議・政策会議	「環境基本計画改訂版（素案）」に対して 寄せられた意見の報告
27日	第 38 回 環境審議会	「環境基本計画改訂版（素案）」に対して 寄せられた意見の報告
		「環境基本計画」見直しについて（答申）
3月 11日	部長会議	
17日	政策会議	

## 5 寒川町環境基本計画改訂版(素案)に対して寄せられた意見等

「寒川町環境基本計画改訂版(素案)」は、平成20年1月4日から2月4日の間に一般公開(寒川町役場環境課窓口、本庁舎1階ロビー、寒川町公民館、等での閲覧及び寒川町役場ホームページへの掲載)するとともに、その概要版を配布し、ハガキ・FAX・メール・手紙等で意見募集をしました。

また、住民説明会を平成20年1月16～18日に実施し、住民の皆様にご意見いただきました。

以下に、「寒川町環境基本計画改訂版(素案)」に対して寄せられた意見の集計結果とその内容を示します。

### ■ 実施内容

#### 1. パブリックコメント

- (1) 募集期間：平成20年1月4日(金)～平成20年2月4日(月)
- (2) 資料閲覧・配布場所：寒川町役場環境課窓口、本庁舎1階ロビー案内、  
北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、  
寒川総合図書館、町ホームページ
- (3) 意見の提出状況等：意見提出者数 3名(意見総数 33件)
- (4) 内訳別意見件数

項 目		件 数
計画全般		5
重点プロジェクト		9
6つの 望ましい 環境像	参加と協働	3
	生活環境	2
	自然環境	2
	都市環境	5
その他		7

#### 2. 住民説明会

- (1) 日時・場所及び参加者数

日 時	場 所	参加者数
平成20年1月16日(水)午後7時～8時30分	町民センター	4名
平成20年1月17日(木)午後7時～8時30分	南部文化福祉会館	3名
平成20年1月18日(金)午後7時～8時30分	北部文化福祉会館	2名

- (2) 意見の提出状況：参加者数 9名 /意見総数 30件
- (3) 内訳別意見件数

項 目		件 数
計画全般		8
重点プロジェクト		2
6つの 望ましい 環境像	参加と協働	6
	生活環境	4
	自然環境	4
	都市環境	4
その他		2

## ■ パブリックコメントによる意見

### 1. 計画全般

意見番号	意見
1	現基本計画が環境を広く捉えすぎ、焦点がボケているので、思い切った改訂を期待していたが現行踏襲となっている。
2	第三章の問題点を修正する事になるので、重点プロジェクトを定める事は理解できる。しかし重点項目の内容のレベルが他の項目と大差ないので、何処が重点なのか、良く理解出来ない。その上重点として指定された4項目は二重にダブって記載される事となり、煩わしい。重点項目は統合し別扱いすべきである。
3	全体的に、寒川町がどこまで、何をやるのか?が書いてありません。それを書いてください。解説や資料はもう結構です。具体的に何を、何時までにやるのか、財源はどうするのか、責任者はだれなのか?と言う基本的なことだけでもしっかり書いてください。 特に必要財源の将来見通しは基本計画の骨子中の骨子ですから、必ず載せてください。
4	3. <u>なぜ、環境基本計画を作るのか</u> という、基本的なことが忘れられています。 1) 計画は、PDCAと説明されるように、うまく結果を出せるように作られるものです。アテズッポウで目標を決めるものではないのです。目標を持って進めた方が進行管理もやりやすく、達成感を得やすいから目標を設定したのです。できもしない「理想値」を目標にする意味は何もありません。当然、最も重要になるのがPDCAのP(計画)です。「モグラ叩き」スタイルで、出てきた問題を逐次解決する手法を取れば、計画などなくても何の不都合もないのです。 2) 基本計画に載っている「目標値」(目標値のないものも多いが)のほとんどは「お飾り」です。 3) 「前年度作ったから、今年も作る」という論理が通れば、意味のある仕事かどうかをチェックされず、だったら、何年も、同じものを作り続けることになります。こんな役場の体質は困ります。 4) 京都議定書などで高まった環境保護意識が、「公害防止条例」を進化させた「環境基本計画」になったのです。環境保護は世界・地球の話が基本です。「日本だけ環境が良くなればそれで良い」という姿勢は控え、基本計画に入れるとしても末尾に載せるべきことです。
5	4. 今回の見直しの問題点は多々あります。(環境審議会の指摘とダブります) 1) 計画策定時にすでに達成してしまっているのに、「目標」として多く載っている。 2) 目標が書かれていない意見項目が多い。達成できないと分かっている意見項目もある。 3) 環境課のホームページへのアクセス件数など、およそ環境保護の目標にできないような目標に掲げ、それを達成としている。「サクラ」が何件かアクセスすれば、「達成」になってしまう。努力と関係がない意見項目が多い。 4) 肝心の地球温暖化防止(省エネ)などの目標は載っていない。 野菜畑や花・街路樹を増やしても、炭素は蓄積されないため温暖化防止に効かない。 5) 愚にも付かない目標を設けてそこで「達成」という表記を稼いでいる。 達成度の割合を高く見せようとする意見項目は減らすべきである。「格好付け」は必要がない。

## 2. 重点プロジェクト

意見番号	意見
1	重点項目とワザワザ定めたとは思えない内容が散見する。例示すればこどもエコクラブについて今更「20年度一年もかけ効果的な支援体制普及方法の検討」と言ったノンビリペースで良いのか。
2	地球温暖化防止がこれだけ叫ばれ、「日本さえ良ければそれで良い、寒川だけよければそれで良い」とは言えなくなって来ているのです。それなのに、末尾の数ページしかこのことに触れていません。近隣自治体とは大きく違います。地球温暖化防止とゴミ問題を巻頭に置くべきです。基本的な所で実績が出なければ「環境基本計画を策定した意味」がありません。
3	<p>町民の一人当たりの電力使用量の推移（推計値）というグラフが、P115 に載っていますが、これに注釈で、神奈川県電灯・電力使用量を人口比で按分した主旨のことが書いてあります。このようなデータを基本計画に載せる必要はありません。省いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●このグラフを載せた目的は、「住民が地球温暖化防止に努力したことが分かるため」だと思います。単なる資料を載せたのではないと思います。</li> <li>●890万人を4.7万人に近い値で按分したのでしょうか、「川崎と寒川が同じですか？」と、環境審議会で見解が出ているように、これを載せる意味はありません。家庭にモニターを設置してこの値から全体消費量を推定している自治体もあるのです。この方法なら、まだ、町民が努力しただけの成果が数値で現れます。この方法なら、電力消費量のデータを載せる意味があります。</li> <li>●地球温暖化防止と言っているのに、何も載せないわけには行かないという、環境基本計画の体裁を整えるための記載だとしか思えません。これこそ無駄な税金の使い方です。体裁より実績です。</li> </ul>
4	<p>電気使用量、CO<sub>2</sub>発生削減目標</p> <p>神奈川県の使用量から町の使用量を推定するのは無理であり、別の目標を考えるべきである。</p>
5	<p>18年度、町関係施設の電気使用量は増えたが、CO<sub>2</sub>排出は減ったと言う報告がされているが、疑問である。（18年は17年に比較し夏涼しく、冬暖かいというデータもあり、減って当たり前という指摘もある）</p> <p>削減努力が正しく表される目標にして欲しい。</p>
6	ゴミ削減の為に新規な施策は見当たらない。むしろ可能性のある費用削減を重点にしては如何か。
7	町関係施設のCO <sub>2</sub> の発生量が減少したとしているが、数字に疑問がある。
8	審議会から強く指摘されているこどもエコクラブの設立はその緒にも付いていない。（人ごとの様な書き方である）
9	こどもエコクラブの設立目標（20を10に）

## 3. 参加と協働

意見番号	意見
1	環境美化活動の実施回数（3を40に？間違いか）
2	目標にエコネット参加人員の増を上げているが、エコネットとどの様に擦り合わせたのか
3	エネルギーに関連し、町がISO14001の認証取得を決意したらしいがどれだけお金と手間が掛かるか理解した上での事か。

## 4. 生活環境

意見番号	意見
1	悪臭等の苦情件数は基準年である平成 13 年には 11 件が 18 年には 51 件と増えているにも拘わらず改善したとしている。
2	宮山地域内の樹林に 10 年前からトラフズクが飛来し現在 9~11 羽が住んでいます。2月2日平塚博物館の方が視察され確認されました。トラフズクのこうした例は極めて貴重なものです。保護のため騒音規制、照明規制（夜間）が求められます。南側にマンション建設が計画されています。業者に対して協力するよう要請してほしい。

## 5. 自然環境

意見番号	意見
1	保存樹林の指定面積（50,000 平方メートルを 20,000 に）
2	保存樹木の指定数（120 本を 58 本に）

## 6. 都市環境

意見番号	意見
1	散乱ゴミが減少したと評価しているが、町ぐるみ美化の日に収集したゴミの総量をその指標とする事は疑問である。
2	プラゴミの分別を始め、ゴミ収集方法の変更を行ったがゴミは増え、処理費は増加した。その事に対する反省がない。
3	一人当たりの公園面積（10 平方メートルを 5 に）
4	小出川の多自然型河川工法等の整備延長距離（大幅ダウン）
5	防災基本計画に載っているようなことは、防災計画に載せれば十分です。省いてください。同じような記載がところどころにあります。「環境」に絞って記載をお願いいたします。

## 7. その他

意見番号	意見
1	環境改善は行政の力のみでは限界があり、住人を巻き込む必要がある。今回の改訂作業にあたり、どの程度住民を巻き込んだであろうか。
2	審議会の公開はなぜ広報で公告しないのか
3	環境審議会の意見を組み入れよ。 パブコメの前に、審議会の意見を組み入れるのが筋でしょう。先日、環境審議会を傍聴しましたが、この会議で、問題点はいろいろ指摘されており、もう少し議論が必要だと委員から意見が出ていたにもかかわらず、「時間切れ」という理由で議論を環境課は打ち切っていました。 今年発行の「環境報告書」の末尾にも「審議会の答申を毎年無視している、尊重せよ」という答申が付いていました。こんな文書が広く配布されると思うと情けなくなります。
4	本当にこのような基本計画の見直しを、600 万円もの税金を使って行う必要があるのかどうか、 <u>住民の意見を聞いてみてください。</u> イ) 不要だ 口) 100 万円以下 ハ) 300 万円以下 ニ) 現状がいい ホ) 600 万円以上 などの選択肢を設定し、無作為抽出した住民からアンケートを取ってください。これによって、役場のやっていることが住民のためになっているかが分かります。これを確かめることこそが、住民の参加と協働の基礎だと思えます。議員だけに聞けば（予算審議で）十分としないのが「住民参加」です。

意見 番号	意 見
5	<p>142 ページにもなる分厚い「環境基本計画改訂版素案」が本当に必要なのでしょうか。</p> <p>1) 確か予算を 600 万円ほど使っているはず。それだけ金をかける（＝税金を使う）価値があるのでしょうか。</p> <p>2) 役場は「価値があり、必要だ」と言うでしょうが、それなら、無作為に住民を選んで、「必要か?」、「どのぐらいの予算にするのが妥当か?」とアンケートし、その結果に従ってください。「この計画を、20 ページほどに圧縮したらどうか」と提言すると、きっと「できない!」という答えが役場から来るでしょう。「どのぐらいの紙数にするのが妥当か」と聞いても「このぐらいのボリュームがベスト、どうしてもこれぐらいのものになってしまう。」と答えることでしょう。それなら、住民を無作為に抽出して「どれぐらいのものを作るのが妥当だと思いますか」と聞いてみてください。民意が分かります。</p> <p>3) 住民向けの説明会を開いて、聴きに来る人はどのぐらいでしょう。集まる人が多くなければ、関心が薄い、または環境基本計画に期待していない人が多いということになります。民意が分かります。住民の関心のない計画を、税金を使って作る必要はさらさらなく、役所の仕事が増えるだけです。国が作れと言うなら「小さな計画書」を作れば済みます。</p> <p>4) この種の計画は、一般の民間企業では、絶対作らないものです。町長の方針のひとつは、「民間の良さを取り入れる」ことです。目標が不明確で、未達成になっても誰も責任を取らない、こんな冊子に力を入れる民間企業は絶対ありません。民間企業の従業員も、常に「自分たちの行っている作業が意味あることか、どれぐらいのお金を掛けるのが妥当なのか」考えているものです。もし、20 ページ程度で十分だという民意が出るなら、各部門の専門家が集まっている環境町民会議（エコネット）で見直せば十分です。おそらく 100 万円もあればお釣りが来るはず。</p>
6	<p>5. このままで基本計画が決まると、来年度の環境報告書には、昨年度と同様に、ゴミは5%増え、川の水質は軒並み未達成で、町の電力使用量の総量は分からなかった、などと書くことになるでしょう。</p> <p>1) 住民が知りたいのは、地球温暖化防止に寄与しているか、寒川の自然環境が破壊されていないか、ゴミの処理は適切になされているかなどです。そして、「達成」に向けて住民や役場が努力した甲斐があったことを知りたがっているのです。</p> <p>2) これは、何も環境基本計画だけではなく、「2020 プラン」や「水と緑のまちづくり計画」、「防災基本計画」など、多くの計画にも言えることです。町には、計画の「成果」が公表されていないものが多いのです。書いただけで終わっているもの、期限を過ぎても見直ししないもの、計画倒れになっているもの、計画の説明会を開いても 15 人しか住民が集まらないもの、などなどです。これは、どの計画も必要がないという明らかな証拠です。しかし、議会で何か質問されると、部長は、「計画に沿って、実施しています」と答えることが多いのです。実は何もやっていない言い訳に、「計画通り行っている」と言うのです。</p> <p>3) 「何時までに達成する」と計画に期限が書かれているものがありますが、大丈夫ですか? 第一、資金をどうするのですか、もし達成できなったら誰かが責任を取るのですか。民間会社で、もし計画未達成となれば、責任者の首が飛びます。</p>
7	<p>説明会の参加者が僅か 10 名足らずでも、これで良しとするのか。パブコメ用にダイジェスト版をワザワザ作成した様だが、これだけで理解できると考えているのか、このように住民の意見を真摯に聞こうと言う姿勢が見られない事は残念な事である。</p>

## ■ 住民説明会における意見

### 1. 計画全般

意見番号	意見
1	他の自治体の基本計画と比較しても、似たような形になってしまおうと思いますが、寒川町の特徴が出ている印象はありますか。
2	計画の内容が多岐にわたっていますが、どこ町の計画なのかわかりません。寒川町の特徴が出ていません。行政の姿勢が見えず、具体性がないため、身近な問題として捉えられません。
3	環境目標を達成するために取り組む施策をこれまでやってきたことをふまえて、もう少し具体的に示し、今ある問題に対する施策をやって欲しいと思います。
4	概要版を見ても、計画の全体像がわからないので、構成図をいれてみてはどうでしょうか。
5	町民が行動に移せるような記述の仕方にしてほしいと思います。
6	目標に対しての、具体的にどういう行動をするか、ポイ捨てをなくすには、「パトロールを増やす」など、といった内容を示した方が良いと思います。
7	今まで、平成 15～19 年までやってきた内容をもう少し反省をするべきだと思います。作りっぱなしにならないように、課題の反省を含めた内容であってほしいと思います。 指標については、数値目標にすべきだと感じました。 民間の会社では、反省があって進歩するという考え方があるので、それを取り入れてほしいと思いました。
8	オープンにできるものはして、町や町民が協働でやっていくべきだと思います。町民がやるべき取り組みは町民が取り組むべきであって、行政だけがやるものではないと思います。

### 2. 重点プロジェクト

意見番号	意見
1	「地域だけ良ければいい」という感覚ではいけない、というのが環境教育や町の方針であり、国の方針だと思います。現在、一番大事である地球温暖化防止についての内容は、最初の頁にもってきたほうが良いと思います。
2	ゴミの減量化についても、もう少し他の自治体を参考にしてみたいはかがでしょうか。

### 3. 参加と協働

意見番号	意見
1	P6、「図書館等に環境コーナー～」の取り組みも目立つような工夫をした方が良いと思います。
2	総合学習の時間が減る中で、町は重点項目を進めようとしているので、整合性が取れていないと思います。
3	P6、環境団体の育成、活動促進について、団体の人たちが何をやっているか、興味を持ってもらえるようにした方が良いとおもいます。
4	こどもエコクラブを広めるため、もっと広報に掲載したら良いと思います。
5	環境活動は、行政が入る必要があると思います。今、点在しているボランティア活動の報告会を環境課が旗振り役をやってはどうでしょうか。
6	茅ヶ崎市では、環境活動の報告記録を本にまとめています。寒川町でも同じように形に残すことをやっていきたいです。ボランティア活動を楽しくやれるように工夫してできると良いと思います。

## 4. 生活環境

意見番号	意見
1	P63、大気環境指標として、鉄道利用者数とありますが、公共交通機関は鉄道だけではありませんし、目標も「現状より増やす」と書いてありますが、指標としての尺度設定が分かりづらいと思います。説得しやすい指標にしてはどうかと思います。
2	光化学スモッグについては、定点観測により環境の変化を把握し、今後の資料にできるようにデータを取っておく必要があると思います。
3	もっと地域の住民と町と一緒にパトロールをやっていけるようにしてはどうでしょうか。
4	水田用の水路は、水が流れていないときは、ゴミだらけになっています。町の中に水辺があるとうるおいを感じるので、どうにかできたらと思います。

## 5. 自然環境

意見番号	意見
1	P9、外来生物について、具体的なテーマを取り上げた内容にしてはどうでしょうか。町民に分かりやすく、取り組みやすい内容にしたら良いと思います。
2	樹木の整備について、寒川町は樹木に名付けされていなかったりします。樹木の名前を表示してほしいと思います。
3	野生動植物について、目久尻川の改修でカワセミが住む場所がなくなっています。保全する場所を決めておく必要があると思います。以前、タヌキが神川橋下流にいましたが、河川改修後いなくなりました。人が便利にすると、動植物に対して影響が出ることもあるので、保全地域のようなものを設定して取り組んでいくべきだと感じます。
4	環境目標 11、農地を守り、活用するについては、大いに進めてほしいと思います。

## 6. 都市環境

意見番号	意見
1	P10、水辺について、「川とのふれあい公園」に四季を通じて水があるようにしてほしいと思います。同じように、ふるさと緑道も水があるべきところなのに湯水の時期があるので、気になります。
2	「うるおいのある道づくり」に「自然とふれあう散策路を整備します」とありますが、具体的にどこからどこなのか、道ができたかできないかがわかるようなはっきりした内容を示してほしいと思います。
3	環境目標 14 歴史的文化的環境について、寒川町は、寒川神社をはじめ、歴史文化財を散策する人たちが多く来ます。文化財のそばに遊具を置いたりしないでほしいと思います。保存するならば、もっと大事にするような施策をやってほしいと思います。有名な文化財があるので、これらに親しめ、興味を持って見てもらえるようにしてほしいと思います。
4	文化財マップは、観光協会、教育委員会でつくっているものを統一してはどうでしょうか。

## 7. その他

意見番号	意見
1	環境審議会で出た意見が反映されていないのではないのでしょうか。
2	基本計画は、全 142 頁となっているが、600 万円程の予算を使ってつくる意味があるのですか。住民に是非を問いてはどうでしょうか。



## 6 諮問・答申

## ■ 諮問

寒 環 第 45 号  
平成 19 年 7 月 13 日

寒川町環境審議会会長 様

寒川町長 山田 文夫

寒川町環境基本計画見直しについて(諮問)

寒川町における環境施策につきましては、平成15年度から平成23年度を計画期間とする寒川町環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、計画の見直しについていかにあるべきか、寒川町環境基本条例第8条6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## ■ 答申

平成 20 年 2 月 27 日

寒川町長 山上 貞夫 様

寒川町環境審議会  
会 長 梶 秀樹

寒川町環境基本計画見直しについて(答申)

平成19年7月13日付け寒環第45号によりなされた、本審議会に対する「寒川町環境基本計画見直しについて」の諮問に関し、以下のとおり結論を得ましたので答申いたします。

寒川町では、町の目指す望ましい環境像として「ひとりひとりが 自然と文化を愛する 水とみどりのまち」を掲げた寒川町環境基本計画に基づいて、平成15年3月の計画策定以降、さむかわエコネットを始め町民との連携・協働による環境活動や町役場における温室効果ガスの削減に向けた活動など、各種の環境施策への取り組みが行われてきました。

しかし、近年、資源のリサイクルや地球温暖化防止に関する新たな法整備が進むなど、環境を取り巻く社会状況は大きく変化するとともに、環境基本計画に基づく取り組みを進める中で、全ての目標を網羅的に達成することの難しさや、より強力な推進体制の必要性など、いくつかの課題が明らかになってきました。

そこで、本審議会での「見直し」作業としては、現行計画の基本的な枠組みを踏襲すること、ならびに町の関連計画との整合性を保つことを前提として、環境施策全般の見直しを進めるとともに、計画の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき施策を選定し、それについては詳細な実施スケジュールを策定しました。

具体的には、循環型のまちを目指すために廃棄物の削減とリサイクルを進めること、地球温暖化防止のために温室効果ガス排出量の削減を進めること、町民・事業者等の環境保全への意欲を増進するため、環境教育・環境学習を充実していくことを重点施策として取り上げました。

改めて申すまでもなく、今後の環境行政の推進については、町民・事業者等への周知を徹底することが極めて重要となりますが、それ以上に職員の環境意識の高揚を図り、行政内部の横断的な取り組みを進めることが肝要です。そのため、町におかれましては、職員の環境教育を充実するとともに、必要に応じて行政組織を柔軟に改変し、財源を効果的に配分して効率的な計画の進行管理を図り、これまで以上に計画目標の着実な達成に努めて頂きたく強く要望いたします。

## 7 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

### 大気関係

#### ■ 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること
告示年月日	昭和48年5月8日	昭和53年7月11日	昭和48年5月8日		
達成期間	維持されまたは原則として五年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持されまたは早期に達成されるよう努める		

有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(注3) 環境基準は、各物質ごとに、当該物質によると認められる大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

## ■ 環境基準の評価方法(要約)

### 環境基準による大気汚染の評価

短期的評価		連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
長期的評価	2%除外値	浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、大気汚染に対する施策の効果等を判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準を達成しなかったものとする。
	98%評価値	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には環境基準を達成しなかったものとする。

## 水質関係

### ■ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	達成期間	該当水域
カドミウム	0.01 mg/l以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする	全公共用水域
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/l以下		
六価クロム	0.05 mg/l以下		
砒素	0.01 mg/l以下		
総水銀	0.0005 mg/l以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下		
四塩化炭素	0.002 mg/l以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下		
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		
1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下		
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下		
チウラム	0.006 mg/l以下		
シマジン	0.003 mg/l以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下		
ベンゼン	0.01 mg/l以下		
セレン	0.01 mg/l以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下		
ふっ素	0.8 mg/l以下		
ほう素	1 mg/l以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## ■ 生活環境の保全に関する環境基準〈河川(湖沼を除く)〉

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25 mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50 mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100 mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/l 以上	—
該 当 水 域	全公用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

## 地下水関係

## ■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## 土壌関係

### ■ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ農用地では米1kgにつき1mg未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ農用地(水田)では土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(水田)で土壌1kgにおいて125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下

(注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注2) 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 環境基準は、各物質ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注4) 環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他各項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

## ダイオキシン類関係

### ■ ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

### ■ 排出ガスに係る排出基準

廃棄物焼却炉(施設能力)	新 設	既 設
4t/時以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
2~4t/時	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
50kg~2t/時	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	10 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

1ng(ナノグラム): 10 億分の1g

1pg(ピコグラム): 1 兆分の1g

TEQ: 毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

M<sup>3</sup>N: 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。

## 騒音関係

## ■ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

騒音に係る環境基準と地域類型指定

	時間区分		類型指定地域
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	55dB 以下	45dB 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

(注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。

(注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路交通法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15m、2車線を越える道路では20mの区域をいう。



## 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
75dB	70dB

(注1) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- a区域: 専ら住居の用に供される区域
- b区域: 主として住居の用に供される区域
- c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注2) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の道路では道路端から15m、2車線を越える道路では20mの区域をいう。

## 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

(注) 環境基本法では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を知事が指定することになっており、指定の状況は次のとおりである。

- I: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- II: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 WECPNL以下
II	75 WECPNL以下

(注) 環境基本法では、航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を知事が指定することになっており、指定の状況は次のとおりである。

- I: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- II: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 8 用語解説集

五十音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動のこと。必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどが挙げられる。
	アスベスト（石綿）	天然の繊維状の鉱物で、石綿（いしわた、せきめん）ともいう。断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、飛散し、人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがある。現在は原則として製造等が禁止されている。
	一酸化炭素（CO）	燃料の不完全燃焼により発生する気体のこと。身体に入ると酸素の供給を阻害する。主な発生源は自動車である。
	移入種 （外来生物・外来種）	人為的に限らず、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に入り込んだ個体の種を指すが、一般的には人為的に自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。「外来種」とほぼ同義語だが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。 移入種は、在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼし、在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。
	雨水幹線	側溝や街渠等に集水した雨水を流す主要な下水管渠のこと。集中豪雨など大雨が降ったときに、河川の氾濫を防ぎ、周辺の家屋への浸水被害を軽減するなど、大量の雨水を安全に河川へ排出する。
	雨水浸透設備	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。例として、浸透柵や透水管、透水性舗装などがある。 市街地では、降った雨は地下に浸透せず、一気に川に流れ込むため、年々一気に川に集まる水量は多くなり、川の氾濫や床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生し、逆に地下水や湧水量は減少している。
	エコストア	簡易包装の推進、使い捨て容器・製品の使用削減、資源回収の推進、紙ゴミの減量、消費者に対するPRの推進、従業員への環境教育などの環境に配慮した事業を実施している店舗に対し、自治体が特定の制度などにより認定したもの。寒川町ではまだ制定されていない。
	エコドライブ	おだやかにアクセルを操作するなど環境にやさしい運転方法のこと。 エコドライブを実践することで、自動車の排出ガスを削減できるだけでなく、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出も抑制することができる。

五十音	用語	内容
あ 行	エコファーマー制度	平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を提出した農業者に対して、都道府県知事が環境にやさしい農業に取り組む農業者（認定農業者）として、認定する制度のことです。平成19年3月末現在の認定件数（全国）は127,266件（実数）である。
	NPO	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳される。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。1998年に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が制定された。
	オゾン層	地上から20～25kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾンは波長域200～360nmの光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには、CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）、CH <sub>4</sub> （メタン）、N <sub>2</sub> O（亜酸化窒素）、フロンガス[HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）]、SF <sub>6</sub> （六フッ化硫黄）などがある。
か 行	外来生物・外来種 （移入種）	移入種を参照
	家庭菜園・生きがい農園	農業者以外の市民を対象に野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。広報紙などで利用者を募集している。生きがい農園は65歳以上が対象となっている。
	家電リサイクル法	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。
	環境家計簿	地球温暖化を防ぐため、消費者が楽しみながら、また、家計費の節約を励みとしながら、環境保全に配慮したライフスタイルを自然に実践していくことができるよう工夫した家計簿のこと。家計簿は、各家庭でどのくらいの二酸化炭素を排出しているのか、どのような行動をすれば排出量を減らせるか把握できるようになっている。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。

五十音	用語	内容
か 行	環境教育・環境学習	幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てること。
	環境配慮型事業活動	環境の保全を意識した、事業者の活動を示すが具体的に定義されていない。例として、廃棄物の減量化、再利用化、空調・照明の省エネ、自然エネルギーの利用、低公害車の導入、雨水や中水の利用などがある。
	環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。 具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。
	環境マネジメントシステム (ISO14001)	企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画 (Plan)」を立て、それを「実施 (Do)」、達成度を「評価 (Check)」し、結果をもとに「更なる改善 (Action)」するという PDCA サイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムのこと。
	揮発性有機化合物 (VOC)	常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや SPM (浮遊粒子状物質) の発生に関与していると考えられている。
	京都議定書	1997年12月、「地球温暖化防止京都会議」において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月に京都議定書として発効され、わが国においては、2008年～2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年と比較し、6%削減することが義務付けられている。
	近隣騒音	商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音のこと。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。
	光化学オキシダント	太陽光線 (紫外線) によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	こどもエコクラブ	環境庁 (現環境省) が平成7年度から開始した、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。

五十音	用語	内容
か 行	ゴミ資源化率	(資源リサイクル回収量(可燃系・不燃系)＋資源プラスチック類回収量)÷一般廃棄物排出量×100
さ 行	自然エネルギー	太陽光、水力、風力、地熱など自然の活動により生み出されるエネルギーのこと。
	自然環境保全地域	自然環境の保全及び回復育成に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するため緑地保全の指定を告示した地域のこと。保全地域では、恒久的な保全を図るため、地区内の行為が制限されている。
	社寺林	寺院や神社の林のことで、神聖な場所として大切に守られてきた。多くの場合常緑広葉樹林(照葉樹林)であり、その植生はしばしば原生林の面影を残している。
	循環型社会	これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。
	浸透樹	河川の雨水流出量の抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備のこと。
	生態系	植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系(システム)のこと。
た 行	ダイオキシン類	工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう塩素を含む有機化学物質のこと。 通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ち、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応しない安定した状態を保つことが多い。しかし、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性などが確認されている他、生殖障害や免疫機能の低下を招くおそれがあるとされている。
	大規模地震対策特別措置法	「大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めた」法律。昭和53年に制定された。
	多自然型河川工法	河川・湖沼における護岸を可能な限り草や木、石、土を利用して、自然にできるだけ近い状態に復元し、動植物の生息環境の保全・創造を行う河川改修工法のこと。
	町民大学	町民に環境意識の向上と環境活動に参加する機会を提供することを目的とする。野鳥観察会、発電所の見学、洋服のリフォームなど、さまざまな講座が実施されている。

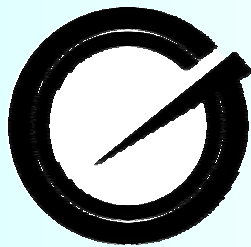
五十音	用語	内容
た 行	ツインシティ	東海道新幹線新駅誘致地区である寒川町倉見地区と相模川対岸で新たな都市づくりを行う平塚側地区という、二つの異なる条件を持った地区でそれぞれ個性豊かな都市づくりを進めようとするもの。
	低公害車	従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、千葉市）では、自動車公害対策の一環として「八都県市低公害車指定制度」を行っている。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているがソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	電動式生ゴミ処理機	家庭で、生ゴミを乾燥・分解して減容化する処理機で、家電メーカーなどから発売されている。
	透水性舗装	地下水の涵養などの効果がある雨水を地中へ浸透させる工夫をした舗装のこと。
	都市公園	都市公園法に定義されるもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地のこと。
な 行	生ゴミ処理機・容器	一般家庭から排出される生ゴミを減量させる機器のこと。減量された生成物は、堆肥としても利用できる。
	二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質である。「大気汚染防止法」（昭43法97）では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、更に総量規制も実施している。現在の環境基準の達成率は、ほぼ100%に近い状況である。
	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する気体のこと。自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものと懸念されている。
	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物（NOx）の一種。発生源は自動車や工場、事業場など。
は 行	BOD（ビーオーディー） （生物化学的酸素要求量）	生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

五十音	用語	内容
は 行	PRTR（環境汚染物質排出・移動登録システム） 制度	<p>有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外にどれくらい運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組みのこと。</p> <p>対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、年に1回報告する。</p>
	PCB （ポリ塩化ビフェニル）	<p>無色液体（塩素化の程度に結晶状）、不燃性で科学的に安定度が非常に高く、極めて分解されにくい物質。耐熱性、電気絶縁性にすぐれた化学物質としてトランス油、ノーカーボン複写紙などに用いられた。一度体内に入ると極めて分解、排出されにくく、蓄積性が高いため、人体にとって危険度が高い。環境基準は「検出されないこと」となっており、1972年から生産・使用が禁止となっている。</p>
	PDCA サイクル	<p>Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念である。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。</p>
	浮遊粒子状物質（SPM）	<p>大気中に浮遊する粒径が10<math>\mu</math>m（ミクロン：1<math>\mu</math>mは、1mmの1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。</p>
	保存樹木、保存樹林	<p>都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木（樹木の集団が300<math>m^2</math>以上のものを樹林という）のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹木の所有者は、保存樹木について枯損防止等保存に努める義務を負う。</p>
	保存樹木等奨励補助金	<p>町内の良好な樹木・樹木を保全するための支援制度（但し、文化財保護法、森林法で指定されているものは除く）のこと。</p> <p>条件に該当し、町の指定を受けた樹木・樹林に対して、補助金を交付する。</p>
ま 行	緑の里親制度	<p>企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援するしくみのこと。</p>
や 行	屋敷林	<p>季節風による家屋や田畑の被害を軽減するために造成、維持される森林のことで、家屋の敷地内に造られるもの。</p>

五十音	用語	内容
や 行	有害鳥獣	法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを有害鳥獣とっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。
	遊休農地	農地として管理されていないため、草木が生え荒れている土地。
ら 行	レッドリスト	日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。 野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を把握し、一般への理解を広める必要があることから作成された。
	緑化基金	平成2年に制定された「寒川町緑化基金条例」にもとづいて、緑化の推進を図る事業の財源とするために設置された基金のこと。
	緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、都市計画法第8条に規定される地域のこと。 指定については、面積が10ha未満のものについては市長が決定し、10ha以上のものについては県知事が決定することとされている。 緑地保全地区に指定されると、様々な行為の規制が発生する。







## 寒川町環境基本計画 改訂版

発 行： 寒川町

編 集： 町民環境部 環境課

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山 165

T E L : 0467-74-1111 (代表)

U R L : <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>